富士火災

富士火災の現状

2012

ディスクロージャー誌

企業理念

私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、
すべてのお客さまに確かな安心を提供し、
活力ある地域社会の実現に挑戦します。

コーポレートメッセージ

安心にも、クオリティがある。

はじめに

当社は、1918年(大正7年)の創業以来、損害保険事業を通じて社会生活の安定と企業の健全な発展に資することを目的とし、社会の一員としての責任を果たすべく努力してまいりました。

当社は、コーポレートメッセージ「安心にも、クオリティがある。」にもありますとおり常に品質にこだわり、“身近で頼れるプロフェッショナル”として、すべてのお客さまに確かな安心を提供し、活力ある地域社会の実現に挑戦します。また、社員一人ひとりがお客さまの視点で考え、行動する企業風土を徹底し、お客さまから高い信頼をいただけるよう全力を尽くして努力、邁進していく所存でございます。

このたび、当社の経営課題への取り組みや、さまざまな事業活動の現状についてまとめた「富士火災の現状2012」を作成いたしました。

本誌が皆さまにとって、当社をご理解いただくうえで少しでもお役にたてれば幸いに存じます。

会社概要

設立：1918年(大正7年)4月18日
資本金：559億円
総資産：8,580億円
代理店数：23,329店
従業員数：5,309名
ホームページアドレス :http://www.fujikasai.co.jp/
(2012年3月31日現在)

※本誌は「保険業法第111条」および「同施行規則第59条」に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

富士火災の現状と方向性

- 会社概要 …… 1
- トップメッセージ …… 2
- コーポレートビジョン …… 4
- 富士火災グループについて …… 5
- チャーティス・カンパニー …… 6
- 東日本大震災への対応 …… 7
- 代表的な経営指標 …… 10
- トピックス …… 13

運営体制について

- コーポレートガバナンス …… 14
- リスク管理体制 …… 16
- 法令遵守の体制 …… 18
- 責任準備金の合理性および妥当性 …… 19
- 内部統制システムの構築 …… 20
- 顧客保護管理態勢 …… 21

商品・サービスについて

- 主な販売商品 …… 22
- お客さまサービス …… 24
- リスクマネジメントサービス …… 27
- お客さま相談サービス …… 29
- 保険の仕組み …… 30

富士火災のマンパワー

- 人材育成プログラム …… 34
- 人権への取り組み …… 36
- CSR …… 37
- 代理店制度 …… 40
- プロフェッショナルアドバイザー(営業社員)制度 …… 41

資料編 …… 43

トップメッセージ

“身近で頼れるプロフェショナル”としてすべてのお客さまに確かな

代表取締役社長兼CEO
横山　隆美

日頃より、皆さまには富士火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

また、昨年発生した東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、あらためまして被災された皆さまおよびご家族、ご親族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨年度の事業経過につき皆さまにご報告申し上げます。

2011年度の業績

2011年度の損害保険事業における業績につきましては、東日本大震災後の復興需要や地震保険におけるニーズの高まり、また新車販売の復調等の要因により、火災保険、自賠責保険等が増収し、元受正味保険料は対前年比0.8%の増収に転じました。

正味支払保険金は、地震による支払だけでなく、風水災などの自然災害も多発したため増加し、損害率は大幅に上昇しました。その結果、保険引受損益は93億円の赤字となりました。

資産運用損益においては、引き続き円建債券を中心とした安定的な運用方針を継続し、94億円の利益を確保しました。一方で、法人税率引下げ等に伴い、繰延税金資産の取り崩しが192億円発生しました。

これらの結果、経常利益は33億円、当期純損失は157億円となりました。

なお、事業費率は低下したものの、損害率が高騰した結果、損害保険事業の代表的収支指標であるコンバインドレシオは114.0%になりました。

安心を提供し活力ある地域社会の実現に挑戦します

商品、チャネル、サービス

商品面においては、革新的なコンセプトに基づいて開発された業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」を3月に発売し、新しい労災リスクに備える保険として、様々な業種のお客さまにご好評をいただいております。

また、企業向けの火災保険では、2008年に発売したオーダーメイド型の企業財産包括保険「三冠王」をベースとして、中小企業法人のお客さま向けに様々な補償をパッケージ化した企業財産包括保険「三冠王Lite」を発売しました。

チャネル戦略におきましては、特に、代理店の開発に注力し、火災保険や傷害保険など収益性の高い商品を販売できるチャネルを拡大してきました。

チャーティス・グループの一員として

当社は、2011年8月に損害保険業界の世界的リーダーであるチャーティスの完全子会社となりました。今後も引き続き、当社の顧客・営業基盤およびブランドを維持しつつ、チャーティスのグローバルな経営資源およびそのブランド力、信用力、資本力を有効活用して競争力の強化を図ることで、高度化・多様化するお客さまのニーズに対応した高い品質の商品やサービスを提供してまいります。

当社は、コーポレートビジョンにある“健全かつ持続的な成長”の実現を目指して、様々な面において、チャーティスとの緊密な連携を通じて、持続的なトップラインの成長や、損害率および事業費率の改善による保険引受損益の確保など本業で安定した利益を生み出すことのできる強靭な体質の会社に変えるべく、役職員一同、一致団結して取り組んでまいります。

皆さまにおかれましては、引き続き富士火災に対するご理解をいただくとともに、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

コーポレートビジョン

「すべてのお客さまに確かな安心を提供」するために

富士火災グループでは、多くのお客さまから高い信頼をいただき、そして持続的に成長を遂げていくためには、目指すべき方向性を明確にし、社員一人ひとりの価値観を揃えることが重要であると考え、富士火災グループのコーポレートビジョン(※)を策定しています。

このコーポレートビジョンを大切にし、常に成長し続ける活力ある富士火災グループを全役職員が一体となって創り上げていきます。

(※)コーポレートビジョンは、富士火災グループの「企業理念」「価値観」「将来像」を総称したものです。

企業理念

私たちは身近で頼れるプロフェッショナルとして、
すべてのお客さまに確かな安心を提供し、
活力ある地域社会の実現に挑戦します。

●「企業理念」は、私たち富士火災グループが、存在意義を確認するためのものです。

価値観

1. お客さま最優先	私たちはお客さまの視点に立ち、お客さまの信頼を得ることに責任を持ち、それを誇りとします。
2. 専門性の追求	私たちは向上心を持ち、学びを通じて専門性をたゆまず追求します。
3. 目的の実現	私たちは目的を明確にし、日々の活動が目的と合致しているかを確認して「Plan・Do・Check・Act」をスピード感をもって実行します。
4. 革新への挑戦	私たちは時代の変化を捉え、変える勇気を持ち続け、革新を追求します。
5. 高い倫理観	私たちは高い倫理観を持ち、企業理念・価値観に則り行動し、社会的責任を果たします。
6. 互いの尊重	私たちは相手の視点・立場を尊重し、チームワークを大切にします。
7. 持続的な成長	私たちはお客さまと共に、健全かつ持続的な成長を目指します。

●「価値観」は、私たち富士火災グループが、日々の意思決定や行動の基準とするものです。

将来像

私たちは「草の根のチャレンジャー」として
創立100周年に向けて、お客さまから信頼され、
すべての社員とビジネスパートナーが喜びと誇りを持ち、
常に成長し続ける活力ある富士火災グループを目指します。

●「将来像」は、価値観に基づき意思決定・行動した結果として、私たち富士火災グループが目指す姿です。

富士火災グループについて

富士火災グループは富士火災海上保険株式会社のもとで、グループのガバナンス体制を構築し、グループ全体の成長力・収益力を高める観点からグループ戦略を推進し経営効率を高めるよう努めています。

富士火災グループとして、お客さまの利便性の向上をはかるためにお客さまの視点で、生命保険も含めた総合的な保険提案を推進し、グループ収益を向上させ、企業価値の拡大を目指します。とくに成長分野である人保険を扱う富士生命には戦略的に経営資源を投入することにより、魅力的な商品・サービスをお客さまに提供し、成長を加速させていきます。

富士火災グループの構成

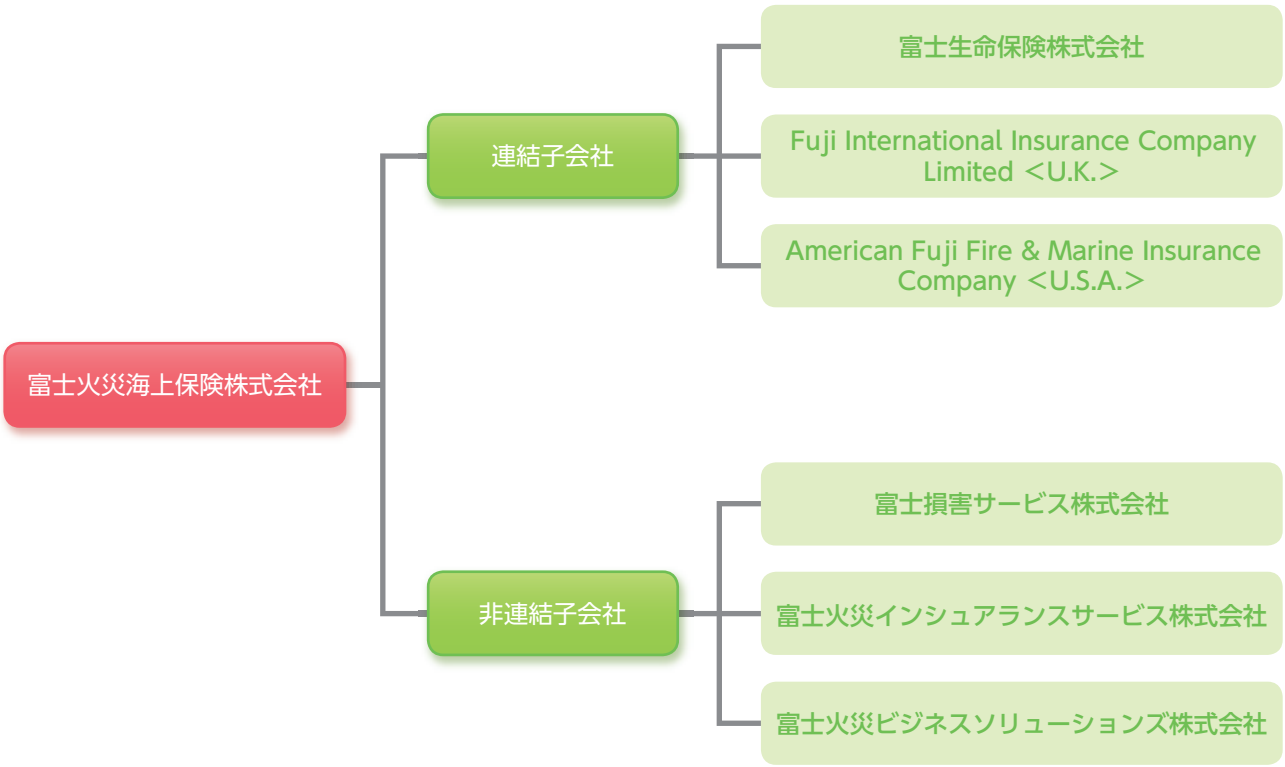

チャーティス・カンパニー

CHARTIS

当社は、2011年8月にAIGおよびチャーティスの100%グループ会社となりました。

当社は、現在の営業基盤および「富士火災ブランド」を維持しつつ、チャーティスの100%グループ会社として、チャーティスのグローバルな経営資源およびそのブランド力、信用力、資本力を有効活用し、競争力の強化を図り、当社ひいてはチャーティスの総合的な企業価値を向上させることを目指します。

チャーティスについて

富士火災海上保険株式会社はチャーティス・グループの一員です。チャーティスはAIGの損害保険事業部門で、AIGグループは多数の国や地域で保険および保険関連事業などを展開しており、持ち株会社AIG,Inc.の株式はニューヨークおよび東京の各証券取引所にも上場されています。

チャーティスは、損害保険業界の世界的なリーダーであり、世界中で、7,000万以上のお客さまにサービスを提供しています。業界内で際立って多様性に富む商品・サービスの提供、損害サービスに関する深い専門性、高い財務力により、チャーティスは、法人および個人のお客さまに対して、自信を持ってリスク管理サービスの提供を行います。

チャーティスのビジネス概況

2011年の正味収入保険料は348億ドル、当社が属する日本/韓国地域はその24%を占めます。

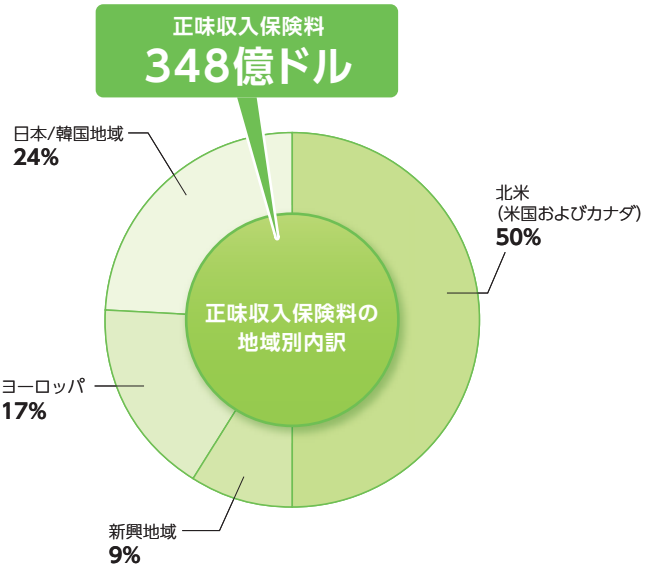

日本におけるチャーティス

2011年度決算に基づくチャーティス・グループの単純合算シェアは、日本市場において8%*を占めています。

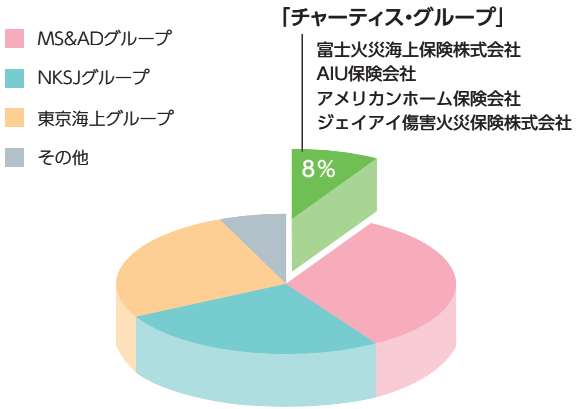

※ 元受正味保険料(積立保険の収入積立保険料部分を除く)による。
日本損害保険協会と外国損害保険協会による加盟会社2011年度決算概況をベースに算出。

東日本大震災への対応

当社の取り組み

災害対策本部を設置

当社は、事故のご連絡を受け付け、保険金のお支払いを集中的に行うために「災害対策本部」を仙台、東京、大阪に設置するとともに、全国から約1,200人の社員を被災地の立会調査拠点などで支援業務に従事させるなど、被災されたお客さまへのお支払いを最優先事項として取り組みました。

災害対策本部

パスカ（移動式損害サービスオフィス）でお客さまを訪問

当社では、ご自宅を離れて避難生活を余儀なくされているお客さまを探して避難所を訪ね、パスカ内で保険金のお支払いに関する説明や手続きを行いました。

パスカは、富士火災が開発した移動式の損害サービス車両で、ミニバンタイプの車両に社内ネットワークシステムと接続可能なノート型パソコン、衛星電話、ナビゲーションシステム、車内業務デスクなどを備えた移動式の事故対応オフィスとして、5年前に導入しました。

避難所では、多くの人が生活されており、プライベートなスペースがほとんどないことから、ご利用いただいたお客さまから、「ここで他人に気兼ねなく保険の話ができてよかった。保険金がもらえることがわかって安心した。」という喜びの言葉をいただきました。

パスカ（移動式損害サービスオフィス）

義捐金の寄贈

被災された地域の1日も早い復興を願い、2012年5月当社の代理店・社員の有志、富士火災ふれ愛倶楽部（P.37参照）ならびに当社から総額で約3,500万円を日本赤十字社に寄付しました。

また、2012年8月からの新規契約につき一定額を寄付するプログラムを開始し、2012年3月末までの契約を対象に約150万円をあしなが育英会に寄贈し、被災地の子どもたちの支援に役立てていただいています。

損害保険業界としての取り組み

2011年3月に発生した東日本大震災では、地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、会員各社の枠を超え、社団法人日本損害保険協会（現「一般社団法人日本損害保険協会」、以下「損保協会」といいます。）に「地震保険中央対策本部」を設置し、損害保険業界が一丸となり、以下の取り組みを進めました。

その結果、損害保険業界全体で2012年4月2日現在1兆2千億円の地震保険金のお支払いを完了しました。

お客さまへの情報発信の充実

ポスター（約8万枚）やチラシ（約54万6千部）を作成し、被災地域の自治体や避難所等へ掲示・配布を行いました。また、マスメディアも利用し、会員各社相談窓口の一覧を新聞（18紙）に掲載、損保協会相談窓口のラジオCM（500本）を放送、さらには地震保険金の請求勧奨に関する広告（被災地の地方テレビ局12局）を実施いたしました。

また、福島第一原発事故に伴う警戒地域等を対象とした特例措置を設け地震保険金のお支払いの実施については、福島県紙（2紙）により広報をいたしました。

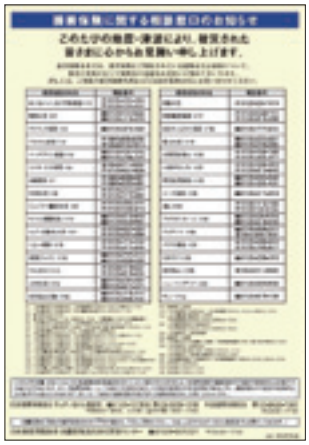
ポスター

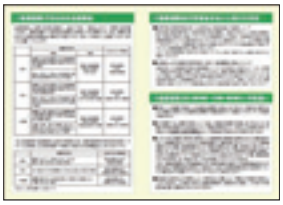
チラシ（中面）

チラシ（表面）

新聞広告

契約保険会社不明のお客さまへの対応強化

損保協会内に「地震保険契約会社照会センター」を開設し、被災されたため保険証券がお手元にないなどの事情により、地震保険やその他損害保険の契約保険会社がご不明なお客さまに対し、専用のフリーダイヤルやホームページを通じて、ご契約されている損害保険会社の確認を実施しました。また、会員各社においても同様に、契約保険会社がご不明なお客さまからの照会に対応しました。

そんがいほけん相談室

地震保険の損害認定・調査の効率化による保険金支払いの迅速化

岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域においては、津波や火災によって広域な地域で被災発生したことから、損保業界で初めて共同調査を実施しました。共同調査では、損害程度を同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被災を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は損害調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いしました。

また、お客さまのご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表しました。

共同調査

津波による被災地の一例(航空写真)

地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客さまが撮影された写真等による自己申告に基づく書面での損害調査を導入しました。

また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく書面調査を実施しました。

義捐金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆さまへの支援に役立てていただくため、会員会社26社からの拠出をうけ日本赤十字社に対して義捐金10億円を寄付しました。

代表的な経営指標

当社の2011年度の事業活動をご理解いただくため、代表的な経営指標について掲載します。

(単位：百万円)

項　目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
正味収入保険料	294,007	284,835	270,837	265,451	264,870
正味損害率	61.4%	62.7%	64.6%	64.8%	79.6%
正味事業費率	36.4%	37.9%	35.9%	35.0%	34.4%
保険引受利益（△損失）	△2,332	△857	15,100	△9,609	△ 9,317
経常利益（△損失）	14,273	△91,650	9,062	14,833	3,384
当期純利益（△損失）	6,113	△58,977	5,090	7,735	△ 15,741
単体ソルベンシー・マージン比率	692.6%	505.6%	602.0%	720.8%	535.4%
総資産額	1,002,504	912,744	933,155	918,361	858,001
純資産額	111,236	45,140	108,951	100,784	89,568
その他有価証券評価差額	△1,789	△17,580	36,935	15,894	20,733
リスク管理債権	723	1,382	6,235	4,594	4,235

※単体ソルベンシー・マージン比率については、リスク計測の厳格化等を図るため、当期より算出にかかる法令等が改正されています。

● 正味収入保険料

家計地震責任限度額縮小等により0.2%減収となるものの、減収幅は改善しました。

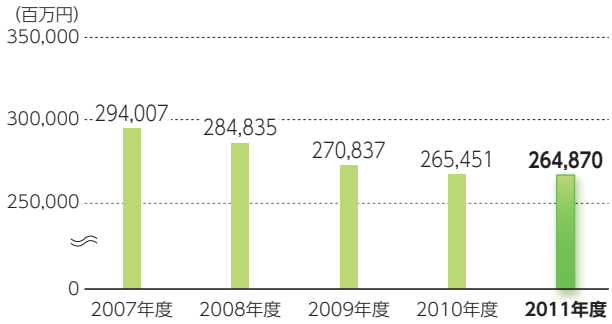

● 保険種目別構成割合（正味収入保険料ベース）

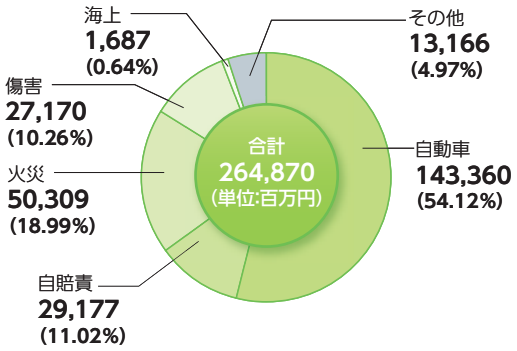

● 正味損害率

家計地震保険金および自然災害の影響等により、前年度比14.8ポイント上昇し、79.6%となりました。

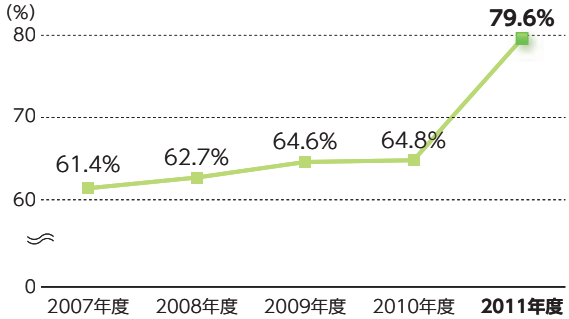

● 正味事業費率

前期に引き続き、当期も事業の効率化を推進し、人件費・物件費の削減を実施したこと等により、前年度比0.6ポイント低下し、34.4%となりました。

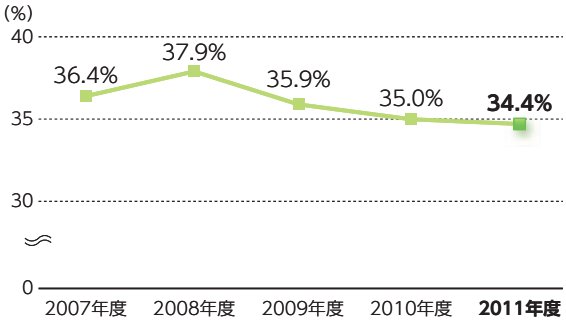

用語解説

正味収入保険料
お客さまから受け取った保険料（元受保険料）から再保険料を加減し、さらに積立保険の積立部分の保険料を控除したものをいいます。

正味損害率
(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料により算出しています。

正味事業費率
(諸手数料および集金費+保険引受に係る営業費および一般管理費)÷正味収入保険料により算出しています。

● 保険引受利益(△損失)

自然災害(風水害)等の影響により発生保険金が増加したこと等によって、前期に引き続き赤字となりました。

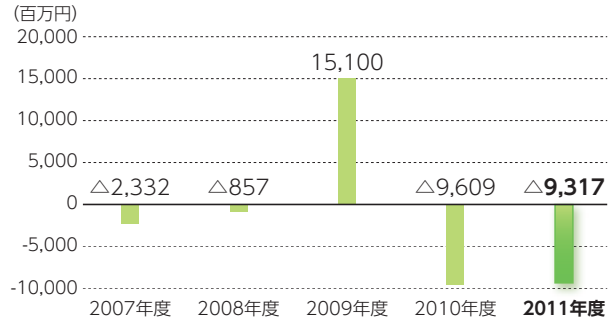

● 経常利益(△損失)

自然災害(風水害)等の影響により、前年度比114億円減益ではあるものの、有価証券評価損が低水準で推移したこと等によって、黒字を確保し33億円となりました。

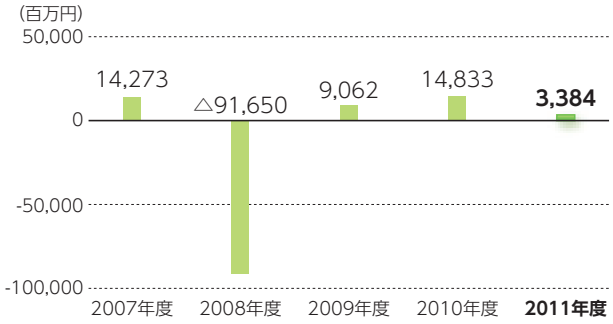

● 当期純利益(△損失)

法人税率引下げに伴う税制改正等により繰延税金資産の一部取崩が発生したこと等によって、前年度比234億円減益の△157億円となりました。

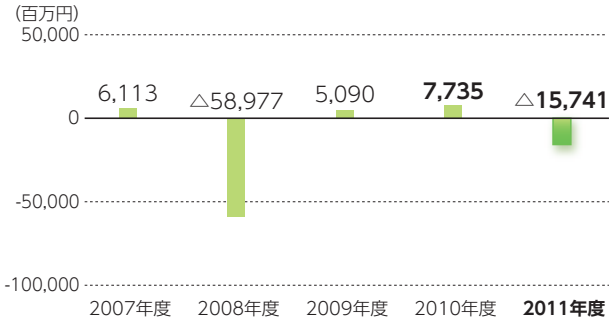

● 単体ソルベンシー・マージン比率

当期は法人税率引下げに伴う税制改正等により繰延税金資産を一部取崩した影響等によって、マージン総額が減少し、その結果、535.4%となりました。なお、リスク計測の厳格化等を図るため、当期より算出にかかる法令等が改正されています。

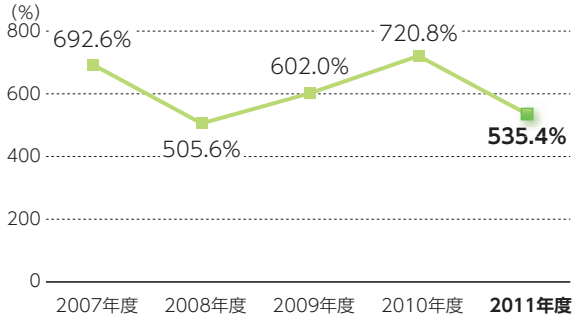

● 総資産額

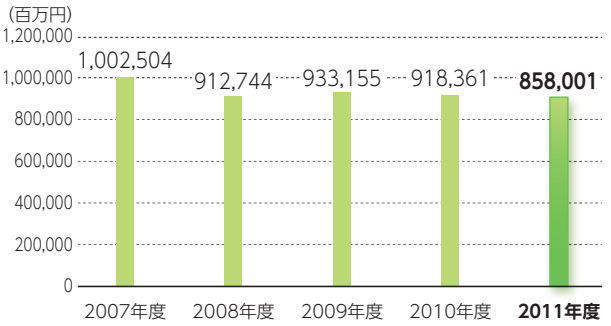

● 純資産額

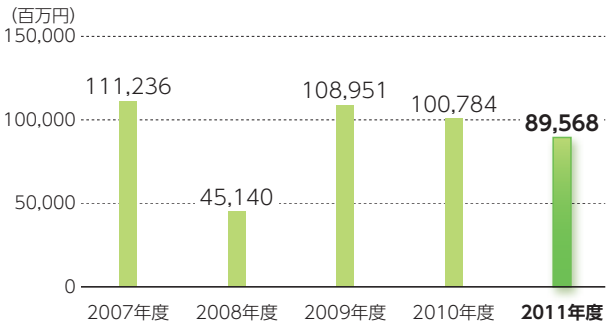

用語解説

保険引受利益
保険の引受に関する利益のことをいいます。
保険引受収益(正味保険料等)−(保険引受費用(保険金・損害調査費・満期返戻金等)+保険引受に係る営業費および一般管理費)±その他収支により算出しています。
なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等にかかる法人税相当額等です。

当期純利益
経常損益+特別損益(固定資産処分損益・価格変動準備金繰入額等)−法人税等合計により算出しています。

総資産額
貸借対照表における資産の部の合計額です。

経常利益
保険引受や資産運用等、通常の事業活動に基づいて毎期反復的に発生する損益で、経常収益(正味保険料・利息および配当金収入・有価証券売却益等)から経常費用(保険金・満期返戻金・有価証券売却損・有価証券評価損・営業費および一般管理費等)を差し引いた金額です。

ソルベンシー・マージン比率
巨大災害や資産の大幅な価格下落など、「通常の予測を超える危険(リスク)」に対し、どれだけ支払能力(=ソルベンシー・マージン)を持っているかを表したものがソルベンシー・マージン比率です。ソルベンシー・マージン比率は、通常200%以上あれば、その損害保険会社の保険金等の支払能力は問題ないとされています。

純資産額
貸借対照表上の資産から負債を差し引いた額です。

● その他有価証券評価差額

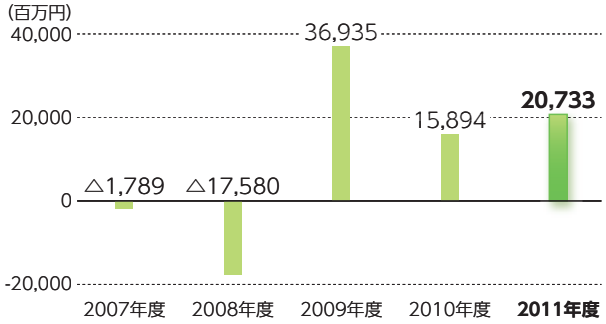

● リスク管理債権

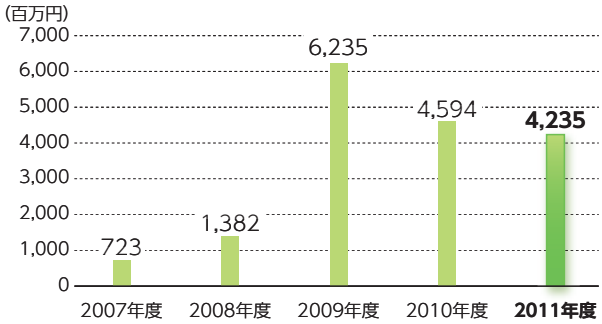

● リスク管理債権内訳

(単位：百万円)

項　目	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度
破綻先債権額	1	609	110	9	—
延滞債権額	571	511	1,936	661	602
3カ月以上延滞債権額	—	—	—	—	—
貸付条件緩和債権額	149	260	4,189	3,923	3,632
合計	723	1,382	6,235	4,594	4,235
貸付金残高に対する比率	1.2%	2.4%	12.0%	11.0%	14.9%
(参考) 貸付金残高	58,540	58,187	51,813	41,947	28,337

(※各債権の意義はP.78参照)

● 資産の自己査定結果

(単位：百万円)

科　目	非分類資産	分類資産				合計
	Ⅰ分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類	小計	
有価証券	663,971	3,803	90	140	4,034	668,006
貸付金	20,019	7,730	579	7	8,317	28,337
有形固定資産	37,980	75	—	—	75	38,055
その他	122,873	374	305	302	982	123,856
資産合計	844,845	11,983	975	451	13,410	858,256

①自己査定とは、保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産をⅠⅡⅢⅣの4段階に分類することをいいます。
Ⅰ分類資産…査定基準日において、Ⅱ分類、Ⅲ分類およびⅣ分類としない資産であり、回収の危険性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
Ⅱ分類資産…査定基準日において、債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは信用上疑義が存在する等の理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる資産です。
Ⅲ分類資産…査定基準日において、最終の回収または価値について重大な懸念が存在し、従って損失発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
Ⅳ分類資産…査定基準日において、回収不可能または無価値と判定される資産です。
②各欄の金額は自己査定による償却実施前の残高を表示しています。そのため、貸借対照表計上額より大きくなっています。
③その他に含まれる資産とは、現金および預貯金、無形固定資産、その他資産、繰延税金資産等をいいます。

用語解説

その他有価証券評価差額
その他有価証券(満期保有目的、売買目的および関係会社株式以外の有価証券)で時価のあるものの貸借対照表価額(時価)と帳簿価額との差額です。

リスク管理債権
貸付金の価値毀損の危険性や回収の危険性等により「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」に区分されています。

トピックス

お客さまをサポートする商品・サービスのご提供

業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」を発売

近年発生している労災事故を分析した結果、ケガが減少する一方、過労死を含む精神障害や脳・心臓疾患、うつ病を原因とした自殺が増加するなど、従来とは異なる新たな労災リスクが顕在化していることが窺えます。

そこで、当社では、お客さまの声にお応えし、この新たな労災リスクに対する防衛策として、業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」を発売しました。

この商品においては、従来のケガの補償に加えて、労災認定された精神障害や脳・心臓疾患などによる死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償し、また、病気による入院の場合、入院時の治療費用や差額ベッド代などを実費で補償します。

建設業・運送業の下請負人のほか、製造業の構内下請作業員や派遣社員の方も補償の対象としており、また、従業員の入れ替わりや増員があっても自動的に補償され、その都度ご報告いただく必要がありません。併せて、緊急災害時など、BCP（事業継続計画）の一助として、「国内安否確認・国内事故アドバイスサービス」をご提供するなど、利便性の高い内容となっています。

お客さま専用ポータルサイト「マイページ」の開設

「インターネットを介して必要な時に、必要な情報を閲覧できる環境を構築して欲しい」というお客さまの声にお応えして、お客さま専用ポータルサイト「マイページ」を開設しました。

「マイページ」は24時間365日、富士火災にご契約のある個人のお客さまがご利用いただける無料のサービスです。

「マイページ」にご登録いただくと、ご加入いただいている保険契約の一元管理、ご契約住所変更の受付、自動車事故の対応状況確認といったメニューをご利用いただけます。

「マイページ」のご登録は当社ホームページにアクセスいただき、「マイページ」のバナーからご登録いただけます。

コーポレートガバナンス

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立しています。取締役会においては、経営上の重要事項の決定を行うとともに、執行責任を負う執行役員とこれを監査する監査役会の役割を分割し、取締役会の監査機能を強化しています。

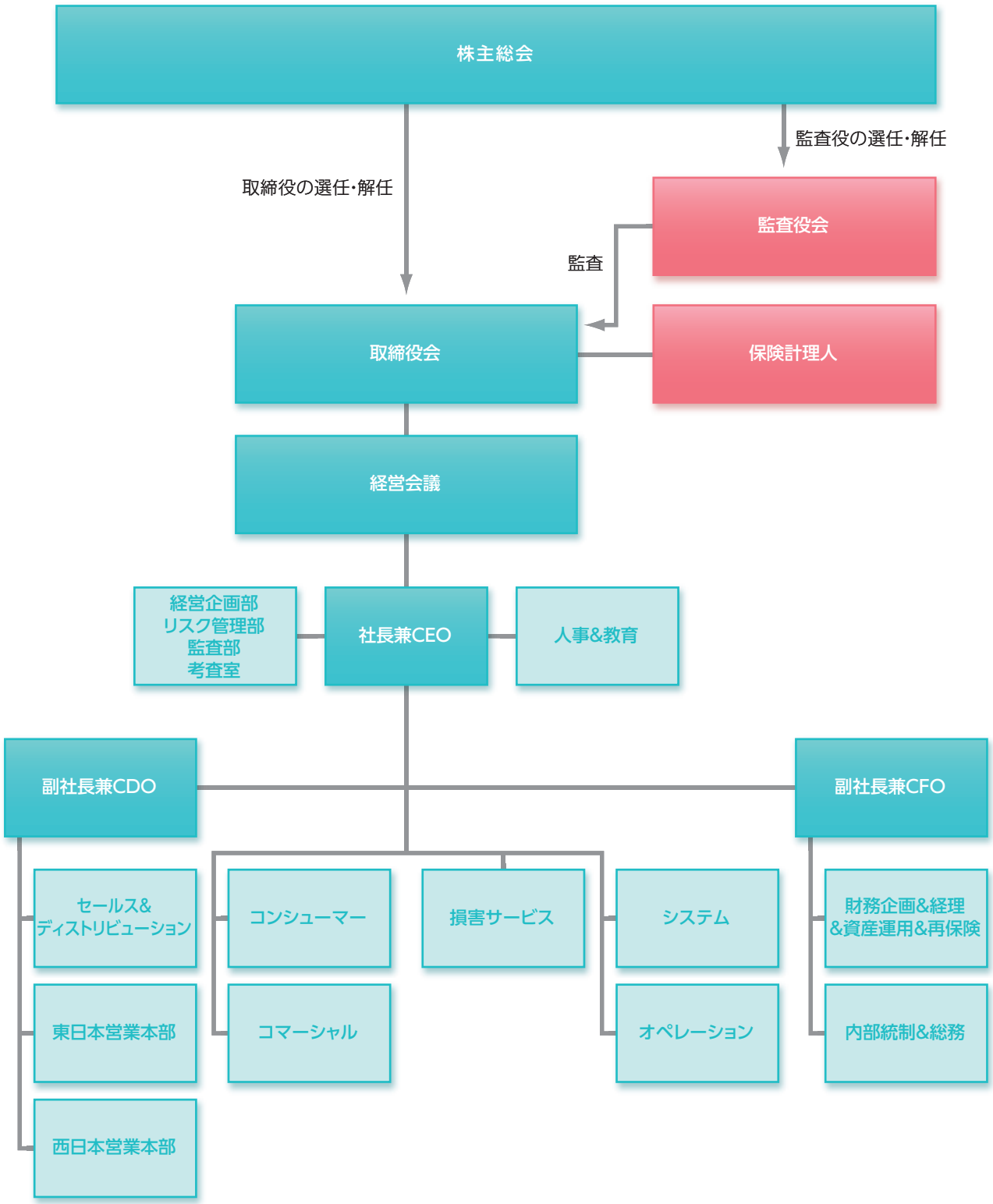

1. 取締役

（2012年6月22日現在）

（代表取締役）

横山　隆美

見瀬　清次

首藤　透

（社外取締役）

近藤　章*

戸國　靖器*

佐藤　康洋

ジェフリー･L･ヘイマン

ホゼ･A･ヘルナンデス

デービッド･W･ジューニアス

ロバート･G･ライアン

レイモンド･E･リー

ロバート･L･ノディン

2. 監査役

長田　國彦

荒川　純司*

山下　二郎*

3. 執行役員

東　希篤

則生　直人

西田　直樹

登石　宏明

御厨　志郎

ヴィンセント･M･オフレシオ

渡辺　栄作

前場　俊宏

阪　克彦

坂本　真樹

（注）横山隆美、見瀬清次、首藤透は、執行役員を兼務しています。

（注）*は非常勤

リスク管理体制

迅速かつ適切な対応の徹底

金融の国際化に伴い経営環境は大きく変化し、当社を取り巻くリスクは多様化、複雑化かつ高度化しています。その中で当社において、リスク管理は重要な経営課題と認識して対応しています。

リスク管理の基本方針

当社では、リスク管理の基本方針となる「リスク管理基本方針」を定め、「当社を取り巻くあらゆるリスクに対して、リスク選好を明確化し、対応できる体制作りを目指す」、「リスクを所管するリスク主管部門によるリスク管理の強化、および統合的リスク管理部門による牽制機能の発揮により、更なる強化を図る」といった基本的スタンスに基づき、業務の健全性と適正性の確保に努めています。

リスク管理体制では、あらゆるリスクに対する全社的な統合的リスク管理部門として、ERM委員会、リスク管理担当役員、およびリスク管理部、またリスクカテゴリーごとにリスク主管部門を設置し、経営会議・取締役会に定期的に報告する体制をとることにより迅速かつ適切に対応しています。

当社が認識するカテゴリー別リスクとその管理

● 統合リスク管理

統合リスク量とは、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクを、統一的な尺度で定量的に評価(リスクの計量化)し、これらを統合したリスク総量をいいます。当社では、この統合リスク量と経営体力となる実質的な自己資本を比較する統合リスク管理を行っています。

統合リスク管理では、実質的な自己資本に対して、経営体力や市場変動の大きさ等からアラームポイントやリスクリミットといった許容リスク量を定め、統合リスク量がその許容リスク量内に収まるように定期的に管理を行っています。

● 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や、地震や台風の巨大災害等によって保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。一般保険リスク、巨大災害リスク、再保険取引リスクおよび再保険取引にかかる回収リスク(P.33参照)、第三分野保険リスク(P.19参照)等に分類できますが、当社では、保険商品ごとの引受基準に基づいて保険引受を行い、定期的に損害率等の収支状況の把握・分析を行い、適宜、引受基準の見直しを実施しています。巨大災害・集積リスクについては、適切な保有・再保険カバーにおける基本方針を定めて対応しています。また、リスクの計量化手法としては、バリュー・アット・リスク(VaR:一定の確率のもとで被る可能性のある予想最大損失額)によるリスク管理を実施しています。このリスクの計量化においては、VaRを補完するものとしてストレステストを実施し、想定される将来の不利益が生じた場合の影響を把握し、また、予想した将来の最大損失額VaRと実際の発生保険金とを比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の妥当性を検証しています。

● 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、保有する資産価値の変動や、負債特性に応じた資産運用ができないこと等により、損失を被るリスクをいいます。資産運用リスクは、市場関連リスク(金利リスク、価格変動リスク、為替リスク)、信用リスク、不動産投資リスクに分類できますが、当社では個別のリスク管理とともにバリュー・アット・リスク(VaR)による計量化手法を用いたリスク管理を実施しています。このリスクの計量化においては、金融市場の混乱を想定し、VaRを補完するものとして、ストレステストを定期的に実施しています。ストレステストでは、より機動的に対応できるように高度化を進め、金利・株価・為替などの変動がそれぞれ過去一定期間内での最大値となった場合の損失額を把握するヒストリカル型ストレステストに加え、過去の経験によらない市場環境シナリオ(例えば、日経平均株価水準が5,000円になった場合など)を想定し、シミュレーションによって損失額を把握するシナリオ型ストレステストを実施、通常では考えられない潜在リスク量をより包括的に把握し、迅速かつ適切に対応できる体制としています。また、将来の損失を予想するVaRと実際の資産の変動とを比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の妥当性を検証しています。

特に、積立保険等については、負債特性に応じた運用に務めるなど、資産・負債を統合的に管理(ALM:アセット・ライアビリティ・マネジメント)する体制としています。

投融資における与信審査においては、投融資部門から独立した審査管理部門が個別案件を審査し、内部牽制が機能する体制を整えています。また、一定額以上の投融資については取締役会等が審議・決定を行っています。

● オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。当社では、オペレーショナルリスクを以下の8つのリスクカテゴリーに分類しています。

オペレーショナルリスクを適切に管理することを通じて、適正かつ効率的なオペレーションを実施し、それぞれの業務品質の向上につなげることにより、お客さまからの信頼を高め、当社の収益・価値の最大化に寄与することを目的としています。

(1)流動性リスク管理

流動性リスクとは、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加等による資金繰りリスクや、市場の混乱によって資産が市場において適正な価格で取引できない市場流動性リスクをいいます。当社では、「流動性リスク管理方針」を定

めて流動性資産を十分に保有するとともに、適切な資金繰り管理を実施しています。

(2)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員・代理店が正確な事務を怠る、または事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、各種規程類や事務処理マニュアルを整備するとともにコンピュータシステムによるチェックを実施しています。各事務リスク管理部門においては、管理者による内部管理点検を定期的に実施し、併せて内部監査部門による監査も実施しています。また、お客さまの苦情等にも迅速かつ適切に対応するため、お客さまの声室を設置して対応しています。

(3)保険金支払管理リスク管理

保険金支払管理リスクとは、保険金支払いに関して、多様な商品特性によるヒューマンエラー、支払査定担当者の理解不足等により、適切でない不払い等が発生するリスクをいいます。当社では、商品特性を踏まえた適切な事務フロー、システム投資、教育・指導および支払業務の検証・審査等、適正な保険金支払管理体制を構築しています。

(4)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動、システムの不備、コンピュータが不正に使用されることにより、損失を被るリスクをいいます。当社では、これらのリスクに対するさまざまな対策を講じるとともに、特に不慮の災害や事故等によるコンピュータのシステムダウンによって、業務に重大な影響が生じる恐れがある場合の備えとして「コンティンジェンシープラン」を定め、緊急時の対応を明確にしています。また、情報資産保護の基本方針である「情報資産の保護に関する規程(セキュリティ・ポリシー)」を定め、本社各部はその規程に基づき業務特性に応じた規程等を制定し、安全対策に取り組んでいます。

(5)コンプライアンスリスク管理

コンプライアンスリスクとは、役職員・代理店による不祥事件や法令違反の発生等に関連して、取引の法律関係の不確実性により、損失を被るリスクをいいます。当社では、コンプライアンス研修や各種情宣資料により徹底を図るとともに、必要に応じて契約書や募集文書のリーガル・チェックを実施しています。

(6)事故・災害リスク管理

事故・災害リスクとは、地震・風水災などの自然災害、火災・その他の大事故や新型インフルエンザの大流行(パンデミック)等により、損失を被るリスクをいいます。当社では、「大規模災害対策関連規程」、「大規模災害対策マニュアル」や「緊急時対応マニュアル」を定め、平常時にその訓練を実施するなど、緊急時に迅速かつ適切に対応できるように備えています。

(7)風評リスク管理

風評リスクとは、当社に関する根拠のない単なる「うわさ」や「憶測」等、不利益な情報が流布し、事業に対して直接・間接の損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクの所在・規模・性質を適時かつ正確に把握し、適切な対応を行うよう努めています。

(8)グループ会社における業務リスク管理

グループ会社における業務リスクとは、子会社・関連会社を通じて展開している損害保険事業、生命保険事業、保険関連事業および事務受託等関連事業に伴う各種リスクをいいます。当社では、国内外の「グループ会社リスク管理規程」を定め、各社の規模・リスクの種類・事業特性に応じたリスク管理体制を構築しています。

当社におけるリスク管理体制

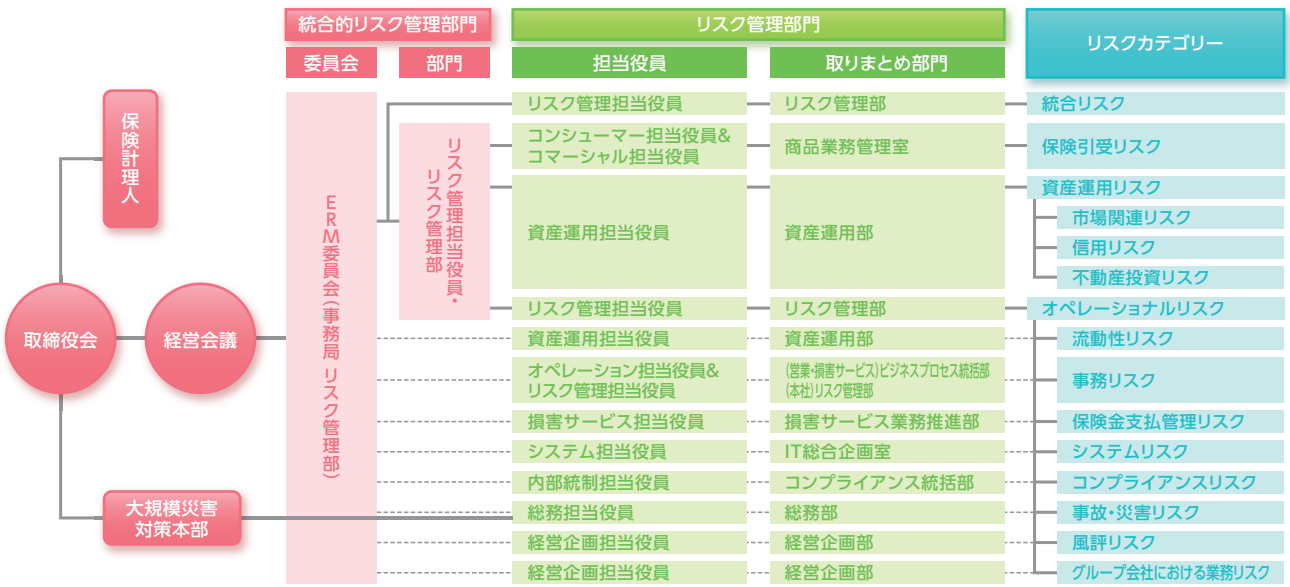

法令遵守の体制

企業の社会的責任の実現に向けて

コンプライアンスに対する取り組み

当社は、コンプライアンスを単なる「法令等遵守」ではなく、「CSR（企業の社会的責任）の実現」、あるいは「社会環境への対応」という考え方をベースに、「お客さまや社会からの要請に応え、さらに信頼を得ること」と位置づけ、次の取り組みによりコンプライアンスの推進に努めています。

(1)基本方針

当社は組織をあげてコンプライアンスならびに企業倫理の遵守を推進するとともに、企業の社会的責任を果たすべく行動します。

(2)富士火災行動規範

当社は、「AIG行動規範」を当社の行動規範として、業務遂行上の実務指針としています。役職員は「AIG行動規範」の内容を十分に理解のうえ、業務を遂行しています。

また、「AIG行動規範」は、社会環境の変化等に応じて随時内容の見直しを行っています。

(3)コンプライアンス推進体制

当社のコンプライアンス推進体制は、最高責任者を社長兼CEO、統括責任者を内部統制担当役員とし、コンプライアンス統括部が全社的なコンプライアンス実務を統括しています。

また、経営会議をコンプライアンス推進の中核組織として位置づけ、継続したコンプライアンス取り組みを行っています。

さらに、各組織単位にコンプライアンス・オフィサー（全社・地域）およびコンプライアンス推進責任者（本社・地域）を選任し、会社全体としてコンプライアンスを推進しています。

お客さまとの接点となる代理店においては、代理店組織にコンプライアンス委員会を設置するなど、代理店による自律的なコンプライアンスの推進を図っています。

(4)コンプラホットライン

不祥事件の早期発見と未然防止等を目的として、2003年12月よりコンプラホットライン制度を導入し、社外ルートと2本の社内ルートを設けて運営しています。さらに、AIGグループの内部通報制度を利用することができます。2006年4月に公益通報者の保護を目的とした「公益通報者保護法」が施行されましたが、通報者に対しては、通報者名が漏れることを防ぎ、職務上で不利益な取り扱いを受けないように、万全の注意をはらっています。

(5)コンプライアンス・プログラム

当社のコンプライアンス取り組みにおいて最も重要な施策は、コンプライアンス・プログラムです。コンプライアンス・プログラムは、当社がコンプライアンスを実現するための全社組織を対象とした具体的、かつ網羅的な実践計画です。このコンプライアンス・プログラムを、役員を含む全社員が参画して実践することで、当社のコンプライアンスを推進、強化しています。

2012/2013年度コンプライアンス・プログラムは、「コンプライアンス体制の確立」、「コンプライアンス実現のための研修計画」、「内部管理体制の強化」の3項目からなり、「コンプライアンス推進月間の設定」、全社員を対象とした「職場コンプライアンス研修の実施」、「適正な保険募集を確保するためのチェック体制の強化」、「個人情報に係る内部管理体制の強化」等の施策が盛り込まれています。

なお、コンプライアンス・プログラムは毎年策定し、実施・検証を繰り返し行っています。

(6)コンプライアンス・マニュアル

コンプライアンス・マニュアルは、当社がコンプライアンスを実現するための具体的な手引書です。会社業務に則した具体的な事例の充実を図り、役職員にとって使い勝手の良いマニュアルとすることで、コンプライアンス取り組みの実効性を高めています。

(7)反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力への対応について「コンプライアンス・マニュアル」に定め、反社会的勢力の不当要求には毅然と対応するなど、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組んでいます。

（コンプライアンス・マニュアルより抜粋）
社員は、暴力団等の反社会的勢力の不当な要求に対しては、毅然とした対応をしなければなりません。

コンプライアンス推進体制

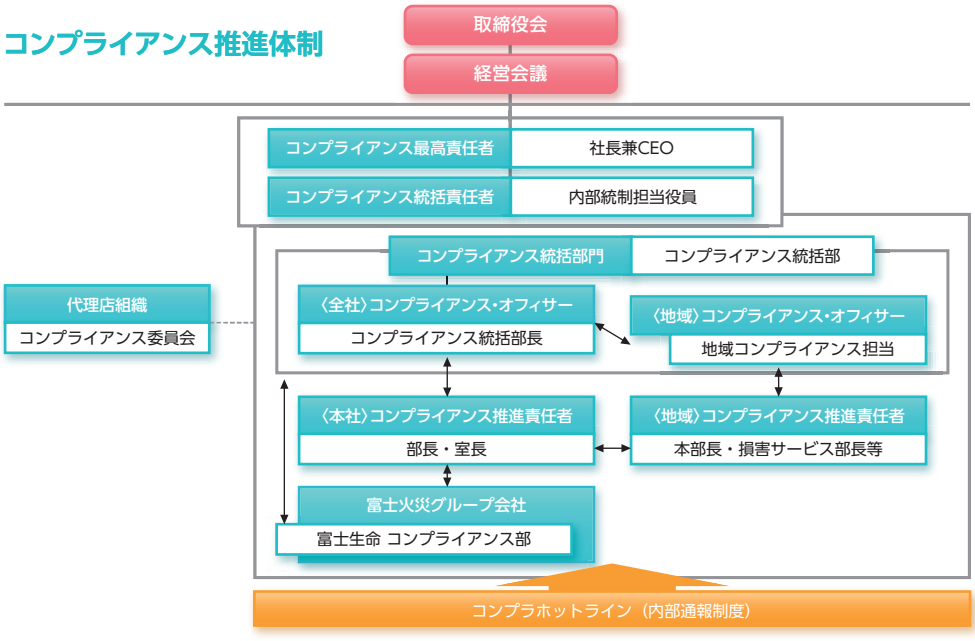

責任準備金の合理性および妥当性

第三分野保険における責任準備金の積立の適切性を確保するための考え方

医療保険等の長期の第三分野保険では、医療技術の進歩や医療政策の見直し等の影響を受けやすく、契約締結時に想定しえない不確実性が内在しています。

当社では、この想定しえない不確実性に対して、責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するため、事故発生率に関するストレステストを実施し、必要に応じて負債十分性テストを実施することとしています。

ストレステスト・負債十分性テストにおける事故発生率等の設定水準の合理性および妥当性

ストレステストおよび負債十分性テストの実施にあたっては、法令等に基づき、過去の経験値の変動と照らして合理的で妥当な方法により、事故発生率等の水準を設定しています。

なお、ストレステストとは、商品ごとに予め設定した予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認するもので、予定事故発生率に不足が見込まれる場合には、「通常の予測の範囲内のリスク」を超える部分を危険準備金として責任準備金に積み立てます。また、ストレステストの結果、「通常の予測の範囲内のリスク」をカバーできないおそれがある場合には負債十分性テストを実施し、不足がある場合には保険料積立金等として責任準備金に追加して積み立てることになります。

テストの結果

ストレステストの結果、平成23年度において、危険準備金として15百万円の積み立てを行いました。

また、負債十分性テストに基づく追加の責任準備金は必要ありませんでした。

なお、責任準備金が十分な水準であることを法令等に基づき保険計理人が確認しています。

内部統制システムの構築

グループ全体の企業価値の向上を目指して

当社では、富士火災グループ(当社、当社の子会社および関連会社)の企業価値の向上に寄与する適正な内部統制を実現するため、「内部統制に係る基本方針」を取締役会において決定しています。

グループ内部統制に係る基本方針

(全文はP.140に掲載)

富士火災グループは、本基本方針のもと、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、有効で最適な内部統制の整備および運用に努めます。

(1)内部統制の目的

富士火災グループは、内部統制の整備および運用にあたり、以下の4つの目的の達成に努めます。

①業務の有効性および効率性の向上
②財務報告の信頼性の確保
③法令等の遵守
④資産の保全

(2)内部統制システムの構築(基本条項)

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ITへの対応など、基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備すべく、以下の基本条項を定めます。

①取締役、執行役員(以下取締役等)および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項
②取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理の体制に関する事項
③損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
⑤富士火災グループおよび親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項
⑥財務報告の信頼性を確保するための体制に関する事項
⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
⑧補助使用人の取締役等からの独立性に関する事項
⑨取締役等および使用人の監査役への報告体制その他の監査役への報告体制に関する事項
⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項
⑪内部監査の実効性を確保するための体制に関する事項

社内・社外の検査・監査

当社は公共性の高い金融機関として、保険業法等の規定・定めにより行政当局による検査を受けることになっています。会社法に基づいた法定監査や任意監査については、あらた監査法人による会計監査を受けています。

また、当社は監査役会設置会社であり、監査役による監査が実施されています。監査役は、取締役の職務の執行を監査することにより、当社の企業統治体制を確立する役割を担っています。この職務を遂行するにあたり、監査役は、あらた監査法人および監査部と積極的に情報交換等を行うなど、監査の実効性の向上に努めています。

さらに、監査部による内部監査を実施しています。監査部は、内部監査基本規程、内部監査実務規程等に基づき、内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議に報告しています。また、内部監査機能の独立性を確保するために、監査部は社長兼CEOの直轄の組織としています。

顧客保護管理態勢

個人情報保護管理態勢

● 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、当社が業務上使用する当社のお客さま・お取引先関係者等の個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」およびその他の関連法令等、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルールおよび体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することで個人情報の適正な取り扱いを確保するとともに、安全管理措置について適切な措置を講じていきます。

また、「個人情報保護方針」についても適宜見直しを図り、改善に努めてまいります。

● 個人情報保護方針の主旨

（全文はP.135に掲載）

①個人情報の適正な取得・取扱い

当社は、業務上必要な範囲内で適法・公正にお客さまに関する個人情報を取得し取り扱います。

②個人情報の利用目的

取得した個人情報は、保険契約の申し込みに係る引受の審査、保険事故の調査および保険金等の支払、当社および当社グループ会社が取り扱う商品・各種サービスの案内などの業務を実施する目的に利用します。

③個人データの第三者への提供

当社は、取得したお客さまの個人データを第三者に提供する場合は、法令に基づく場合などを除いて、ご本人の同意を得るものとします。

④センシティブ情報の取扱い

当社は、センシティブ情報については、例外を除き原則として取得、利用、第三者提供をいたしません。

⑤個人データの管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のために、取扱規程等の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からのアクセス防止のための措置等安全管理措置に係る実施体制を整備し、十分なセキュリティー対策を講じます。

⑥個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づくお客さまからの開示・訂正等・利用停止等の請求に対し適切かつ迅速に対応します。なお、開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

⑦問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取り扱い、保有個人データや安全管理措置に関するご照会・ご相談は右記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】

富士火災海上保険株式会社　お客さまの声室

0120-246-145

平日　　：午前9時～午後7時

土・日・祝：午前9時～午後5時（年末年始を除きます）

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

利益相反管理態勢

● 利益相反管理方針

当社は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、利益相反のおそれのある取引を管理しています。

● 利益相反管理方針の概要

（全文はP.139に掲載）

本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、当社または当社のグループ会社が行う取引のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。利益相反は、①当社または当社のグループ会社とお客さまの間の利益相反、または②当社または当社のグループ会社のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性がありますが、個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。

また、本方針に「利益相反のおそれのある取引の管理の方法」、「利益相反管理体制」、「利益相反管理の対象となる会社の範囲」を定め、利益相反のおそれのある取引の管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証を行い、改善します。役職員に対しては研修を実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底します。

主な販売商品

主な販売商品の一覧

【クルマの保険】

- 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」
  （一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険）
- 「まもる。ふせぐ。ささえる。ドライバー想いの自動車保険“ミューズ”」
  （一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険）
- 「働く人を応援する自動車保険“ON／OFF”」
  （一般用総合自動車保険・家庭用総合自動車保険）
- 一般用総合自動車保険「FAI」
- 家庭用総合自動車保険「FAP$_{NEO}$」
- 自家用運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）
- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

【住まいの保険】

- 家庭用火災総合保険「未来住まいる」
- 地震保険
- 賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」
- 管理組合用火災総合保険「マンション管理安心保険」

【からだの保険】

- 傷害総合保険「未来スケッチ」
- 部位・症状別保険金支払特約付傷害総合保険「シニアの救急箱」
- 医療総合保険「みんなの健保2」
- 普通傷害保険
- 国内旅行傷害保険
- 海外旅行保険
- （長期）所得補償保険

【積立保険】

〈住まいの保険〉

- 積立家庭用火災総合保険「積立未来住まいる」
- 管理組合用火災総合保険
  「マンション管理安心保険（積立型）」

〈からだの保険〉

- 積立傷害総合保険「積立未来スケッチ」
- 部位・症状別保険金支払特約付積立傷害総合保険
  「積立シニアの救急箱」

【レジャーの保険】

- ゴルファー保険

【事業者向けの保険】

- 企業財産包括保険「三冠王」
- 企業財産包括保険「三冠王Lite」
- 店舗総合保険
- 普通火災保険
- 利益保険
- 店舗休業保険
- 動産総合保険
- 業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」
- グループ傷害保険「経営安心部長」
- グループ傷害保険「新・経営安心部長」
- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 個人情報漏洩総合保険
- 新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」
- 施設所有（管理）者賠償責任保険
- 生産物賠償責任保険
- テナントビジネス基本特約付テナント総合保険「テナントパートナーα」
- テナント総合保険
- 事業総合保険「工事王」
- 事業総合保険
- 外航貨物海上保険
- 内航貨物海上保険
- 運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースⅡ」

新商品の開発状況（含む料率改定）

平成20年（2008年）

1月　●企業財産包括保険「三冠王」の発売

2月　●賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」における携帯電話でも手続きが可能なインターネット契約システム「らくトクねっとPlus」の提供開始
●施設所有（管理）者賠償責任保険保険料の改定
●傷害保険の簡素化<第3弾>（商品の廃止）

4月　●自動車保険の簡素化<第3弾>（特約の廃止）
●傷害保険の簡素化<第4弾>（商品の廃止）

5月　●火災保険の簡素化（商品・特約の統廃合）

6月　●新種保険の簡素化（商品の廃止）
●積立傷害総合保険「賠償事故解決特約」の新設（ペットネーム：かいけつサポーターズ）

7月　●企業財産包括保険「三冠王」集団扱および初回保険料口座振替制度の取り扱いの開始

8月　●まもる。ふせぐ。ささえる。ドライバー想いの自動車保険「ミューズ」の発売

11月　●海外旅行保険分野でジェイアイ傷害火災保険株式会社と業務提携
●傷害総合保険「針刺し事故等による感染症危険補償特約」の発売

平成21年（2009年）

2月　●家庭用火災総合保険「未来住まいる」をWEBサイトで契約締結できるシステム「未来住まいるWEBシステム」の提供開始

3月　●自動車保険の商品改定（分かりやすい約款文言への改定、特約等廃止による商品簡素化、サービス改定）

4月　●傷害保険の簡素化<第5弾>（商品・特約の廃止）
●医療保険「みんなの健保　新重点契約タイプ」の発売
●傷害総合保険のインターネット契約システム「ネットでみんなの傷害保険」を提供開始

11月　●新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」の発売

平成22年（2010年）

1月　●火災保険の商品改定（「保険法」に対応した約款改定、構造級別区分および判定方法の改定、損害保険金・費用保険金・各種割増引等の改定・廃止、保険料の改定）
●自動車保険の商品改定（「保険法」に対応した約款改定、各種割引の改定・廃止、Web約款の導入）
●傷害保険（グループ傷害保険を除く）の保険法改正対応
●積立家庭用火災総合保険「積立未来住まいる」の発売
●（積立）医療保険「みんなの健保　がんにも負けず」の発売、「がん診断保険金支払特約」の充実

4月　●グループ傷害保険の保険法改正対応
●新種保険の保険法改正対応
●新種保険の簡素化<第2弾>（商品の廃止・商品の一部販売停止）

7月　●部位・症状別保険金支払特約付積立傷害総合保険「積立シニアの救急箱」の発売

10月　●傷害保険の料率改定

12月　●医療総合保険「みんなの健保2」の発売
●海外旅行保険の料率改定

平成23年（2011年）

1月　●工事王の商品改定（「元請工事限定補償特約」「下請工事限定補償特約」の新設など）

4月　●自動車保険の商品改定（料率改定、各種補償内容の改定・廃止）
●ミニフリートの改定（長期分割払ミニフリートの発売、割引適用台数の拡大）
●リスク細分型バイク保険の発売

6月　●工事王の商品改定（最低保険料の改定、「保険責任終期特約」の新設など）
●新種保険の簡素化<第3弾>（商品の廃止）
●企業財産包括保険「三冠王Lite」の発売

8月　●新企業総合特約付賠償責任保険「MVP」の商品改定（フランチャイズチェーン用特約の新設）

平成24年（2012年）

1月　●自動車保険の商品改定（「記名被保険者年齢別料率区分」の導入、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」の新設など）
●運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エース」を全面的に改定し、運送業者貨物賠償責任保険「カーゴ・エースⅡ」として発売

3月　●業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」の発売

お客さまサービス

充実した保険相談・事故対応サービスでお客さまへいち早く安心をご提供

事故対応サービス

当社では、事故対応についてお客さまから直接評価をいただく「お客さま満足度アンケート」を定期的に実施し、その結果をお客さまが求める新たなサービス開発や教育プログラムに反映させています。これまでの分析結果から、損害保険会社に求められる最も重要なサービスは「事故受付時の初期対応力」「営業時間外の事故対応力」であると判断し、これらのサービスを強化するために「セイフティ24コンタクトセンター」を設置しています。

これは、損害保険会社本体の社員が24時間365日駐在する事故対応部門であり、深夜・休日を問わず平日の営業時間帯と同様のサービスのご提供を可能にしています。

今後とも、事故の発生により困惑されているお客さまに、いち早く“安心”をご提供するために、緊急時の初期対応をはじめ、各種サービスの高品質化を図ってまいります。

【主なサービスメニュー】（2012年7月1日現在）

● セイフティ24コンタクトセンター（フリーダイヤル）

24時間365日、電話による事故受付などの対応ができるよう専用のフリーダイヤルを設けています。専門のスタッフが、事故に関するご相談や事故受付、保険金請求手続きなどについて適切なアドバイスを行うことはもとより、平日夜間・休日に緊急措置が必要な場合には病院・相手の方への連絡、レンタカーの手配などの初期対応サービスや、休日面談サービスの手配なども実施しています。また、休日の火災事故の場合、罹災現場への訪問の要請にお応えして鑑定人を派遣し、損害の鑑定と事故後のアドバイスを行う、火災事故休日現場急行サービスなどの実施により、お客さまへ“安心”をお届けしています。

※事故状況によっては、お支払いできるかの判断が即座にできない場合や、初期対応をご提供できない場合があります。

● 安心コール1（ワン）

“ベリエストミューズ”・“ベリエスト”をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付完了から“1時間以内”に初期対応状況（相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配等）をお客さまにお知らせするサービスです。お客さまがご要望された事故を全件、24時間365日対応しています。

※お客さまから「ベリエスト専用ダイヤル」に事故連絡をいただき、“ベリエストミューズ”・“ベリエスト”の保険金支払対象となる場合にご利用いただけます。

※大規模な自然災害時や事故状況等によっては、1時間以内に対応できない場合があります。

※フリート契約（所有・使用している自動車を10台以上自動車保険にご加入されている契約）のお客さまに対しても、「安心コール1」同様のサービスである「フリートコール1（ワン）」を提供しています。なお、お客さまから直接「専用フリーダイヤル」に事故のご連絡をいただき、ご契約のフリート契約で対人・対物・人身傷害事故保険金のお支払対象となる事故の場合にご利用いただけます。

● 事故現場「電話代理対応」

“ベリエストミューズ”・“ミューズ”をご契約のお客さまの対人・対物事故の際に、事故現場から当社「セイフティ24コンタクトセンター」に事故報告をいただいた場合、ご希望により、お客さまに代わって電話にて事故の相手の方に、「今後の対応についての説明」等を行います。

お客さまの不安を一刻も早く取り除くために、「事故発生時」からお客さまを“まもる”サービスをご提供します。

※お客さまから直接「セイフティ24コンタクトセンター」に事故のご報告をいただいた場合にご利用いただけます。

● 社長“ホッと”コール

ミニフリート（ノンフリート全車両一括特約／ノンフリート多数割引）をご契約のお客さまの対人・対物・人身傷害事故の際に、事故受付後、事故報告をされた従業員の方だけでなく、社長または車両管理をご担当の方にも、初期対応状況（相手の方への連絡、代車の手配、病院への手配等）をご報告します。

● 富士火災フローラクラブ

医療保険をご契約の女性のお客さまの保険金請求に対して、女性スタッフが事故受付から保険金ご請求に関する手続きの支援、保険金の支払いまでを行います。女性特有の疾病について異性に話すことに多くの方が抵抗を感じていることから、女性のお客さまに対して同性が対応するサービスをご提供します。また、「女性専用24時間電話健康相談サービス」では健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスのご相談や医療機関情報をご案内し、ご要望により全国のレディースドック施設のご紹介から予約代行を行います。

● ロードサービス&緊急アシストサービス

ご契約のお車が事故や故障などで自力走行不能となった時の「レッカー・車両搬送サービス」、脱輪・バッテリー上がり・インロック・パンク・ガス欠等に対応する「緊急修理サービス」、レッカー・車両搬送サービス、緊急修理サービスに伴う「費用サービス」（臨時帰宅・宿泊等）、退院・転院時のサポート等の「入退院サポートサービス」を年中無休でご提供します。

※ロードサービス付自動車保険にご加入のお客さまが対象となります。また、お客さまにサービス費用を一時お立替えいただく場合や、一部お客さまのご負担が生じる場合があります。

※ロードサービスの特約を契約されていないお客さまには「緊急アシストサービス」がご利用いただけます。このサービスでは、修理工場・レンタカー・ホテル等の紹介・手配を行う「手配サービス」や、事故時の応急措置やドライブに関するご質問にお答えする「情報サービス」をご提供しており、さまざまなケースでご利用いただくことができます。
「手配サービス」の紹介・手配にかかる費用は無料ですが、サービスの実費はお客さまのご負担となります。

● 富士指定工場ネットワーク

当社自動車保険ご契約のお客さま、ならびに事故の相手の方が、当社の指定する高い技術力を有した修理工場で修理していただいた場合、次の特典をご提供します。（代表的な例）

- 引取り（レッカーサービス）・納車無料
- 修理期間中は「無料」で代車の提供
- 修理保証書（ワンオーナー永久保証）の発行

● 休日面談サービス

お客さまのご要望により、自動車保険の対人・対物・人身傷害に関する事故受付から24時間以内に休日事故担当スタッフがお客さまのご自宅を訪問し、事故解決までの手続きに関する説明やアドバイスなど、初期時の支援を行います。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部離島など24時間以内の対応ができない場合があります。

● ホームサービス（住まいのホットライン）

水まわり・カギ開け・ガラス破損の緊急トラブル時に弊社提携会社の「生活救急車」がお客さまのご自宅を訪問して応急処置または修復を行います。

※家庭用火災総合保険「未来住まいる」、賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα」にご契約いただいているお客さまが対象となります。また、無料サービスは応急的な作業の範囲で、交換部品代や本修理の費用および特殊作業費用などはお客さまのご負担となります。

● アーキテクトサービス

お客さまのご自宅が被災された時、建築関連の専門家が損害確認を行います。また、お客さまが建築物の修復に関わるコンサルティングをご要望される場合、当社提携の優良建築業者をご紹介し、災害復旧支援を行います。

※一部の地域および大規模な自然災害時、当サービスをご提供できない場合があります。

● 保険金請求書類省略サービス（Quick Payment System）

自動車保険における支払額が300万円以下の車両・対物事故について、保険金請求書類のご提出を省略し、スピーディーなお支払いを実現します。

また、保険金支払額が1事故1被保険者10万円以下の傷害保険、搭乗者傷害保険事故については、当社独自のチェックシステムにより、傷害保険金請求特有の煩雑な必要書類を省略し、スピーディーなお支払い手続きをするサービスを実施しています。

※サービスの実施には一定の条件があり、一部対応できない場合があります。

● モバイルサービス

“ベリエストミューズ”・“ミューズ”をご契約のお客さま専用のモバイルサイトでは、事故サポートメニューとして、見知らぬ場所で事故（故障等）にあわれた場合でも、携帯電話のGPS（位置情報機能）を利用して事故（故障等）場所をご報告いただくことにより、素早いサポートが可能となる「GPS事故報告・ロードサービス」、いつでも“事故のご報告”と“連絡希望時間帯のご指定”が可能となる「Webによる事故報告」、事故のご報告後の当社の対応状況を経過情報として携帯メールに配信させていただく「事故経過情報配信サービス」をご提供します。

● 移動式損害サービスオフィス（通称「パスカ」）

主に自然災害による被災現場へ事故対応サービスセンター機能を搭載した当社の車両「パスカ」が赴き、“契約内容のオンライン照会、保険金請求手続き、損害評価、保険金支払手続き等”の事故対応サービスをご提供します。従来の保険金請求資料や損害見積資料の提出、後日の電話や面談による打ち合わせなどの所要時間を大幅に短縮し、お客さまへの速やかな保険金支払いと安心をご提供します。

● 富士火災ワールドデスク

当社はジェイアイ傷害火災保険株式会社と提携しています。“日本語対面デスク（Jiデスク）”は、特に日本人旅行者の多い海外55都市に配置されており、ご旅行中の病気やケガ、盗難などの様々なトラブルに対し、現地の事情に精通したスタッフが日本語でご相談に対応します。もちろん、万が一の時だけではなく、ホテルやレストラン、ショッピングなどの情報提供や予約・手配も行っています。

● メールサービス

事故にあわれたご契約者や被保険者に対しては、事故時に当社ホームページ上から登録※していただくことにより、下記の情報を電子メールにて配信します。

① 自動車事故に関わる「対応経緯のご案内」
② 「保険金お受取人宛のご通知」
③ 「ご契約者宛お支払い通知」

※登録に関しましては「事故関連メール」へのお申し込みおよび事故受付時にメールサービス利用ご希望の有無をお聞きし、ご希望される方に登録方法をご案内します。

● インターネット事故受付サービス

自動車保険・海外旅行傷害保険・（積立）傷害総合保険「未来スケッチ」にご契約のお客さまからの事故報告を、当社ホームページから受け付けします。

● mobile富士火災

万が一事故にあわれたときでも、携帯電話からセイフティ24コンタクトセンターへワンクリックでつながります。その他、事故の際の対処方法などを掲載しています。

保険相談サービス

● 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

「そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）」

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」の連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）　0570-022-808
IP電話やPHSから　03-4332-5241
（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

● 「そんぽADRセンター」以外の損害保険業界関連の紛争解決機関

「一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払をめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）のお支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。
（http://www.jibai-adr.or.jp/）

「公益財団法人交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国10カ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。詳しくは、同センターのホームページをご参照ください。
（http://www.jcstad.or.jp）

苦情解決手続および紛争解決手続の主な流れ

※標準的な手続の進行例です。

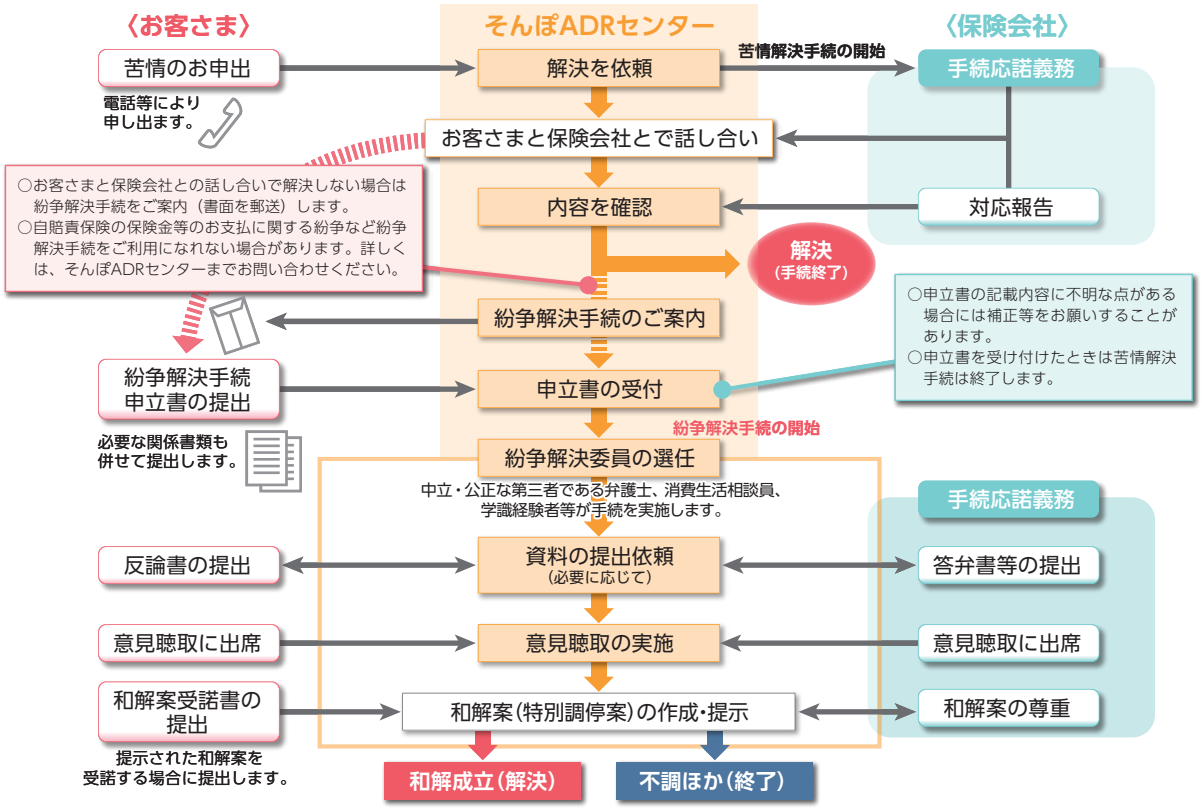

リスクマネジメントサービス

事故・災害を未然に防ぐためのさまざまなサービスをご案内

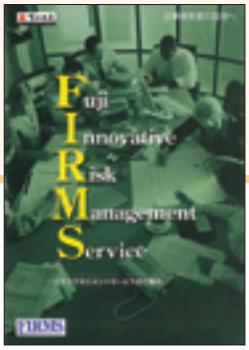

当社では専門部署において、企業活動で生じるさまざまなリスクを分析し、事故の発生を未然に防ぐためのサービスをご提供しています。

リスクマネジメントサービスの主な内容についてご案内します。

労働安全・人事労務

● 労働安全講演

「管理者としての安全管理」や「現場での安全」「政府労災保険のポイント」など、業種ごとのリスク特性を踏まえ、お客さまのご要望に応じたテーマで講演を行っています。安全大会における講演も実施します。

● 現場安全診断

工場や作業現場での安全パトロールに同行し、危険の傾向を診断し、レポートにてご報告します。

● 安全衛生管理コンサルティング

①企業防衛として、安全配慮義務を果たすために必要な諸規程のコンサルティングや情報提供を実施します。

②労働基準法で作成を義務づけられている就業規則について、法改正等を含めた情報提供や診断を実施します。

自動車防災サービス

● 安全運転講習

交通事故防止や安全運転に対する意識の啓発・高揚を目的として、企業および従業員の皆さまに対し、安全運転講習会を開催します。

● 運転適性診断

①運転操作検査機による運転適性診断（警察庁認証）

運転シミュレータ方式で、4種類の診断（信号に対する反応の早さと正確さ、ハンドル操作、これらの組み合わせ等）を実施します。診断結果をプリントアウトし、適切なアドバイスをご提供します。

②ドライブレコーダーによる危険運転チェックサービス

カメラとGPS機能を備えるドライブレコーダーを企業に貸し出し、実際に運転する車両に装着します。衝撃度（G）が一定以上にいたった場合、その前後の運転映像が約20秒間記録されます。この記録を、富士火災の独自の分析システムにより解析して「危険運転チェック報告書」を作成し、問題のある運転行動の映像を「動画データ」としてご提供します。

③F−F式運転態度テスト（ペーパーテスト）

運転態度（ドライバーの心構え）にスポットを当てて、安全運転度を診断します。テストの所要時間は約15分、検査結果は約2週間でご提供します。

賠償事故防止

● 施設賠償事故防止

施設危険診断

第三者の出入りの多い施設の危険を診断し、レポート形式でご報告します。

● 請負工事第三者賠償事故防止

①賠償事故に関する講演

過去の実例を引用し、賠償責任の根拠となる法律や具体的対応についてわかりやすい内容で解説します。

②現場安全診断

請負工事現場を診断し、潜在する危険についてレポートでご報告します。

● PL事故防止

相次ぐ製品事故の発生に対し、PL法の施行後、消費生活用製品安全法改正など法整備がすすむ一方、消費者自身も製品の製造方法、使用する原材料等の安全性について高い関心を持つようになりました。製造業の皆さまはより高度な製品安全対策が求められており、PL法の内容や予防対策について講習会形式による情報提供をします。また、取扱説明書や警告ラベルについて、アドバイスを行います。（ただし、日本語表記のものに限ります。）

● 個人情報保護

漏えい等事故防止に関する講習

個人情報保護法の内容、最近の事例にみる事故原因と諸対策につき、わかりやすい内容で解説します。

火災事故防止

①防災診断サービス

事務所、工場、店舗の火災等の財物リスクを診断し、防災についてのアドバイスを実施します。（本サービスは有料となる場合があります。）

②火災防災講演

防災管理のあり方、防災対策の推進についての講演を実施しています。

③建物リスク診断サービス

補修必要箇所の損傷程度に関するリスク診断を実施します。

食品安全

● 危機管理体制支援サービス

①危機管理体制の構築支援

危機管理体制づくりや緊急時対応マニュアル、自主回収マニュアルなどの作成支援を行います。

②教育・トレーニング

危機管理に関する講演・講習を行います。また、マスコミ対策などのメディアトレーニング（有料）も実施します。

● 事故防止サービス

①食品事故に関する講習

近年話題となっている食中毒や異物混入事故を防止するため、食品衛生の基本事項について従業員の皆さまを対象に講習しています。

②食品衛生診断

食品加工の工程上生じる食品衛生の問題箇所を指摘し、リスク分析の結果をレポート形式でご報告します。

企業危機管理

● 企業危機管理セミナー

企業にとってコンプライアンス重視の経営が求められています。会社法をはじめとする法令では、整備すべき内部統制システムとして「コンプライアンス体制」と「リスク管理体制」を求めています。相次ぐ企業の不祥事の原因、ダメージ拡大の理由などを分析し、事故発生および損害拡大の防止策を解説します。

● 救命講習サービス

近年、自治体のみならず民間企業でも防災力を高める必要性が高まっており、とりわけ災害時における人命保護の体制構築は企業の重要課題となっています。「救命講習サービス」では、応急手当の概要についての講義と、「心肺蘇生」「AEDを用いた除細動」の実技指導を行います。

お客さま相談サービス

お客さまの声に誠実にお応え

お客さまの声室

お客さまからのご不満・ご要望を承る窓口として、「お客さまの声室」を設置しています。

お客さまから寄せられた苦情は、お客さまの声室にて一元的に集約し、苦情の発生対応状況を正確に把握・管理しています。また、営業店・サービスセンターでは、お客さまの声に誠実・的確・迅速にお応えする態勢としています。

当社では、「お客さまの声情報は、経営にとって貴重な情報の源」として「お客さまの声データベース」に登録し、業務運営の改善に活かすため積極的に収集・分析しています。2008年4月に「お客さまの声小委員会」として発足した「VOC(Voice of Customers)会議」(現行)においては、お客さまの声のモニタリング結果をもとに、業務改善すべき事項を本社各部門で確認し、業務改善やサービス向上および苦情の再発防止に活用するとともに、お客さま満足度向上に資するよう取り組んでいます。また、改善すべき事項は、経営会議等の各種会議に定期的に報告して業務改善態勢を構築するとともに、情宣活動を継続することにより、業務品質の向上に活かしています。

● 苦情のご相談受付件数(2011年度)

受付方法	電話	来訪	文書 (E-mailを含む)	総合計
件数	14,518	167	196	14,881

富士火災 お客さまの声室

0120-246-145

平日　　：午前9：00～午後7：00
土・日・祝：午前9：00～午後5：00（年末年始を除きます）

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

お客さまセンター

お客さまからのご契約内容に関するご質問・ご相談を承る窓口として、「お客さまセンター」を設置しています。主に自動車保険における車両入替等のご契約内容変更受付やお見積もりなどのサービスを提供しており、専任のオペレーターが迅速かつ適切な対応に努めています。

またお客さまからのお申し出内容は、お客さまを担当している関連部署にフィードバックすることで、会社全体の情報共有を図りサービスの向上に役立てています。

● お客さまセンター応対件数(2011年度)

受付方法	電話
件数	193,420

富士火災 お客さまセンター

自動車保険専用窓口

0120-228-303

平日　　：午前9：00～午後6：00
土・日・祝：午前9：00～午後5：00

火災・傷害など自動車保険以外の窓口

0120-228-386

平日　　：午前9：00～午後6：00
土・日・祝：午前9：00～午後5：00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

健康告知相談センター

お客さまが医療総合保険等第三分野の保険に加入される際に、健康状態告知に関して専門部署の担当者に直接お問合せいただける窓口として、「健康告知相談センター」を設置しています。

お客さまが、ご自身の健康状態や医療機関への入通院の有無などが保険契約時の告知の対象となるかどうかの判断に迷われた場合や、告知後の契約はどのような引受条件になるのか等に関して疑問をもたれた際に、お問合せいただくことができます。

当センターでは、告知に関してお客さまがもたれる不安を取り除き、安心して第三分野の保険にご加入いただけるよう、サービス向上に努めています。

富士火災 健康告知相談センター

0120-228-517

平日　　：午前9：00～午後5：00（年末年始を除きます）

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

保険の仕組み

損害保険をより深く理解していただくために

安定した企業経営や平穏な個人生活も、さまざまな危険(リスク)にさらされています。

損害保険は、同種のリスクについて“大数の法則”に基づいて多くのご契約者にご負担いただく保険料により、一定の偶然な事故によりご契約に生じる経済的損害を補償する制度です。「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神こそが保険の原点であり、本質であります。

当社は企業経営の安定と個人生活の安心に貢献する保険商品と、それに関連するサービスを通じて損害保険の普及に努めています。

損害保険のしくみ

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、これに対して保険契約者がその事故の発生の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約束する契約です。(保険法第2条)

損害保険契約は、当事者、つまり保険契約者と保険会社双方の合意によって成立する有償・双務、不要式の諾成契約となります。

保険料率

お支払いただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料などに充てられる部分)から成り立っています。

ご契約の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

ご契約の際にご留意いただきたいこと

①最適な保険をお選びください

損害保険という商品は、他の商品と異なり、かたちのない商品です。

ご契約に際しては、各種の危険(リスク)に応じてお客さまに最も適した内容を選んでいただくことがまず何よりも大切です。

当社では、契約内容の重要な点を分かりやすく解説した「重要事項説明書」や「パンフレット」などをご用意し、ご契約時にこれらをお客さまにご提供することにより、ご契約内容について誤解が生じることを防いでいます。

保険契約はすべて約款、特約に従いますので「重要事項説明書」や「パンフレット」などを、よくお読みいただいたうえでご契約ください。

②申込書は正確にご記入ください

申込書にご記入の際は、正しくご記入ください。例えば、自動車保険の場合には、車名、型式、登録番号、運転者の年齢条件、事故歴などを、火災保険の場合は建物の用途や構造、面積などを正確にご記入いただくことが必要です。また、医療保険などの健康状態告知を必要とする商品の場合は、現在の健康状態や過去の傷病歴などに関する質問事項について、被保険者(補償の対象者)ご本人が、ありのままを正確にもれなくご回答いただく必要があります。

万一記載内容が事実と異なっている場合は、保険金をお支払いできないことがありますので記載内容をご確認ください。

③適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、事故や災害によって被った損害を、補償することを目的としています。適切な保険金額(お支払いする保険金の限度額)で契約されてこそ、いざという時に保険がお役に立ちます。

火災保険の場合、新価または時価で保険をお付けいただきますが、例えば時価でご契約いただく際は、建物などの時価額いっぱいで保険をお付けになることが大切です。もし保険金額が保険の対象の時価額よりも少ない場合、万一の時に十分な補償を受けられないことになってしまいます。また時価額を超えている場合にはその超過部分は無効になってしまうことがあります。

④保険契約の内容をご確認ください

お申し込みいただく保険契約の内容は、お客さまの意向に沿ったものでなければなりません。当社においては、お客さまと当社が書面をもってお互いに契約内容を確認する制度を導入いたしました。

これにより、お客さまのご希望に沿った内容であること、割引の適用など保険料の決定に必要な情報が正しいことを、お客さまと一緒に確認させていただく取り組みを実施しています。

なお、長期契約等(長期一括払契約・自動継続契約)にご加入のお客さまに、現在のご契約の状況をお知らせするとともに、契約内容に変更があった場合などにお客さまからご連絡いただきやすい環境づくりに努めています。

ご契約内容確認シート

⑤保険料はご契約と同時にお支払いください

保険料は必ずご契約と同時にお支払いください。保険のお申し込みをいただいても、保険料のお支払いがないと、損害が生じても保険金のお支払いができませんのでご注意ください。

（団体扱契約、初回口座振替など、保険料のお支払いがご契約後になる契約もあります。）

なお、後日、お客さまのお手元に保険証券および約款をお届けしますので、お手数ですが記載内容をご確認のうえ、大切に保管してください（Web証券あるいはWeb約款をお選びいただいた場合には、保険証券あるいは約款は発行されませんので、当社ホームページ上から閲覧し、記載内容をご確認ください）。

保険契約が失効したり解除された場合には、約款の規定に従って保険料をお返しします。なお、保険金をお支払いすべき事故が発生している場合など、お返しできない場合もあります。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超えるご契約につきましては、お申し込みいただいた日またはクーリングオフに関する説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約の撤回を行うことができます。

ただし、ご契約者が法人である場合や、質権付火災保険などの債権担保を目的とした契約などはクーリングオフの対象外となります。

⑥保険契約は解約することができます

保険契約の対象となっているものが存在しなくなったときなど、保険の必要性がなくなったときにはいつでも解約することができます。

ご契約の後にご留意いただきたいこと

①ご契約の内容を変更する必要が生じた場合は直ちにご通知ください

ご契約の後、申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに当社社員または代理店にお知らせください。

ご通知いただく内容は保険の種目によって異なりますが、火災保険の場合では建物を譲渡したり、構造や用途が変わったとき、転居によって保険の対象（家財など）を移転したときなど、自動車保険の場合では車両の入替や譲渡が発生したとき、用途・車種または登録番号を変更するときなど、傷害保険の場合では職業・職務を変更されるときなどがこれに当たります。

ご通知が遅れますと、損害が生じても保険金をお支払いできないことがありますので十分ご注意ください。

②保険証券は適宜ご確認ください

事故が起きたときすでに保険期間が終了していたり、ご契約内容の変更について通知が遅れますと、せっかくの保険が無意味なものとなってしまいます。安心への備えに万全を期していただくためにも、保険証券は適宜ご確認いただきますようおすすめします。

勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次のとおり定め、これに基づいて販売活動を行います。

①保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売を心掛けます。
なお、販売に際しましては、お客さまにご理解いただけるような説明を行うよう常に努力して参ります。

②お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および契約を締結する目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情に適合した説明を行うよう心掛けるとともに、お客さまの意向と実情に沿った商品が選択できるように常に努力して参ります。

③お客さまと直接対面しない保険販売（例えば通信販売等）を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、より多くのお客さまにご理解いただけるよう常に努力して参ります。

④保険金の不正取得を防止する観点から、適正な販売を行うよう常に努力して参ります。

⑤万が一保険事故が発生した場合、事故の解決と保険金のお支払いについて迅速かつ的確に行われるよう常に努力して参ります。

⑥お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法で勧誘はいたしません。

⑦お客さまの様々なご意見等の収集に努め、それを今後の販売業務に反映していくよう常に努力して参ります。

保険金お支払いの仕組み

「保険金お支払いの仕組み」と「事故相談」

万一の事故の際、お客さまに的確なアドバイスを行い、速やかに適正な保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社では、24時間365日、お客さまに安心をお届けできるよう、セイフティ24コンタクトセンターにおいて夜間・休日でも全国共通のフリーダイヤル（通話料無料、携帯電話・PHSからもご利用いただけます。）による事故の受付やご相談をお受けしています。事故連絡を受け付けた案件は全国の109カ所のサービスセンターに配置された専門知識を持つ損害サービス担当者により事故対応を行っています。

また、各地の顧問弁護士やアジャスター（物損事故サービス担当）とともに、法律問題や示談についてのご相談に応じる充実した事故相談体制も整えています。

事故連絡の受付から保険金のお支払いまで

保険金お支払いお手続き

①事故連絡の受付
↓
②ご契約内容の確認
↓
③書類のご提出依頼
↓
④損害の確認
↓
⑤損害額の算出
↓
⑥示談交渉と保険金の算出
↓
⑦保険金のお支払い

①事故連絡の受付

お客さまから事故のご連絡を受け、ご契約者名・事故の日時・場所・状況・損害や被害の程度・届出警察署名など詳しい事故情報をお伺いします。

②ご契約内容の確認

事故のご連絡を受けたのち、ただちにご契約の内容および保険料のご入金等の確認を行います。

③書類のご提出依頼

お客さまに保険金のお支払いに必要な書類のご提出をお願いします。

なお、一部の保険金請求書類については省略サービスも行っています。

④損害の確認

当社の社員や社団法人日本損害保険協会（現「一般社団法人日本損害保険協会」）に登録されたアジャスター・鑑定人などによって被害物や、罹災現場の確認を行います。

⑤損害額の算出

契約者・被災者・被害者・修理業者との協議や書類審査などを経て、損害額が決定されます。

⑥示談交渉と保険金の算出

自動車事故の場合、保険契約の内容により、当社で示談交渉の代行も行っています。

示談交渉により、損害額やお互いの責任割合（過失割合）を決定して、支払保険金の額を算出し、示談書を作成します。

賠償事故においては、事故の原因について相手の方にも責任があった場合、公平の原則から相手の方の責任割合部分を損害額から減額して賠償額を算出します。

また、お客さまが事故の被害者となられた場合、従来はお客さまご自身が相手の方（相手の保険会社）と直接交渉する必要がありましたが、現在は人身傷害補償保険を付帯いただくことにより自動車事故にあわれ、ご契約自動車の運転者や同乗者が死亡されたり、身体に後遺障害または傷害を被られた場合に、責任割合にかかわらず、ご契約保険金額の範囲内で、当社が定めた人身傷害補償特約（条項）損害額算定基準に基づいて算定した保険金をお支払いします。

⑦保険金のお支払い

お客さまの預金口座へ速やかに保険金をお支払いします。

再保険について

● 再保険の仕組み

再保険とは、保険会社が自社の引き受けた保険の一部を他の保険会社に引き受けてもらいリスクを分散する仕組みです。再保険を引き受けてもらうことを「出再（しゅっさい）」、逆に引き受けることを「受再（うけさい）」といいます。

支払保険金の大きな変動を防ぎ、保険会社の経営を安定的なものとするためには、リスクの種類・程度・保険金額が均質な保険契約が多数独立して存在し、可能な限り大数の法則を働かせることが重要です。保険会社の引き受けるリスクを平均化・分散化するために、保険会社はお客さまから引き受けたリスクのうち、自社の負担能力を超える部分を国内外の他の保険会社に引き受けてもらっています。

例えば、大型船舶、石油コンビナートなどのような巨額な契約に損害が生じたり、地震・台風などの自然災害が発生すると、同時に多くの契約に損害が発生し、保険金の支払いが巨額となる可能性があります。再保険を用いれば、支払った保険金の再保険出再部分を他の保険会社から回収することができるため、巨額の保険金支払いによる保険収支の不安定化を和らげることができます。

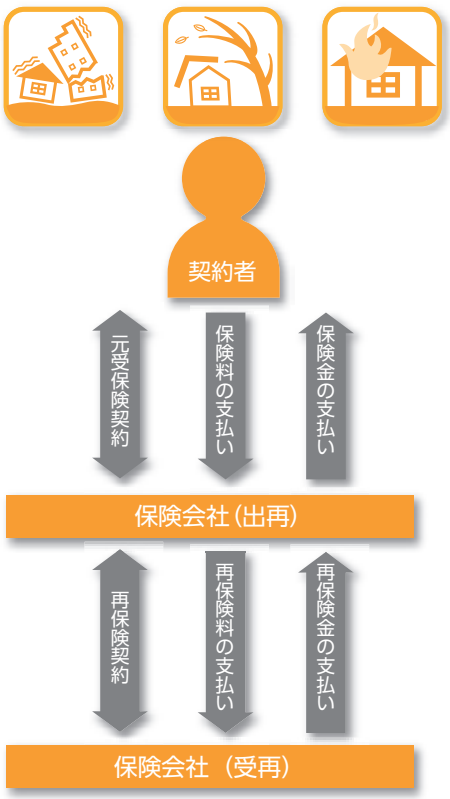

● 再保険の一般的な方針

保険会社が引き受けるリスクはさまざまです。火災保険や自動車保険のように一般的なリスクもあれば、原子力、航空や船舶といった特殊なリスクもあります。また、一つのリスク単位では保険会社にとって巨大な損害にならなくても、地震や台風のように一度に多数の契約に損害が発生した場合に巨額な損害となる集積リスクもあります。当社はそれぞれのリスクについて、リスクの種類・程度、それぞれの契約種目別の引受状況、準備金や自己資本などをもとに適切な出再保険を手配しています。

【主要な集積リスク（地震災害リスク・台風災害リスク）に対応する再保険】

地震災害リスク、台風災害リスクともに割合再保険（再保険の引受額の割合に応じて保険料、保険金などを分担し合う方式の再保険契約）および非割合再保険（保険料と保険金の支払責任を別途に取り決める方式の再保険契約）を組み合わせて出再保険を手配しています。地震災害リスクについては関東大震災（1923年）と同等の地震が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、また台風災害リスクについては伊勢湾台風（1959年）と同等の台風が再来しても正味保有損害額が一定額内に抑えられるように、再保険プログラムを構築して対応しています。

国内外の保険会社に再保険を引き受けてもらう場合、再保険金が確実に回収できる相手でなければなりません。そのため、出再する場合は相手会社の財務状況が重要となります。当社では主要な保険財務力指標であるS&P社やA.M.Best社の格付けが一定レベル以上であるなど、十分な保険財務力を有した保険会社に出再しています。

受再については、ガイドラインを定め慎重な引受方針をとっています。財物リスクなど責任期間が長期化しない契約を限定的に引き受けています。

人材育成プログラム

“人財”の育成に対して積極的に投資

企業を支えるのは「人」です。当社では、将来にわたって事業の発展を期するため、「人」に対して積極的に投資を行うことが極めて重要な経営課題であると考えています。

“人財”の育成において、当社の経営戦略に沿った育成方針を持つことはもちろん重要ですが、同時に社員個人のキャリアプランを重視し、それを積極的にサポートしていくことが大切であると考えています。社員の一人ひとりが仕事（ワーク）と生活（ライフ）両面のバランスをとるなかで個人のキャリアを築き、個人と会社が「共生」することで、はじめて社員は真に自立することができ、会社の発展に貢献できるものと考えています。

当社は2006年に、これまでの企業内教育のコンセプトを抜本的に見直し、『富士アカデミー』を設立しました。近年、さまざまな業界で企業内大学などが設立されていますが、多くは幹部候補者育成のために実施する経営分野に特化した教育プログラムです。当社の『富士アカデミー』では、これに加えて社内の各部門に存在する各種の教育・研修機能の体系化・最適化を図ることにより、将来の当社を支える“人財”の育成を担う機関と位置づけています。

当社の教育プログラムは、大きく次の３つの分野から構成されています

❶ ビジネスリーダー育成やビジネススキル強化プログラム
❷ キャリア研修や管理職研修などの「階層別/テーマ別教育プログラム」
❸ 営業部門、損害サービス部門など分野別の「専門教育プログラム」

このうち「ビジネスリーダー育成やビジネススキル強化プログラム」は、「意欲のある社員に、最高品質の学習機会を提供する」ことを目的としており、意欲・向上心のある社員には積極的かつ重点的に投資を行っています。

こういった当社の教育コンセプトの見直しは、『教育効果の最大化』と同時に社員の自律的キャリア形成支援など『企業文化そのものの改革』にも寄与するものと考えています。

次に、各プログラムより代表的な研修をご紹介します。

ビジネスリーダー育成やビジネススキル強化プログラム

●「ビジネスリーダー育成コース」

このプログラムは、当社の明日を担うシニアマネージャークラスを育成するコースです。

受講者は、eラーニングによるMBA基本知識（企業経営の知識）の“インプット”と、徹底したケーススタディによる“アウトプット”演習を行い、企業経営全般について学びます。また、グループワークを中心としたアクションラーニング（自社課題を解決するアクションプランの策定）を行うなかでコミュニケーションやマネジメント・リーダーシップ、プレゼンテーション能力などを養うとともに、グループによるトップマネジメントへのプレゼンテーションを行います。

●「出張研修」

“出張せずにビジネススキルを学びたい”、“職場全体で学びたい”、“仲間同士で学びたい”というニーズに合わせ、講師が地域に出張して研修を行います。研修テーマは、32講座の豊富なラインナップの中から選択し、地域単位、職場単位で学びます。

●「自己啓発支援プログラム」

社員一人ひとりの自己啓発の推進を目的に、通信研修やeラーニングなど約150のプログラムを用意しています。修了者には「自己啓発奨励金」を支給する制度があり、また公的資格取得の支援も行っています。

階層別/テーマ別教育プログラム

●「新入社員研修」

基幹職Ⅰ種

ビジネスパーソンとして求められる基本的姿勢（ビジネスマナー）、商品知識、業務知識を習得する最長1.5カ月間のプログラムを実施しています。お客さま・マーケットに関する知識を習得する体験型の研修や、配属部門別の実践的な研修などを盛り込んだ多彩な内容となっています。

基幹職Ⅱ種

ビジネスパーソンとして求められる基本的姿勢（ビジネスマナー）を身につけると同時に、損害保険の基礎知識および各担当業務の基礎知識を習得します。

◇上記研修に加え、各種フォローアップ研修やOJT制度、エルダー制度など、職場配属後の新入社員を全社的にサポートするシステムを整備しています。

●「キャリア開発ワークショップ」

社員と会社の共生関係構築のため、個々の社員の自律的キャリア形成の支援として30代・40代・50代社員に対して、それぞれが抱えるキャリア形成上の課題と今後の方向性を定める3日間のワークショップを開催しています。参加者は個人ワーク・グループワークを通じて自己理解・他者理解を図り、過去・現在・未来を統合した個人のキャリア形成の方向性や個人と会社のニーズの統合などを図ります。

また希望者はキャリアコンサルタントによるキャリアカウンセリングを受けることもできます。

●「ワーキングマザーいきいきワークショップ」

近年の育児経験者の増加に伴い、該当社員のモチベーションアップや各種社内制度利用推進を目的とした半日のワークショップを開催し、先輩社員によるノウハウ紹介や参加者同士のネットワーク作りによりコミュニケーションを深めています。また、ワークライフバランスの向上や自己実現の可能性を広げる機会も提供しています。

人権への取り組み

「人権尊重の社風の構築」に向かって邁進

企業は利潤の追求のみならず、あらゆるステークホルダーはじめ、社会全体から信頼される存在であることが求められます。その要素として「人権」への取り組みが企業にとって重要な課題となります。

当社では従来から「人権は本業の基本」であると位置づけ、お客さまの立場に立って、お客さまの痛みや心を理解できる人権感覚を常に磨くことが、「確かな安心」の提供につながるものと考えています。

当社のコーポレートメッセージ「安心にも、クオリティがある。」は、まさに社員一人ひとりのクオリティによって実現されるものであり、継続的な人権教育が必要と考えています。

● トップメッセージ

全役職員が「人権尊重の社風の構築」に向って邁進するために、12月の人権週間には社長兼CEOが従業員に対して「人権に関するメッセージ」を発信しています。

● 人権推進のための組織

社長兼CEOを最高責任者とする人権推進体制のもと、人権啓発の推進ならびに人権問題の相談・解決を担う専門部署を設置し、各種研修の実施などを通じて人権啓発活動につとめています。

● 当社の価値観

当社の「価値観」には人権を根底に「高い倫理観」「互いの尊重」を掲げ、一切の差別を行わないこと、人権感覚が豊かで健全な職場環境の維持を全役職員に求めています。

● 人権標語の募集

人権週間（12月4日～10日）にあわせて、全役職員および家族から広く人権標語を募集しています。

毎年、人権感覚を自由に表現したすばらしい作品が多く寄せられ、その中から選出された優秀作品を職場に掲示し、人権啓発に活用しています。

2011年度人権標語最優秀作品（2011年度応募件数370件）

「ダメだよと、言える勇気と聞く勇気」

● 人権教育

当社では「人権が尊重される社風の構築」「差別やハラスメントのない、元気の出る明るい職場作り」を基本方針として、さまざまな研修・教育を通じて全役職員が人権に対しての正しい理解と認識を深め、自立的な行動ができるよう啓発活動につとめています。

研修項目	対象者	実施時期・回数
役員研修	全役員	年1回
管理職研修	全管理職	年2回
新任管理職研修	新任管理職	年1回
入社時研修	新入社員 研修社員	入社時
職場内人権研修	全社員	年2回
社外研修会	任意	随時

● アンケート調査

当社では、全役職員を対象に「人権に関するアンケート」を実施しています。

回答内容を分析し、寄せられた意見やアイデアを取り入れて、研修や人権啓発に活用しています。

● 人権問題に関する相談窓口の設置

職場の人権問題事象（セクハラ・パワハラ・その他）の早期発見や未然防止、および解決を図るため、全従業員を対象に、「人権相談ホットライン」を設置しています。

● ひろびろトイレの市民への開放（京都ビル）

当社ビル内に、車椅子の方にも十分な広さのトイレを設置し、市民の方々に自由にご利用いただいています。

CSR

草の根の社会貢献活動を推進

教育、芸術、文化、環境、福祉など幅広い分野において、企業の社会的責任を果たすべく社会貢献活動を推進しています。当社では、「活力ある地域社会の実現への挑戦」を企業理念として掲げており、今後も草の根の社会貢献活動を継続していきます。ここでは、当社における社会貢献活動の一部を紹介します。

途上国へワクチンを寄付

医療総合保険「みんなの健保2」を販売した収益の中から一定額を積み立て、半年に一度、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを 日本委員会(JCV※)」に寄付する「みんなの健保でみんなへワクチン」の活動を展開しています。

医療保険商品の提供により、ご契約者に安心をお届けするだけでなく、世界の子どもたちにも健康で安心な生活が送れるよう感染症予防に寄与することを目的に当活動を開始し、現在までにポリオワクチン約37万人分相当を寄付しています。

※ Japan Committee, Vaccines for the World's Children

写真提供:JCV

Web約款のご選択件数に応じ、WWFジャパンへ寄付

環境保護の取り組みの一環として、Web約款を導入し、紙資源の節約に努めています。ご契約時にお客さまがWeb約款をご選択されますと、印刷物(冊子)の約款の送付を省略し、この省略により約款1冊でA4コピー用紙約40枚分の紙の消費が節減できます。紙の消費節減により軽減した約款の作成費用および郵送費用からWeb約款をご選択いただいた件数に応じた一定額を環境保全団体「WWFジャパン(公益財団法人世界自然保護基金ジャパン)」へ寄付しています。

「佐渡裕(さどゆたか)とスーパーキッズ・オーケストラ」の応援

地域社会への貢献と音楽を通じて子どもたちの未来を育むことを目的として、日本を代表する指揮者佐渡裕氏が監督する子供たちの弦楽合奏団「スーパーキッズ・オーケストラ」を応援しています。2012年1月には大阪本社(長堀ビル)にてコンサートを開催しました。

アマチュアスポーツへの協賛

生涯スポーツの祭典である「全日本マスターズ陸上競技選手権大会」に1990年度から特別協賛しています。マスターズ陸上は、男性35歳、女性30歳から参加することができ、5歳毎にクラス分けされ、競技を行います。第32回を迎えた2011年は、8月に発祥の地である和歌山において開催され、約1500名のアスリートが参加し、日頃の練習の成果を発揮しました。

写真提供:(有)インプレス

富士火災ふれ愛倶楽部

「富士火災ふれ愛倶楽部」は、1993年度に当社の創立75周年を記念して設立された団体です。任意で加入した役職員を会員とし、その拠出金をもとに、会社と共同で行う寄付活動を通じて、高齢者や身体障害者への介護活動や環境問題に取り組む団体を支援しています。2011年度には、障害をお持ちの方々を支援する団体をはじめ、合計6団体に寄付支援を行いました。

当社は当社独自の社会貢献活動のほか、社団法人日本損害保険協会（現「一般社団法人日本損害保険協会」、以下「損保協会」といいます。）の一員として、次のとおり損保業界として「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、損保業界としても社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 環境問題への取り組み

(1) リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO_2排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。

2011年度は、会員各社自らが社有車の修理に積極的にリサイクル部品を活用することを宣言するとともに、個社毎の取り組みを実施したほか、2011年11月～12月には関係省庁の後援および関連団体の協賛を得て、リサイクル部品活用推進キャンペーン（チラシ配布等による啓発とリサイクル部品の利用状況と満足度アンケート調査）を実施しました。

(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

(3) 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

2. 防災・自然災害対策

(1) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

①軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいています。

③ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。

(2) 地域の安全意識の啓発

①実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

②地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として、作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。

3. 交通安全対策

(1)交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- 自動車事故防止対策：若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等
- 自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援等
- 救急医療体制の整備：救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- 自動車事故の医療に関する研究支援
- 適正な保険金支払のための医療研修等

(2)交通安全啓発活動

①交差点事故防止活動

事故の多い交差点（その付近も含む）での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5カ所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を損保協会のウェブサイトで公開しています。

②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか?自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

③シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取り組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載しているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

4. 犯罪防止対策

(1)盗難防止の日（10月7日）の取り組み

損保協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、全国47都道府県の約60カ所の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2)自動車盗難の防止

損保協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ（自動車盗難防止装置）の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

(3)啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

代理店制度

豊富な専門知識で多様化するニーズに対応

当社は、社会・経済の環境変化に対応した、顧客対応力の優れた代理店販売網の拡充を図っています。専門知識を持った代理店を通じて、多様化するお客さまの損害保険へのニーズに対応し、安心をお届けしています。

当社の代理店は約23,000店、全国に広がるネットワークで、それぞれのお客さまへ適切な保険商品の提案や保険情報の提供を行い、総合的なリスクマネジメントのアドバイスを行っています。

● 代理店数の推移

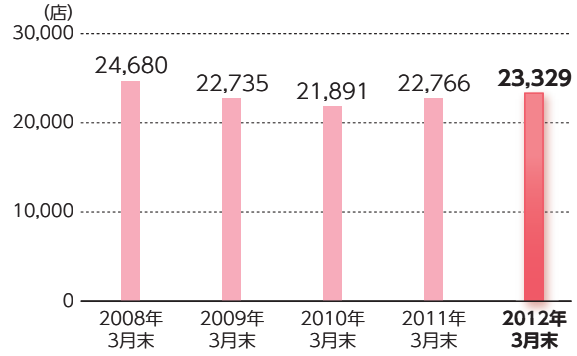

代理店の登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、所定の代理店試験に合格し、当社と代理店委託契約を取り交わしたうえで、保険業法に基づき代理店登録をすることが義務づけられています。

また、代理店は保険業法等による規制を受け、適正な保険募集と契約者保護に万全を期すことが求められています。

代理店の役割

代理店は、当社の委託を受けて、保険契約を募集し、当社を代理してお客さまと保険契約を締結、保険料を領収することを基本的な業務としています。

代理店の最も大切な仕事は、お客さまと当社のパイプ役として適切な保険サービスを提供し、さまざまなリスクからお客さまをお守りすることです。そのために、お客さまのニーズを十分に確認し、適切な商品の選択が行えるように情報の提供と助言を行うとともに、災害や事故が発生した場合は、迅速かつ円滑な解決をお手伝いするなど、きめ細かで広範なコンサルティング活動を展開しています。

代理店の主な業務は次のとおりです

●保険募集(勧誘や契約締結など)

- 保険情報の提供　・保険契約の締結
- 保険の対象の確認　・商品内容説明
- 保険料の算出
- 重要事項(契約概要・注意喚起情報等)の説明
- お客さまのご意向、および申込みいただく保険契約内容の確認
- 保険申込み受付と保険申込書の作成・保険契約の締結

●当社への契約締結の報告

●保険料の領収、保険料領収証の発行・交付

●保険料の保管、当社への精算

●保険契約の維持、管理
(満期管理、保険契約内容の変更・解約の手続きを含む)

●ご契約者からの事故の受付、当社への通知
(保険金請求のためのアドバイスと必要書類のご案内)

代理店の業務能力と代理店手数料

代理店手数料は、代理店が適切な保険募集体制を確立し、代理店の業務能力、販売能力の向上が図れるよう、販売実績状況、資格者状況、業務遂行状況等を評価し、総合的な代理店の活動状況を反映して決定しています。

教育体制

代理店は損害保険の販売を通じて、個人や企業の経済活動の安定を図るなど極めて重要な仕事に携わっています。そのため、当社では代理店の資質向上を図り、お客さまの信頼を得ることを目的として、代理店試験制度を設けています。試験の種類は、損害保険募集人一般試験、損害保険大学課程各コースに係る試験、保険商品試験の3種類です。

また、当社営業担当社員による個別指導のほか、保険の商品知識や営業手法、代理店システムの活用方法、業態別経営手法、後継者育成など、代理店経営の発展をサポートすべく、各種の勉強会や研修・セミナーなどを実施しています。

さらには、プロフェッショナルな代理店の育成システムとして、「代理店研修生制度」を設けています。

VICTORY代理店認定制度

中核代理店を認定する制度として「VICTORY代理店認定制度」があります。この制度は、顧客対応力・業務遂行力・販売力・経営能力・成長性に優れた代理店を「VICTORY代理店」として認定するものです。当社が定める一定の認定基準を充足した代理店につき、同制度の最高峰である「SUPER VICTORY」などの認定を行っています。

プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）制度

“一生涯のパートナーとして”お客さまの人生と企業を守る新しい営業スタイル

当社は代理店制度に加え、プロフェッショナルアドバイザー制度を販売組織の大きな柱にしています。代理店が当社の委託を受けて販売を行う組織であるのに対し、プロフェッショナルアドバイザー制度は当社との雇用契約に基づくプロ社員の販売組織です。

今、お客さまが保険に対し求めているのは、「信頼できて長く付き合うことができる」「きちんと分かりやすく情報を提供し、自分にあった最適な商品をすすめてくれる」「親切に相談に乗ってくれる」といった真のセールス・プロフェッショナルです。その思いに応えるために、売り込みのない情報提供型セールス、いわゆるプル型・コンサルティング型営業を実践しています。

プロフェッショナルアドバイザー（営業社員）とは

お客さまの人生や事業経営を守るために存在するもの、それが「保険」です。

その保険を扱う人がプロフェッショナルであることは当然のことでしょう。

しかしながら、日本の保険業界は、まだまだお客さまのニーズではなく、商品ありきのプッシュ型営業から脱しきれていません。

当社は、これからの日本の保険業界を牽引することを決意しています。そのミッションを担うのがプロフェッショナルアドバイザーなのです。

業界No.1の組織とトレーニングシステム

当社はこのプロフェッショナルアドバイザー制度において業界No.1*の販売組織を築き上げており、現在約1,070人のプロフェッショナルアドバイザーが全国各地で活躍しています。

プロフェッショナルアドバイザーは、入社後3～5年間は保険のプロフェッショナルとしての知識・スキルを身につけ、真のプロフェッショナルとしてお客さまに安心をご提供します。その後の研鑽期間を経て、PAクラブ員として営業の第一線で活躍を続ける、専属専業代理店として経営者となる、という道が用意されています。

プロフェッショナルアドバイザーに対する当社独自の体系化された情報提供型セールス手法のトレーニングシステム。個人・法人のお客さまに対して、より実践的かつ即戦力として役立つセールススキルが身につくトレーニングシステムを通じて総合的なコンサルティングを行えるようになります。

*当社調べ

体系化されたトレーニングシステム

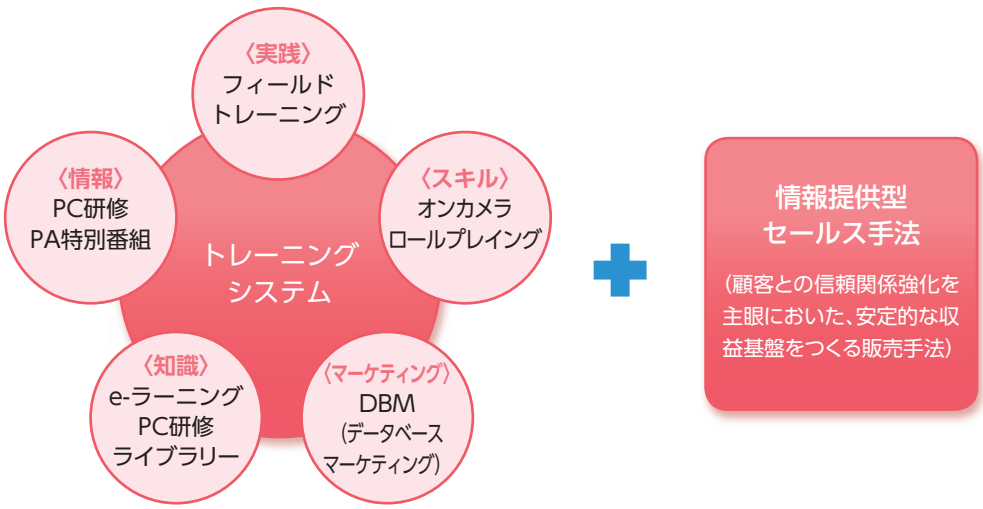

資料編

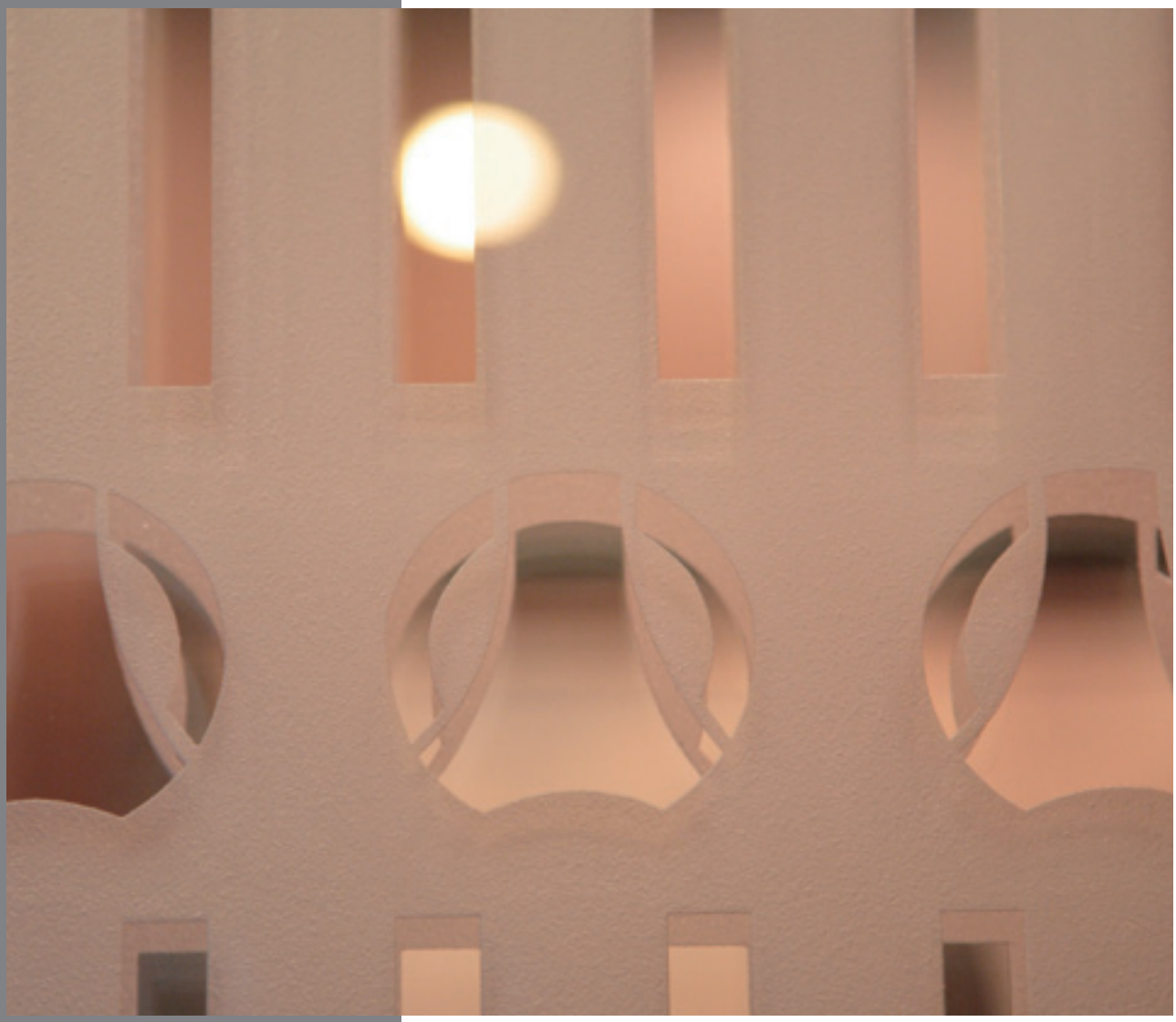

Ⅰ. 事業概況……44
Ⅱ. 経理の状況……59
Ⅲ. 当社及び子会社等の概況……87
Ⅳ. 当社及び子会社等の主要な業務……89
Ⅴ. 当社及び子会社等の財産の状況……96
Ⅵ. 会社概要……120
Ⅶ. 個人情報保護宣言……135
Ⅷ. 利益相反管理方針の概要……139
Ⅸ. グループ内部統制に係る基本方針……140
Ⅹ. 損害保険用語の解説……142
Ⅺ. 店舗一覧……146

■事業の経過及び成果等

当期におけるわが国経済は、東日本大震災後の供給面での復旧と共に回復基調でありましたが、欧州の債務危機を発端とする金融市場の混乱、円高の長期化、原発再稼動問題による電力供給不安、加えてタイにおける洪水などの影響を受け、回復の動きが弱まっております。

震災発生後の不安定な状況において、当社は損害保険会社としての社会的責務を果たすため、全社を挙げて延べ1,000人以上の人員を被災地の立会拠点および大阪の長堀ビルに特設した事故受付バックヤードへ投入し、2011年7月末時点で97%の対応を完了するなど、お客さまへ一日でも早く保険金をお届けできるよう取り組んできました。

商品面においては、人保険分野で、業務災害補償総合保険「みんなの労災ガード」を発売しました。この商品の大きな特長は、労災認定基準の改定に伴い企業の従業員に対する健康管理責任が明確化されたことに対応し、従来のケガを中心とした労災補償に新たに病気補償を加えて補償の範囲を拡大したことです。具体的には、労災認定された脳・心疾患、精神障害に対する補償や入院治療費用などの実費型医療補償を充実させました。あわせて、労働環境の変化に伴って拡大した企業の使用者賠償責任リスクにも対応し事業者の管理下にある方々も補償対象とし、さらに、万一訴訟が起きた場合は、各種保険金を損害賠償金に充当できるよう商品設計しています。また、お客さまにとって必要な補償を必要なだけセットすることが可能となっています。このように「みんなの労災ガード」は、革新的なコンセプトに基づいて開発され、他社商品との差別化を徹底して追求するとともに、当社において新たなマーケットを創造する大型新商品です。

自動車保険では、東日本大震災後に寄せられたお客さまからのご要望などを踏まえ、地震で被災されたお客さまに、生活に欠かせない移動手段を確保いただくための新特約「地震・噴火・津波危険 車両全損時一時金特約」を発売しました。この特約は地震・噴火またはこれらによる津波により、ご契約のお車が「全損」になった場合、お客さまが臨時に必要とされる費用（中古車の購入費用や代替車両購入時の頭金に充当する費用など）として50万円（ただし、車両保険の保険金額が50万円を下回る場合にはその金額）を定額でお支払いするものです。

企業向けの火災保険では、2008年に発売したオーダーメイド型の企業財産包括保険「三冠王」をベースとして、補償をパッケージ化した企業財産包括保険「三冠王Lite」を発売しました。次年度以降も引き続きバーションアップを図り、さまざまな業態のお客さまニーズにお応えします。

運送保険では、運送業者が受託した貨物に損害が生じ、荷主、元請運送人に対して損害賠償を負った場合のリスクを補償する主力商品“カーゴ・エース”（運送業者貨物賠償責任保険）（2001年1月取扱開始）について、その後の損保各社からの競合商品の投入による相対的な競争力の低下や社内外からの要望を受け、新商品名“カーゴ・エースⅡ”（運送業者貨物賠償責任保険）として全面改定を行いました。

業務面においては、昨年から取り組んでおります代理店・営業社員が契約計上業務を完結できる直接計上システムの拡大、中央営業事務センターへの業務集中化を更に進めるとともに、全国の営業店における内務事務の標準化取り組み、商品情報や業務通達などの情報伝達環境の改善を並行して実施することで事務処理品質と業務効率の向上を図り、営業機能の強化に努めました。

こうした取り組みの結果、事業損益については、保険引受収益が3,351億円、資産運用収益が124億円、その他経常収益が21億円となり、これらを合計した経常収益は3,497億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が2,989億円、資産運用費用が18億円、営業費及び一般管理費が434億円、その他経常費用が21億円となり、3,463億円となりました。

この結果、経常利益は33億円となりましたが、法人税率引下げや将来計画見直しに伴う評価性引当額の増加により、繰延税金資産を一部取崩し、法人税等が188億円となったことから、当期純損失は、157億円となりました。

■保険引受の概況

保険引受収益のうち、正味収入保険料は2,648億円となり、前期に比べて0.2%の減少となりました。また、保険引受費用のうち正味支払保険金は、東日本大震災及び自然災害による保険金支払の影響を受け1,991億円となり、24.9%増加しました。この結果、正味損害率は79.6%となり、前期に比べて14.8ポイント上昇しました。

保険引受に係る営業費及び一般管理費は、前期に比べて23億円減少して419億円となり、諸手数料及び集金費は6億円増加して491億円となりました。この結果、正味事業費率は、34.4%となりました。

これらに支払備金繰入額、責任準備金戻入額などを加減した保険引受損失は、93億円となりました。

■主要な保険種目別の概況

●火災保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて3.5%増加して503億円となり、正味損害率は前期に比べて81.8ポイント増加して116.0%となりました。

●海上保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて1.9%増加して16億円となり、正味損害率は前期に比べて9.7ポイント増加して45.1%となりました。

●傷害保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて2.2%増加して271億円となり、正味損害率は前期に比べて2.9ポイント減少して45.9%となりました。

●自動車保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて2.8%減少して1,433億円となり、正味損害率は前期に比べて0.7ポイント増加して70.9%となりました。

●自動車損害賠償責任保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて4.3%増加して291億円となり、正味損害率は前期に比べて4.7ポイント減少して、100.1%となりました。

●その他の保険

当期の正味収入保険料は前期に比べて0.5%増加して131億円となり、正味損害率は前期に比べて4.0ポイント減少して、63.7%となりました。

■資産運用の概況

当期末の運用資産は7,507億円となり、前期に比べて80億円の減少となりました。運用については、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的とした為替ヘッジ付外貨建債券への取り組みなどにより、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の有価証券売却損益は、前期に比べ157億円減少しましたが、これは、昨年度、外国投信・株式性資産といったリスク性資産の大幅な圧縮を実行する過程で多大な売却益を計上したためです。

利息及び配当金収入については、金利の低下や前期末に実行したリスク性資産圧縮の影響により、前期に比べ25億円減少の117億円となりました。

また、運用資産利回り（インカム利回り）は1.56%となり、前期に比べて0.31ポイント低下しました。この結果、資産運用益は106億円となり、前期に比べ154億円減少しました。

■ 当社が対処すべき課題

当社は「活力ある富士火災グループ」の実現のため、2016年度までの中長期経営計画を策定し、地域営業基盤とチャーティス資源の活用による持続的なトップラインの成長、損害率改善と事業費改善による保険引受利益の改善、コーポレートビジョンやグローバルスタンダードへの適合による組織力の強化を目指しています。

（注）上記における各計数の表示及び計算は次のとおりです。

1. 保険料等の金額及び株数は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第２位を四捨五入し小数点第１位まで表示しています。
2. 正味損害率＝（正味支払保険金＋損害調査費）／正味収入保険料
3. 正味事業費率＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）／正味収入保険料

1. 主要な業務指標の推移

（単位：百万円）

項目＼年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
経常収益 （対前期増減率）	387,779 (0.97%)	360,796 (△ 6.96%)	361,533 (0.20%)	340,957 (△ 5.69%)	349,739 (2.58%)
経常利益又は経常損失（△） （対前期増減率）	14,273 (29.73%)	△ 91,650 (△ 742.12%)	9,062 (－%)	14,833 (63.68%)	3,384 (△ 77.18%)
当期純利益又は当期純損失（△） （対前期増減率）	6,113 (△ 23.63%)	△ 58,977 (△ 1,064.72%)	5,090 (－%)	7,735 (51.96%)	△ 15,741 (△ 303.50%)
資本金の額 （発行済株式総数）	41,334 (471,972 千株)	49,231 (543,263 千株)	55,981 (700,239 千株)	55,981 (700,239 千株)	55,981 (121,000 千株)
純資産額	111,236	45,140	108,951	100,784	89,568
総資産額	1,002,504	912,744	933,155	918,361	858,001
積立勘定として経理された資産額	287,516	257,771	220,831	191,020	169,478
責任準備金残高	753,724	729,881	687,282	671,964	628,617
貸付金残高	58,540	58,187	51,813	41,947	28,337
有価証券残高	619,658	556,936	628,602	613,158	667,865
単体ソルベンシー・マージン比率	692.6%	505.6%	602.0%	720.8%	535.4%
配当性向	59.7%	－	－	－	－
従業員数	6,800 名	6,825 名	6,148 名	5,653 名	5,309 名
正味収入保険料 （対前期増減率）	294,007 (△ 0.71%)	284,835 (△ 3.12%)	270,837 (△ 4.91%)	265,451 (△ 1.99%)	264,870 (△ 0.22%)

（注）1. 平成 20 年度及び平成 23 年度は当期純損失を計上しているため、配当性向を記載しておりません。
2. 単体ソルベンシー・マージン比率については、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度から算出にかかる法令等が改正されております。
3. 平成 23 年度の従業員数が平成 22 年度に比べ 344 名減少しておりますが、主として代理店への転向等による退職による減少であります。

2. 保険引受の状況

(1) 正味収入保険料の額及び元受正味保険料の額

正味収入保険料

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	46,043	15.7	△0.6	50,369	17.7	9.4	48,998	18.1	△2.7	48,614	18.3	△0.8	50,309	19.0	3.5
海上	2,044	0.7	11.6	1,921	0.7	△6.0	1,537	0.6	△20.0	1,656	0.6	7.7	1,687	0.6	1.9
傷害	29,293	10.0	2.7	28,572	10.0	△2.5	27,022	10.0	△5.4	26,581	10.0	△1.6	27,170	10.3	2.2
自動車	160,893	54.7	△1.5	156,757	55.0	△2.6	150,862	55.7	△3.8	147,530	55.6	△2.2	143,360	54.1	△2.8
自動車損害賠償責任	41,203	14.0	△1.7	32,445	11.4	△21.3	28,589	10.5	△11.9	27,964	10.5	△2.2	29,177	11.0	4.3
その他	14,528	4.9	2.1	14,770	5.2	1.7	13,827	5.1	△6.4	13,104	5.0	△5.2	13,166	5.0	0.5
(うち賠償責任)	(9,376)	(3.2)	(5.7)	(9,954)	(3.5)	(6.2)	(9,556)	(3.5)	(△4.0)	(9,297)	(3.5)	(△2.7)	(9,412)	(3.6)	(1.2)
合計	294,007	100.0	△0.7	284,835	100.0	△3.1	270,837	100.0	△4.9	265,451	100.0	△2.0	264,870	100.0	△0.2

(注) 正味収入保険料……元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料（含む積立保険料）

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	67,647	19.6	△3.7	71,718	21.8	6.0	69,781	22.4	△2.7	69,328	22.8	△0.6	73,005	23.9	5.3
海上	1,926	0.6	10.1	1,809	0.5	△6.1	1,391	0.4	△23.1	1,638	0.5	17.7	1,747	0.6	6.6
傷害	54,308	15.7	△5.8	47,075	14.3	△13.3	43,413	13.9	△7.8	41,569	13.7	△4.2	40,969	13.4	△1.4
自動車	161,977	47.0	△1.3	157,967	48.0	△2.5	152,092	48.8	△3.7	148,261	48.7	△2.5	144,268	47.2	△2.7
自動車損害賠償責任	42,355	12.3	△7.4	34,564	10.5	△18.4	29,963	9.6	△13.3	29,088	9.5	△2.9	31,243	10.2	7.4
その他	16,474	4.8	2.4	16,210	4.9	△1.6	15,341	4.9	△5.4	14,518	4.8	△5.4	14,412	4.7	△0.7
(うち賠償責任)	(10,375)	(3.0)	(5.6)	(10,824)	(3.3)	(4.3)	(10,415)	(3.3)	(△3.8)	(10,178)	(3.3)	(△2.3)	(10,236)	(3.3)	(0.6)
合計	344,689	100.0	△3.1	329,345	100.0	△4.5	311,984	100.0	△5.3	304,405	100.0	△2.4	305,647	100.0	0.4
従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)	76		△9.2	70		△7.9	69		△1.3	70		1.4	73		3.6

(注) 1. 元受正味保険料（含む積立保険料）……元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものをいいます。（積立型保険の積立保険料を含みます。）
2. 従業員一人当たり元受正味保険料（含む積立保険料）……元受正味保険料(含む積立保険料)÷内勤職員数

(2) 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目＼年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	3,883	10.3	2.3	3,976	14.4	2.4	4,279	17.0	7.6	4,007	16.5	△6.4	2,958	12.1	△26.2
海上	519	1.4	14.9	507	1.8	△2.3	338	1.3	△33.4	203	0.8	△40.0	207	0.8	2.4
傷害	184	0.5	13.4	179	0.7	△2.9	293	1.2	63.3	548	2.3	87.3	639	2.6	16.5
自動車	853	2.3	△34.2	669	2.4	△21.5	576	2.3	△13.9	289	1.2	△49.7	97	0.4	△66.4
自動車損害賠償責任	30,682	81.8	△1.2	21,131	76.7	△31.1	18,841	74.7	△10.8	18,454	76.1	△2.1	20,041	81.6	8.6
その他	1,380	3.7	△25.5	1,092	4.0	△20.8	890	3.5	△18.5	737	3.1	△17.2	607	2.5	△17.6
(うち賠償責任)	(48)	(0.1)	(△37.4)	(50)	(0.2)	(5.1)	(31)	(0.1)	(△38.3)	(25)	(0.1)	(△17.9)	(29)	(0.1)	(14.3)
合計	37,504	100.0	△2.9	27,557	100.0	△26.5	25,219	100.0	△8.5	24,241	100.0	△3.9	24,552	100.0	1.3

(注) 受再正味保険料……受再保険料から受再解約返戻金及び受再その他返戻金を控除したものをいいます。

(3) 支払再保険料

(単位：百万円)

種目＼年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率		構成比	増収率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	14,926	25.5	△1.9	15,675	31.0	5.0	16,480	34.4	5.1	16,810	36.2	2.0	18,745	37.9	11.5
海上	401	0.7	8.5	395	0.8	△1.6	192	0.4	△51.3	185	0.4	△3.9	267	0.6	44.5
傷害	6,196	10.6	5.7	6,850	13.6	10.6	6,926	14.4	1.1	6,674	14.4	△3.6	5,469	11.1	△18.0
自動車	1,936	3.3	△10.4	1,880	3.7	△2.9	1,805	3.8	△3.9	1,021	2.2	△43.5	1,005	2.0	△1.5
自動車損害賠償責任	31,834	54.4	△8.7	23,250	46.0	△27.0	20,215	42.1	△13.1	19,577	42.2	△3.2	22,108	44.7	12.9
その他	3,229	5.5	△12.1	2,491	4.9	△22.9	2,362	4.9	△5.2	2,115	4.6	△10.5	1,844	3.7	△12.8
(うち賠償責任)	(1,047)	(1.8)	(1.2)	(920)	(1.8)	(△12.1)	(890)	(1.9)	(△3.3)	(906)	(2.0)	(1.8)	(853)	(1.7)	(△5.8)
合計	58,525	100.0	△5.9	50,544	100.0	△13.6	47,983	100.0	△5.1	46,384	100.0	△3.3	49,441	100.0	6.6

(注) 支払再保険料……再保険料から再保険返戻金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

(4) 解約返戻金の額及び保険引受利益の額

解約返戻金

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
火災	4,455	4,328	4,412	3,913	4,212
海上	55	58	61	49	24
傷害	8,353	10,710	8,038	6,458	5,542
自動車	1,435	1,551	1,383	1,353	1,397
自動車損害賠償責任	1,691	1,777	1,135	1,102	977
その他	592	690	583	554	484
(うち賠償責任)	(143)	(193)	(178)	(173)	(159)
合計	16,583	19,116	15,615	13,432	12,638

(注) 解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金及び積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保険引受収益	343,597	339,952	340,948	306,492	335,100
保険引受費用	290,795	284,503	277,297	271,751	298,950
営業費及び一般管理費	55,072	55,740	48,245	44,359	41,967
その他収支	△ 62	△ 566	△ 304	9	△ 3,500
保険引受損益	△ 2,332	△ 857	15,100	△ 9,609	△ 9,317

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書記載における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額であります。
2. その他収支は、自動車損害賠償責任保険損益計算等における法人税相当額などであります。

(5) 正味支払保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率		構成比	損害率
		%	%		%	%		%	%		%	%		%	%
火災	15,440	9.4	36.0	15,522	9.5	32.9	16,334	10.2	35.2	15,892	10.0	34.3	57,458	28.9	116.0
海上	875	0.5	46.0	794	0.5	44.7	823	0.5	57.0	547	0.3	35.4	718	0.4	45.1
傷害	12,700	7.7	48.6	11,948	7.3	47.3	12,605	7.8	51.4	11,961	7.5	48.8	11,608	5.8	45.9
自動車	96,528	58.9	66.7	96,937	59.6	68.4	95,289	59.2	69.1	95,462	59.9	70.2	94,477	47.4	70.9
自動車損害賠償責任	29,167	17.8	75.8	28,558	17.6	94.4	27,371	17.0	102.8	27,337	17.1	104.8	27,021	13.6	100.1
その他	9,318	5.7	70.7	8,999	5.5	66.6	8,512	5.3	66.6	8,237	5.2	67.7	7,825	3.9	63.7
(うち賠償責任)	(5,893)	(3.6)	(69.8)	(6,079)	(3.7)	(66.9)	(5,697)	(3.5)	(64.5)	(5,707)	(3.6)	(66.0)	(5,384)	(2.7)	(61.1)
合計	164,030	100.0	61.4	162,760	100.0	62.7	160,937	100.0	64.6	159,439	100.0	64.8	199,109	100.0	79.6

(注) 1. 正味支払保険金……元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収保険金を控除したものをいいます。
2. 正味損害率……(正味支払保険金＋損害調査費)／正味収入保険料× 100 により算出しております。

(6) 元受正味保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成19年度	構成比	平成20年度	構成比	平成21年度	構成比	平成22年度	構成比	平成23年度	構成比
		%		%		%		%		%
火災	15,714	9.0	16,562	9.5	16,261	9.5	16,202	9.5	101,912	40.2
海上	669	0.4	541	0.3	663	0.4	372	0.2	587	0.2
傷害	15,206	8.7	14,802	8.5	15,851	9.3	15,280	9.0	14,620	5.8
自動車	96,931	55.5	97,886	56.3	95,621	55.8	95,956	56.5	94,843	37.5
自動車損害賠償責任	36,405	20.9	34,868	20.0	33,793	19.7	33,396	19.7	33,006	13.0
その他	9,598	5.5	9,389	5.4	9,007	5.3	8,604	5.1	8,376	3.3
(うち賠償責任)	(6,407)	(3.7)	(6,433)	(3.7)	(6,051)	(3.5)	(6,119)	(3.6)	(5,695)	(2.2)
合計	174,526	100.0	174,050	100.0	171,199	100.0	169,813	100.0	253,346	100.0

(注) 元受正味保険金……元受契約の支払保険金から元受保険金戻入（事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等）を控除したものをいいます。

(7) 受再正味保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成19年度	構成比	平成20年度	構成比	平成21年度	構成比	平成22年度	構成比	平成23年度	構成比
		%		%		%		%		%
火災	1,470	4.4	1,478	4.7	1,153	3.8	1,056	3.6	37,202	57.1
海上	346	1.1	328	1.1	263	0.9	196	0.7	273	0.4
傷害	188	0.6	108	0.3	119	0.4	169	0.6	239	0.3
自動車	807	2.4	634	2.0	515	1.7	358	1.2	174	0.3
自動車損害賠償責任	29,167	88.1	28,558	91.1	27,371	91.4	27,337	93.3	27,021	41.5
その他	1,126	3.4	258	0.8	532	1.8	185	0.6	245	0.4
(うち賠償責任)	(89)	(0.3)	(81)	(0.3)	(48)	(0.2)	(44)	(0.2)	(36)	(0.1)
合計	33,107	100.0	31,365	100.0	29,955	100.0	29,304	100.0	65,156	100.0

(注) 受再正味保険金……受再契約の支払保険金から受再保険金戻入（事故物件の処分による売得金・損害保険賠償請求権の実行による賠償金等）を控除したものをいいます。

(8) 回収再保険金の額

(単位：百万円)

種目＼年度	平成19年度	構成比	平成20年度	構成比	平成21年度	構成比	平成22年度	構成比	平成23年度	構成比
		%		%		%		%		%
火災	1,745	4.0	2,518	5.9	1,081	2.7	1,366	3.4	81,657	68.4
海上	140	0.3	75	0.2	103	0.3	22	0.1	142	0.1
傷害	2,695	6.2	2,961	7.0	3,365	8.4	3,488	8.8	3,250	2.7
自動車	1,209	2.8	1,583	3.7	847	2.1	851	2.1	540	0.5
自動車損害賠償責任	36,405	83.5	34,868	81.7	33,793	84.0	33,396	84.2	33,006	27.6
その他	1,407	3.2	648	1.5	1,027	2.5	552	1.4	796	0.7
(うち賠償責任)	(602)	(1.4)	(435)	(1.0)	(402)	(1.0)	(456)	(1.2)	(346)	(0.3)
合計	43,603	100.0	42,655	100.0	40,218	100.0	39,678	100.0	119,393	100.0

(注) 回収再保険金……出再契約の回収保険金から再保険金割戻（再保険割合により受再保険者に支払う割戻金）を控除したものをいいます。

(9) 未収再保険金

(単位：百万円)

種目計		平成23年度	平成22年度	平成21年度
1	年度開始時の未収再保険金	1,347 (0)	1,461 (0)	1,899 (0)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	8,448 (0)	5,564 (0)	6,158 (0)
3	当該年度回収等	7,513 (0)	5,678 (0)	6,596 (0)
4	1＋2－3＝年度末の未収再保険金	2,282 (0)	1,347 (0)	1,461 (0)

(注) 1. 地震・自賠責保険に係る金額を除いております。
2. ( ) 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

(10) 契約者配当金の額

積立保険（貯蓄型保険）では、保険期間が終了し満期を迎えられたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしております。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

従いまして、契約者配当金は毎月変動いたしますが、平成23年6月および平成24年6月に満期を迎えられたご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

平成23年6月および平成24年6月に満期を迎えたご契約に対してお支払いした契約者配当金の例

【積立傷害総合保険の場合】 [満期返れい金100万円の場合]

満期月	保険期間	一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
平成23年6月	3年	1,200円	400円	300円	200円	200円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円
平成24年6月	3年	600円	600円	500円	500円	500円
	5年	0円	0円	0円	0円	0円
	10年	0円	0円	0円	0円	0円

(11) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目＼年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	35.2	46.9	82.1	34.3	46.6	80.8	116.0	46.2	162.3
海上	57.0	37.3	94.3	35.4	31.4	66.8	45.1	30.2	75.3
傷害	51.4	42.2	93.6	48.8	39.9	88.7	45.9	40.0	85.9
自動車	69.1	32.4	101.5	70.2	31.2	101.4	70.9	31.1	102.0
自動車損害賠償責任	102.8	28.6	131.4	104.8	27.7	132.5	100.1	23.3	123.4
その他	66.6	38.6	105.2	67.7	39.8	107.5	63.7	38.5	102.1
(うち賠償責任)	(64.5)	(39.0)	(103.5)	(66.0)	(40.3)	(106.3)	(61.1)	(37.7)	(98.8)
合計	64.6	35.9	100.5	64.8	35.0	99.7	79.6	34.4	114.0

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(12) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目＼年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	36.6	48.1	84.7	37.7	45.3	83.1	52.6	50.2	102.8
海上	34.9	34.2	69.1	53.3	30.0	83.3	26.8	27.0	53.9
傷害	56.1	41.6	97.7	47.1	40.4	87.5	45.4	39.5	84.9
(医療)	(28.9)	－	－	(30.9)	－	－	(22.6)	－	－
(その他)	(64.7)	－	－	(52.7)	－	－	(53.9)	－	－
自動車	68.7	31.8	100.5	71.5	30.8	102.4	70.4	30.8	101.2
その他	58.9	34.1	93.0	58.9	34.4	93.3	60.6	35.6	96.2
(うち賠償責任)	(61.1)	(35.3)	(96.4)	(61.9)	(37.5)	(99.4)	(58.2)	(37.2)	(95.4)
合計	59.9	36.4	96.3	60.4	35.3	95.7	62.5	36.1	98.6

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

（13）国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分＼年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
国内契約	99.3%	99.4%	99.5%
海外契約	0.7%	0.6%	0.5%

（注）上表は、収入保険料（元受正味保険料（除く収入積立保険料）と受再正味保険料の合計）について、国内契約及び海外契約の割合を記載しております。

（14）出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位５社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位５社の出再先に集中している割合
平成 23 年度	76 (0)	86.0% (0)
平成 22 年度	76 (0)	85.6% (0)

（注）1. 出再先保険会社の数は、特約再保険を１,000 万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。
2. （ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

（15）出再保険料の格付けごとの割合

格付区分	A以上	BBB 以上	その他 (格付けなし・不明・BB 以下)	合計
平成 23 年度	95.9% (0%)	0.0% (0%)	4.1% (0%)	100% (0%)
平成 22 年度	96.5% (0%)	0.0% (0%)	3.5% (0%)	100% (0%)

（注）1. 特約再保険を１,000 万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
格付区分は、以下の方法により区分しています。
＜格付区分の方法＞
各年度末時点の S&P 社の格付けを使用しています。S&P 社の格付けを持たない機関については AM Best 社の格付けを使用しております。この場合、A －以上は「A 以上」、B ＋以上は「BBB 以上」、B 以下は「その他（格付けなし・不明・BB 以下）」に区分しています。また、S&P 社での格付けが A 格に満たない機関については AM Best 社の格付けを採用することがあります。
2. （ ）内は、第三分野保険に関する数値を表しています。（ただし、保険業法施行規則第 71 条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。）

3. 資産運用等の状況

(1) 資産運用方針

当社は、保険金・満期返れい金の支払いに備えるため、流動性・安全性に留意しつつ、収益性にも配慮した効率的な資産運用を行っています。平成 23 年度は負債特性に合わせた公社債中心の運用を行ってきました。今後も公社債中心のポートフォリオを維持し、健全な運用基盤を確立することを目指します。

また、資産運用の商品および手法が多様化・複雑化するなかで、信用リスクや市場リスク等を含めたリスク管理が一層重要になっています。当社は、審査機能やリスクの計量化、ALM（資産･負債の総合管理）体制をより充実させ、リスク管理部門が適切にモニタリング、レポーティングを行うことで、リスクをコントロールしながら安定的に収益を獲得できる体制を構築します。

(2) 資産運用の概況

（単位：百万円）

区分＼年度	平成 19 年度末		平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末		平成 23 年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
預貯金	22,771	2.3	79,766	8.7	51,366	5.5	27,231	2.9	18,942	2.2
コールローン	112,000	11.2	−	−	10,000	1.1	40,000	4.3	−	−
買入金銭債権	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
金銭の信託	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
有価証券	619,658	61.8	556,936	61.0	628,602	67.4	613,158	66.1	667,865	77.8
貸付金	58,540	5.8	58,187	6.4	51,813	5.6	41,947	4.5	28,337	3.3
土地・建物	50,628	5.1	46,993	5.1	39,494	4.2	36,505	3.9	35,633	4.2
運用資産計	863,598	86.1	741,884	81.3	781,277	83.7	758,844	81.8	750,779	87.5
総資産	1,002,504	100.0	912,744	100.0	933,155	100.0	918,361	100.0	858,001	100.0

当期末の運用資産は 7,507 億円となり、前期に比べて 80 億円の減少となりました。資産運用につきましては、負債特性に合わせた公社債中心の運用を行う一方、リスクの分散・期待収益率の向上を目的とした為替ヘッジ付外貨建債券への取り組みなどにより、安定的な収益体制の構築に努めました。

当期の有価証券売却損益は、前期に比べ 157 億円減少しましたが、これは、昨年度、外国投信･株式性資産といったリスク性資産の大幅な圧縮を実行する過程で多大な売却益を計上したためです。

利息及び配当金収入については、金利の低下や前期末に実行したリスク性資産圧縮の影響により、前期に比べ 25 億円減少の 117 億円となりました。

また、運用資産利回り（インカム利回り）は 1.56%となり、前期に比べて 0.31 ポイント低下しました。この結果、資産運用益は 106 億円となり、前期に比べ 154 億円減少しました。

(3) 利息配当金収入の額及び運用資産利回り（インカム利回り）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		利回り		利回り		利回り		利回り		利回り
		%		%		%		%		%
預貯金	5	0.02	7	0.02	2	0.00	1	0.00	1	0.01
コールローン	641	0.56	227	0.51	21	0.10	19	0.09	5	0.06
買現先勘定	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－	－	－	－	－	0	0.11
買入金銭債権	8	2.05	－	－	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券	20,582	3.47	18,606	2.85	12,842	2.19	11,273	1.84	9,112	1.44
貸付金	1,437	2.50	1,482	2.48	1,323	2.42	1,114	2.33	930	2.53
土地・建物	1,715	3.33	1,686	3.39	1,445	3.37	1,458	3.76	1,441	4.01
小計	24,389	2.90	22,010	2.61	15,635	2.09	13,867	1.87	11,491	1.56
その他	224		255		418		433		237	
合計	24,614		22,265		16,053		14,301		11,728	

運用資産利回り（インカム利回り）

資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標であります。

分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。

計算式は以下のとおりであります。

・分子＝利息及び配当金収入

金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

（4）海外投融資残高及び構成比・利回り

（単位：百万円）

区分＼年度		平成19年度末	構成比	平成20年度末	構成比	平成21年度末	構成比	平成22年度末	構成比	平成23年度末	構成比
外貨建			%		%		%		%		%
	外国公社債	85,709	43.2	67,692	38.9	8,640	7.1	367	0.2	0	－
	外国株式	10,263	5.2	9,196	5.3	9,213	7.6	9,210	6.2	9,204	21.2
	その他	4,589	2.3	2,879	1.7	3,813	3.2	362	0.2	310	0.7
	小計	100,562	50.7	79,767	45.9	21,667	17.9	9,939	6.7	9,515	21.9
円貨建	非居住者貸付	－	－	2,800	1.6	2,300	1.9	1,800	1.2	800	1.8
	外国公社債	48,838	24.6	41,896	24.1	38,935	32.2	121,999	82.5	26,397	60.8
	外国株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	49,041	24.7	49,362	28.4	58,140	48.0	14,111	9.5	6,673	15.4
	小計	97,879	49.3	94,058	54.1	99,377	82.1	137,911	93.3	33,871	78.1
合計		198,441	100.0	173,826	100.0	121,044	100.0	147,851	100.0	43,387	100.0
海外投融資利回り	運用資産利回り（インカム利回り）	3.93%		2.62%		2.41%		1.24%		2.31%	
	資産運用利回り（実現利回り）	△ 1.44%		△ 1.33%		△ 3.00%		3.83%		9.73%	
	（参考）時価総合利回り	△ 6.06%		△ 9.26%		11.76%		3.62%		10.17%	

（注）1. 金銭の信託として運用しているものを含めて表示しております。

2. 運用資産利回り（インカム利回り）

資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標であります。
分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回りであります。
計算式は以下のとおりであります。

・分子＝利息及び配当金収入
金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含めております。

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高
コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

3. 資産運用利回り（実現利回り）

資産運用に係る成果を、当期の期間損益（損益計算書）への寄与の観点から示す指標であります。
分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回りであります。
計算式は以下のとおりであります。

・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高
コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

4. （参考）時価総合利回り

時価ベースでの運用効率を示す指標であります。
分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りであります。
計算式は以下のとおりであります。

・分子＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）＋（当期末評価差額＊－前期末評価差額＊）＋繰延ヘッジ損益増減

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額＊＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益
コールローン・買現先勘定・債券貸借取引支払保証金・買入金銭債権については日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。

＊評価差額は税効果控除前の数値を使用しております。

4. 特別勘定に関する指標等

(1) 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

(2) 特別勘定資産

該当事項はありません。

(3) 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

5. 保険金等の支払能力の充実の状況

(単位：百万円)　　【参考】

区分＼年度	平成22年度 旧基準	平成23年度 現行基準	【参考】平成22年度 現行基準
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	235,415	193,669	235,415
資本金又は基金等	99,882	84,023	99,882
価格変動準備金	682	913	682
危険準備金	56	71	56
異常危険準備金	121,451	94,711	121,451
一般貸倒引当金	3,598	3,529	3,598
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	14,208	18,578	14,208
土地の含み損益	△12,215	△12,991	△12,215
払戻積立金超過額	—	—	—
負債性資本調達手段等	7,500	7,500	7,500
払戻超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—	—
控除項目	—	3,000	—
その他	251	331	251
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	65,319	72,332	80,108
一般保険リスク (R_1)	15,878	23,475	23,499
第三分野保険の保険リスク (R_2)	—	1	—
予定利率リスク (R_3)	1,311	4,374	4,553
資産運用リスク (R_4)	16,424	25,497	25,310
経営管理リスク (R_5)	2,188	2,554	2,780
巨大災害リスク (R_6)	39,325	31,784	39,325
単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}] ×100	720.8%	535.4%	587.7%

注. 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（単体ソルベンシー・マージン）および第87条（単体リスク）ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率であります。なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び金融庁告示第48号（平成24年3月31日から適用）の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準であります。

【単体ソルベンシー・マージン比率の説明文】

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」であります。

　単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末（平成24年３月31日）から算出にかかる法令等が改正されております。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊１）、予定利率上の危険（＊２）、資産運用上の危険（＊３）、経営管理上の危険（＊４）、巨大災害に係る危険（＊５）の総額

＊１	保険引受上の危険（一般保険リスク、第三分野保険の保険リスク）	：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
＊２	予定利率上の危険（予定利率リスク）	：積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
＊３	資産運用上の危険（資産運用リスク）	：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
＊４	経営管理上の危険（経営管理リスク）	：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊１～＊３および＊５以外のもの
＊５	巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	：通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」

損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み損益等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目＼年度	平成22年度(平成23年3月31日現在) 金額	平成23年度(平成24年3月31日現在) 金額	科目＼年度	平成22年度(平成23年3月31日現在) 金額	平成23年度(平成24年3月31日現在) 金額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	**27,257**	**18,981**	**保険契約準備金**	**776,302**	**730,127**
現金	25	38	支払備金	104,338	101,509
預貯金	27,231	18,942	責任準備金	671,964	628,617
コールローン	**40,000**	**－**	**その他負債**	**36,279**	**34,867**
有価証券	**613,158**	**667,865**	共同保険借	168	160
国債	234,998	404,956	再保険借	6,400	7,038
地方債	2	－	外国再保険借	360	536
社債	158,952	144,930	借入金	7,500	7,500
株式	39,779	46,663	未払法人税等	763	860
外国証券	146,045	42,581	預り金	723	738
その他の証券	33,380	28,733	前受収益	127	118
貸付金	**41,947**	**28,337**	未払金	12,211	11,804
保険約款貸付	5,776	4,962	仮受金	4,196	4,568
一般貸付	36,171	23,375	金融派生商品	2,343	315
有形固定資産	**39,349**	**38,055**	リース債務	1,184	821
土地	19,568	19,567	資産除去債務	300	403
建物(純額)	16,937	16,066	**退職給付引当金**	**204**	**197**
リース資産(純額)	1,101	757	**役員退職慰労引当金**	**116**	**123**
その他の有形固定資産(純額)	1,742	1,664	**賞与引当金**	**1,582**	**156**
無形固定資産	**657**	**1,016**	**特別法上の準備金**	**682**	**913**
ソフトウェア	232	507	価格変動準備金	682	913
その他の無形固定資産	425	509	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,408**	**2,046**
その他資産	**90,939**	**57,756**	**負債の部合計**	**817,576**	**768,433**
未収保険料	11,068	11,213	(純資産の部)		
代理店貸	1,921	1,773	**資本金**	**55,981**	**55,981**
共同保険貸	206	284	**資本剰余金**	**45,679**	**45,679**
再保険貸	12,289	12,940	資本準備金	45,679	45,679
外国再保険貸	1,611	1,567	**利益剰余金**	**△ 1,733**	**△ 17,637**
未収金	3,025	1,515	利益準備金	10,301	10,301
未収収益	1,678	1,355	その他利益剰余金	△ 12,035	△ 27,939
預託金	3,389	3,574	(特別準備金)	(17,650)	(17,650)
地震保険預託金	36,153	4,195	(配当引当準備金)	(4,400)	(4,400)
仮払金	8,784	8,003	(特別危険準備金)	(22,350)	(22,350)
金融派生商品	－	353	(圧縮積立金)	(229)	(240)
前払年金費用	10,612	10,779	(繰越利益剰余金)	(△ 56,665)	(△ 72,580)
その他の資産	199	199	**自己株式**	**△ 184**	**－**
繰延税金資産	**69,897**	**50,648**	**株主資本合計**	**99,743**	**84,023**
貸倒引当金	**△ 4,753**	**△ 4,570**	**その他有価証券評価差額金**	**10,551**	**14,833**
投資損失引当金	**△ 92**	**△ 90**	**土地再評価差額金**	**△ 9,649**	**△ 9,288**
			評価・換算差額等合計	**901**	**5,544**
			新株予約権	**139**	**－**
			純資産の部合計	100,784	89,568
資産の部合計	918,361	858,001	**負債及び純資産の部合計**	918,361	858,001

[平成23年度の貸借対照表の注記事項]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりであります。
   (1) 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っております。
   (2) 子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
   (3) その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
   なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
   (4) その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
   (1) 再評価の実施年月日　　平成14年3月31日
   (2) 同法律第３条第３項に定める再評価の方法
   土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第５号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。
   (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,805百万円であります。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法により行っております。
   ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法により行っております。所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。
   なお、残存価額については、零としております。
5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
   なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、原則として外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。
7. 貸倒引当金は資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。
   今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。
   また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は214百万円であります。
8. 投資損失引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、期末における損失見込額を計上しております。

9. 退職給付引当金は従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
   過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
   数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。
10. 役員退職慰労引当金は、取締役等の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。
11. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。
12. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。
13. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
14. 外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。
   また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。
   なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。
   ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
15. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。
   なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、５年間で均等償却を行っております。
16. 追加情報
   (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)
   当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号　平成21年12月４日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号　平成21年12月４日）を適用しております。
17. (1) 貸付金のうち、破綻先債権に該当するものはありません。延滞債権額は602百万円であります。
   なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸付金であります。
   また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
   (2) 貸付金のうち、３ヵ月以上延滞債権に該当するものはありません。
   なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
   (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,632百万円であります。
   なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
   (4) 破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,235百万円であります。
18. 有形固定資産の減価償却累計額は57,126百万円、圧縮記帳額は5,276百万円であります。
19. その他の無形固定資産のうち主なものは電話加入権248百万円及びソフトウェア仮勘定246百万円であります。

20. 関係会社に対する金銭債権総額は470百万円、金銭債務総額は666百万円であります。
21. 繰延税金資産の総額は72,840百万円、繰延税金負債の総額は6,123百万円であります。
また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は16,067百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金37,474百万円、繰越欠損金18,198百万円、有価証券評価損6,243百万円及び支払備金5,176百万円等であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券評価差額金5,809百万円及び退職給付信託の設定差額159百万円等であります。
（追加情報）
法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正は次のとおりであります。
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月２日に公布され、平成24年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。
これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は主として従来の36.09％から、平成24年４月１日に開始する事業年度から平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.23％に、平成27年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.68％となります。この税率変更により、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）は7,015百万円、責任準備金は3,340百万円減少し、法人税等調整額は7,975百万円増加し、当期純利益は4,635百万円減少しております。
また、欠損金の繰越控除制度が平成24年４月１日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産は1,679百万円減少し、法人税等調整額は1,679百万円増加しております。
22. 親会社の株式の総額は31百万円であります。
23. 関係会社の株式の総額は22,554百万円であります。
24. 担保に供している資産は有価証券11,191百万円であります。
25. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前、（ロ）に掲げる保険を除く）	95,970百万円
同上にかかる出再支払備金	4,893百万円
差引（イ）	91,077百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金（ロ）	10,432百万円
計（イ＋ロ）	101,509百万円

26. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	239,021百万円
同上にかかる出再責任準備金	4,417百万円
差引（イ）	234,603百万円
その他の責任準備金（ロ）	394,013百万円
計（イ＋ロ）	628,617百万円

27. Ａ種種類株式に係る１株当たりの純資産額は740円23銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。Ａ種種類株式の当事業年度末株式数は121,000千株であります。
28. 事業年度末日後に、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
29. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
（1）退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	△13,097百万円
年金資産	10,372百万円
退職給付信託	10,229百万円
未積立退職給付債務	7,503百万円
未認識数理計算上の差異	3,342百万円
未認識過去勤務債務	△264百万円

貸借対照表計上額の純額	10,581百万円
前払年金費用	10,779百万円
退職給付引当金	△197百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	ポイント基準
割引率	2.0%
期待運用収益率	
確定給付企業年金制度に関するもの	2.0%
退職給付信託に関するもの	0.0%
過去勤務債務の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	10年

30. 上記における子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法施行令第13条の５の２に基づいております。
31. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目＼年度	平成22年度 (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
	金 額	金 額
経常収益	**340,957**	**349,739**
保険引受収益	**306,492**	**335,100**
正味収入保険料	265,451	264,870
収入積立保険料	16,810	15,888
積立保険料等運用益	8,867	8,147
支払備金戻入額	－	2,828
責任準備金戻入額	15,317	43,346
その他保険引受収益	44	19
資産運用収益	**31,814**	**12,444**
利息及び配当金収入	14,301	11,728
有価証券売却益	25,559	8,854
有価証券償還益	809	3
為替差益	2	－
その他運用収益	8	5
積立保険料等運用益振替	△ 8,867	△ 8,147
その他経常収益	**2,650**	**2,194**
経常費用	**326,123**	**346,354**
保険引受費用	**271,751**	**298,950**
正味支払保険金	159,439	199,109
損害調査費	12,472	11,726
諸手数料及び集金費	48,448	49,147
満期返戻金	46,506	38,700
契約者配当金	7	7
支払備金繰入額	4,516	－
為替差損	188	88
その他保険引受費用	171	168
資産運用費用	**5,704**	**1,805**
有価証券売却損	1,454	531
有価証券評価損	733	140
有価証券償還損	789	－
金融派生商品費用	755	542
為替差損	－	52
その他運用費用	1,972	538
営業費及び一般管理費	**45,885**	**43,476**
その他経常費用	**2,781**	**2,122**
支払利息	196	191
貸倒引当金繰入額	255	－
貸倒損失	2	3
投資損失引当金繰入額	36	－
その他の経常費用	2,290	1,927
経常利益	**14,833**	**3,384**
特別利益	**28**	**0**
固定資産処分益	28	0
特別損失	**2,943**	**267**
固定資産処分損	983	34
減損損失	0	1
特別法上の準備金繰入額	303	231
(価格変動準備金繰入額)	(303)	(231)
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	238	－
災害による損失	748	－
退職給付制度改定損	668	－
税引前当期純利益	**11,918**	**3,117**
法人税及び住民税	**248**	**184**
法人税等調整額	**3,934**	**18,675**
法人税等合計	**4,182**	**18,859**
当期純利益又は当期純損失（△）	**7,735**	**△ 15,741**

[平成23年度の損益計算書の注記事項]

1. 関係会社との取引による収益総額は2,821百万円、費用総額は9,483百万円であります。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	314,311百万円
支払再保険料	49,441百万円
差引	264,870百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	318,503百万円
回収再保険金	119,393百万円
差引	199,109百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	55,374百万円
出再保険手数料	6,226百万円
差引	49,147百万円

(4) 支払備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金戻入額（出再支払備金控除前、(ロ）に掲げる保険を除く）	1,746百万円
同上にかかる出再支払備金戻入額	3,215百万円
差引（イ）	△1,469百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金戻入額（ロ）	4,297百万円
計（イ＋ロ）	2,828百万円

(5) 責任準備金戻入額（△は繰入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金戻入額（△は繰入額）（出再責任準備金控除前）	△7,729百万円
同上にかかる出再責任準備金戻入額	977百万円
差引（イ）	△8,706百万円
その他の責任準備金戻入額（ロ）	52,053百万円
計（イ＋ロ）	43,346百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	1百万円
コールローン利息	5百万円
有価証券利息・配当金	9,112百万円
貸付金利息	930百万円
不動産賃貸料	1,441百万円
その他利息・配当金	237百万円
計	11,728百万円

3. 金銭の信託に係る評価損益は発生しておりません。また、金融派生商品費用中の評価損益は38百万円の益であります。
4. Ａ種種類株式1株当たりの当期純損失金額は△129円89銭であります。
   算定上の基礎である当期純損失は△15,741百万円であり、その全額がＡ種種類株主に係るものであります。
   当社は、平成23年８月３日付で株主（当社自身を除きます。）から当社の全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに株主に対し取得の対価として、全部取得条項付普通株式１株につきＡ種種類株式5,754,127分の１株を交付し、同月５日付で当社の保有するＢ種種類株式（普通株式から名称変更）の全部を消却しております。
   また、平成23年10月26日開催の取締役会において、平成23年11月14日付で、Ａ種種類株式１株につき100万株の割合をもって分割することを決議しており、当事業年度の期首に普通株式を取得及びＡ種種類株式を交付並びにＡ種種類株式を分割したと仮定して算定しております。この場合の期中平均株式数は121,193千株であります。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は1,496百万円であり、その内訳は次のとおりであります。
   また、その他は確定拠出年金への掛金支払額であります。

勤務費用	978百万円
利息費用	257百万円
期待運用収益	△211百万円
数理計算上の差異の費用処理額	421百万円
過去勤務債務の費用処理額	△230百万円
小計	1,214百万円
その他	281百万円
計	1,496百万円

6. 当期における法定実効税率は36.09%、税効果適用後の法人税等の負担率は604.99%であり、この差異の主要な内訳は評価性引当額の増加額306.60%及び法人税率変更の影響255.84%等であります。
7. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 貸借対照表（主要項目）の推移

(単位：百万円)

科目 ＼ 年度		平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
資産の部	現金及び預貯金	23,004	79,862	51,400	27,257	18,981
	コールローン	112,000	－	10,000	40,000	－
	有価証券	619,658	556,936	628,602	613,158	667,865
	貸付金	58,540	58,187	51,813	41,947	28,337
	有形固定資産	53,436	50,491	42,705	39,349	38,055
	無形固定資産	272	269	267	657	1,016
	その他資産	81,973	87,347	85,043	90,939	57,756
	繰延税金資産	55,207	81,474	68,229	69,897	50,648
	貸倒引当金	△ 1,543	△ 1,773	△ 4,847	△ 4,753	△ 4,570
	投資損失引当金	△ 45	△ 51	△ 60	△ 92	△ 90
	合　計	1,002,504	912,744	933,155	918,361	858,001
負債及び純資産の部	保険契約準備金	849,540	826,698	787,104	776,302	730,127
	その他負債	33,974	35,915	33,815	36,279	34,867
	退職給付引当金	221	228	232	204	197
	役員退職慰労引当金	207	133	90	116	123
	賞与引当金	206	204	173	1,582	156
	特別法上の準備金	2,840	448	378	682	913
	再評価に係る繰延税金負債	4,277	3,976	2,408	2,408	2,046
	負債の部合計	891,268	867,604	824,203	817,576	768,433
	資本金	41,334	49,231	55,981	55,981	55,981
	資本剰余金	31,032	38,929	45,679	45,679	45,679
	利益剰余金	59,716	△ 15,023	△ 7,198	△ 1,733	△ 17,637
	自己株式	△ 13,050	△ 412	△ 204	△ 184	－
	株主資本合計	119,031	72,725	94,257	99,743	84,023
	その他有価証券評価差額金	521	△ 18,992	26,018	10,551	14,833
	土地再評価差額金	△ 8,637	△ 9,132	△ 11,908	△ 9,649	△ 9,288
	評価・換算差額等合計	△ 8,116	△ 28,124	14,109	901	5,544
	新株予約権	320	539	584	139	－
	純資産の部合計	111,236	45,140	108,951	100,784	89,568
	合　計	1,002,504	912,744	933,155	918,361	858,001

(4) 損益計算書（主要項目）の推移

（単位：百万円）

科目＼年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	**387,779**	**360,796**	**361,533**	**340,957**	**349,739**
保険引受収益	**343,597**	**339,952**	**340,948**	**306,492**	**335,100**
正味収入保険料	294,007	284,835	270,837	265,451	264,870
収入積立保険料	29,661	21,523	18,382	16,810	15,888
積立保険料等運用益	10,458	9,728	9,114	8,867	8,147
支払備金戻入額	－	－	－	－	2,828
責任準備金戻入額	9,431	23,843	42,598	15,317	43,346
その他保険引受収益	38	21	14	44	19
資産運用収益	**41,974**	**19,643**	**19,447**	**31,814**	**12,444**
利息及び配当金収入	24,614	22,265	16,053	14,301	11,728
有価証券売却益	25,018	7,056	10,385	25,559	8,854
金融派生商品収益	2,765	－	－	－	－
その他運用収益	35	49	2,123	820	8
積立保険料等運用益振替	△ 10,458	△ 9,728	△ 9,114	△ 8,867	△ 8,147
その他経常収益	**2,207**	**1,201**	**1,137**	**2,650**	**2,194**
経常費用	**373,506**	**452,447**	**352,470**	**326,123**	**346,354**
保険引受費用	**290,795**	**284,503**	**277,297**	**271,751**	**298,950**
正味支払保険金	164,030	162,760	160,937	159,439	199,109
損害調査費	16,488	15,849	13,993	12,472	11,726
諸手数料及び集金費	51,800	52,286	49,053	48,448	49,147
満期返戻金	56,091	52,311	50,053	46,506	38,700
契約者配当金	1	23	12	7	7
支払備金繰入額	1,883	1,001	3,004	4,516	－
その他保険引受費用	500	270	242	360	257
資産運用費用	**23,414**	**107,992**	**21,112**	**5,704**	**1,805**
有価証券売却損	21,617	8,339	9,340	1,454	531
有価証券評価損	499	90,348	913	733	140
金融派生商品費用	－	9,125	5,787	755	542
その他運用費用	1,298	179	5,070	2,761	590
営業費及び一般管理費	**57,060**	**57,608**	**50,079**	**45,885**	**43,476**
その他経常費用	**2,235**	**2,342**	**3,980**	**2,781**	**2,122**
経常利益又は経常損失（△）	**14,273**	**△ 91,650**	**9,062**	**14,833**	**3,384**
特別利益	**776**	**3,184**	**430**	**28**	**0**
固定資産処分益	512	792	360	28	0
特別法上の準備金戻入額	－	2,392	69	－	－
その他特別利益	263	－	－	－	－
特別損失	**1,220**	**407**	**400**	**2,943**	**267**
固定資産処分損	394	270	124	983	34
減損損失	31	136	276	0	1
特別法上の準備金繰入額	537	－	－	303	231
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	－	－	－	238	－
災害による損失	－	－	－	748	－
退職給付制度改定損	－	－	－	668	－
その他特別損失	257	－	－	－	－
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	**13,829**	**△ 88,872**	**9,092**	**11,918**	**3,117**
法人税及び住民税	**6,051**	**332**	**1,816**	**248**	**184**
法人税等調整額	**1,664**	**△ 30,227**	**2,185**	**3,934**	**18,675**
法人税等合計	**7,715**	**△ 29,894**	**4,001**	**4,182**	**18,859**
当期純利益又は当期純損失（△）	**6,113**	**△ 58,977**	**5,090**	**7,735**	**△ 15,741**

(5) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目 ＼ 年度	平成22年度 (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	平成23年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
	金額	金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	55,981	55,981
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	55,981	55,981
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	45,679	45,679
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	45,679	45,679
その他資本剰余金		
当期首残高	－	－
当期変動額		
自己株式の処分	－	1
自己株式の消却	－	△ 1
当期変動額合計	－	－
当期末残高	－	－
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	10,301	10,301
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	10,301	10,301
その他利益剰余金		
特別準備金		
当期首残高	17,650	17,650
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	17,650	17,650
配当引当準備金		
当期首残高	4,400	4,400
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	4,400	4,400
特別危険準備金		
当期首残高	22,350	22,350
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	22,350	22,350
圧縮積立金		
当期首残高	236	229
当期変動額		
圧縮積立金の繰入	－	18
圧縮積立金の取崩	△ 6	△ 6
当期変動額合計	△ 6	11
当期末残高	229	240
繰越利益剰余金		
当期首残高	△ 62,137	△ 56,665
当期変動額		
圧縮積立金の繰入	－	△ 18
圧縮積立金の取崩	6	6
当期純利益又は当期純損失（△）	7,735	△ 15,741
自己株式の処分	△ 11	－
自己株式の消却	－	△ 162
土地再評価差額金の取崩	△ 2,259	0
当期変動額合計	5,472	△ 15,914
当期末残高	△ 56,665	△ 72,580

（単位：百万円）

科目＼年度	平成22年度（平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで）	平成23年度（平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで）
	金額	金額
自己株式		
当期首残高	△ 204	△ 184
当期変動額		
自己株式の取得	△ 13	△ 3
自己株式の処分	33	23
自己株式の消却	−	164
当期変動額合計	20	184
当期末残高	△ 184	−
株主資本合計		
当期首残高	94,257	99,743
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	7,735	△ 15,741
自己株式の取得	△ 13	△ 3
自己株式の処分	22	25
土地再評価差額金の取崩	△ 2,259	0
当期変動額合計	5,485	△ 15,719
当期末残高	99,743	84,023
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	26,018	10,551
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 15,467	4,281
当期変動額合計	△ 15,467	4,281
当期末残高	10,551	14,833
土地再評価差額金		
当期首残高	△ 11,908	△ 9,649
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,259	360
当期変動額合計	2,259	360
当期末残高	△ 9,649	△ 9,288
新株予約権		
当期首残高	584	139
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 445	△ 139
当期変動額合計	△ 445	△ 139
当期末残高	139	−
純資産合計		
当期首残高	108,951	100,784
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	7,735	△ 15,741
自己株式の取得	△ 13	△ 3
自己株式の処分	22	25
土地再評価差額金の取崩	△ 2,259	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 13,652	4,502
当期変動額合計	△ 8,167	△ 11,216
当期末残高	100,784	89,568

[平成 23 年度の株主資本等変動計算書の注記事項]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	平成 23 年度 期首株式数	平成 23 年度 増加株式数	平成 23 年度 減少株式数	平成 23 年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	700,239	－	700,239	－
Ａ種種類株式	－	121,000	－	121,000
Ｂ種種類株式	－	700,239	700,239	－
合　計	700,239	821,239	1,400,478	121,000
自己株式				
普通株式	727	699,605	700,333	－
Ｂ種種類株式	－	700,239	700,239	－
合　計	727	1,399,845	1,400,572	－

(変動事由の概要)
発行済株式のうち普通株式の減少は、Ｂ種種類株式への名称変更によるものであります。発行済株式のうちＡ種種類株式の増加は、新株の発行によるものであります。
発行済株式のうちＢ種種類株式の増加は、普通株式からの名称変更によるものであります。
発行済株式のうちＢ種種類株式の減少は、消却によるものであります。
自己株式のうち普通株式の減少の主なものは、Ｂ種種類株式への名称変更によるものであります。
自己株式のうちＢ種種類株式の増加は、普通株式からの名称変更によるものであります。自己株式のうちＢ種種類株式の減少は、消却によるものであります。

(6) 1 株当たり純資産額

区分＼年度	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
1 株当たり純資産額	261 円 08 銭	82 円 32 銭	154 円 92 銭	143 円 87 銭	740 円 23 銭

2. 資産・負債の明細

(1) 商品有価証券（平均残高及び売買高）

該当事項はありません。

(2) 保有有価証券の種類別の残高

(単位：百万円)

区分＼年度	平成 19 年度末		平成 20 年度末		平成 21 年度末		平成 22 年度末		平成 23 年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
国債	29,940	4.8	54,337	9.8	167,853	26.7	234,998	38.3	404,956	60.6
地方債	442	0.1	56	0.0	10	0.0	2.0	0.0	－	－
社債	176,324	28.5	171,763	30.8	183,471	29.2	158,952	25.9	144,930	21.7
株式	87,051	14.0	67,427	12.1	58,592	9.3	39,779	6.5	46,663	7.0
外国証券	198,441	32.0	171,025	30.7	118,744	18.9	146,045	23.8	42,581	6.4
その他の証券	127,457	20.6	92,326	16.6	99,929	15.9	33,380	5.4	28,733	4.3
合計	619,658	100.0	556,936	100.0	628,602	100.0	613,158	100.0	667,865	100.0

(3) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分 ＼ 年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運用資産利回り（インカム利回り）	公社債	1.23	1.27	1.18	1.12	0.96
	株式	2.86	2.21	1.98	1.77	1.85
	外国証券	3.93	2.62	2.39	1.24	2.34
	その他の証券	7.57	5.78	4.83	7.91	6.13
	合計	3.47	2.85	2.19	1.84	1.44
資産運用利回り（実現利回り）	公社債	1.92	0.23	1.37	2.03	1.08
	株式	10.82	△ 9.34	16.19	5.55	2.02
	外国証券	△ 1.44	△ 3.83	△ 3.10	4.07	9.88
	その他の証券	11.23	△ 39.39	4.64	33.13	7.15
	合計	3.96	△ 11.17	1.87	5.66	2.73
（参考）時価総合利回り	公社債	2.31	△ 1.14	4.07	1.73	1.94
	株式	△ 29.94	△ 18.27	14.98	△ 5.73	6.65
	外国証券	△ 6.06	△ 11.91	11.88	3.74	10.33
	その他の証券	△ 22.44	△ 34.51	30.80	7.20	0.24
	合計	△ 11.62	△ 13.63	11.50	2.10	3.41

(注) 各利回りの計算方法は P56 の 3. 資産運用等の状況（4）を参照してください。

(4) 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分		平成21年度末						
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
国債		26,555	14,996	14,136	37,954	44,101	30,109	167,853
地方債		1	8	−	−	−	−	10
社債		28,754	46,068	48,175	23,159	35,354	1,958	183,471
株式		−	−	−	−	−	58,592	58,592
外国証券		7,633	27,793	11,988	9,618	5,948	55,761	118,744
	公社債	7,633	27,354	11,988	−	600	−	47,576
	株式等	−	438	−	9,618	5,348	55,761	71,167
その他の証券		5,138	−	21	2,390	338	92,040	99,929
合計		68,084	88,867	74,322	73,123	85,742	238,462	628,602

(単位：百万円)

区　分	平成 22 年度末						
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合　計
国　　債	16,276	21,348	36,852	24,654	46,421	89,444	234,998
地　方　債	2	−	−	−	−	−	2
社　　債	21,933	49,776	38,448	30,313	16,591	1,889	158,952
株　　式	−	−	−	−	−	39,779	39,779
外 国 証 券	4,722	16,843	5,981	46,423	51,895	20,179	146,045
公 社 債	4,722	16,486	2,838	46,423	51,895	−	122,367
株 式 等	−	357	3,142	−	−	20,179	23,678
その他の証券	405	159	550	492	−	31,772	33,380
合　　計	43,341	88,127	81,832	101,883	114,908	183,064	613,158

(単位：百万円)

区　分	平成 23 年度末						
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超 (期間の定めのないものを含む)	合　計
国　　債	77,921	147,939	40,621	17,036	37,063	84,372	404,956
地　方　債	−	−	−	−	−	−	−
社　　債	25,744	56,097	24,241	25,475	10,797	1,575	144,930
株　　式	−	−	−	−	−	46,663	46,663
外 国 証 券	14,290	8,080	4,455	−	4,112	12,641	42,581
公 社 債	13,985	8,080	1,218	−	4,112	−	26,397
株 式 等	305	−	3,236	−	−	12,641	16,184
その他の証券	297	401	145	331	−	27,556	28,733
合　　計	118,255	212,519	69,464	42,842	51,973	172,810	667,865

(5) 業種別保有株式の額

(単位：株数は千株、金額は百万円、構成比は％)

		平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
金融保険業	株数	35,783 千株	38,610 千株	37,723 千株	14,591 千株	14,286 千株
	金額	26,662	23,248	23,195	13,459	16,242
	構成比	30.6%	34.5%	39.6%	33.8%	34.8%
建設業	株数	15,315	14,762	7,788	9,452	9,452
	金額	7,415	5,982	3,625	5,271	5,583
	構成比	8.5	8.9	6.2	13.3	12.0
電気機器	株数	9,970	9,947	8,498	3,149	7,009
	金額	9,223	4,517	7,262	2,538	4,756
	構成比	10.6	6.7	12.4	6.4	10.2
陸運業	株数	17,959	17,959	14,241	12,840	12,858
	金額	6,645	6,922	4,143	3,474	3,984
	構成比	7.6	10.3	7.1	8.7	8.5
化学	株数	8,193	5,737	7,845	5,033	5,033
	金額	5,613	3,092	5,646	3,693	3,862
	構成比	6.5	4.7	9.6	9.3	8.3
輸送用機器	株数	6,494	5,005	2,985	1,950	1,850
	金額	8,165	3,903	3,230	2,807	3,206
	構成比	9.4	5.8	5.5	7.1	6.9
商業	株数	13,640	13,356	7,554	5,975	5,832
	金額	7,477	5,814	3,446	2,524	2,781
	構成比	8.6	8.6	5.9	6.3	6.0
サービス業	株数	2,412	2,403	1,658	1,635	1,612
	金額	2,486	2,192	1,569	1,658	1,653
	構成比	2.9	3.3	2.7	4.2	3.5
機械	株数	6,127	6,274	1,926	1,926	1,926
	金額	3,726	3,250	1,286	1,186	1,245
	構成比	4.3	4.8	2.2	3.0	2.7
その他製品	株数	4,900	4,900	3,651	2,195	2,175
	金額	1,784	1,841	1,758	937	883
	構成比	2.1	2.7	3.0	2.4	1.9
その他	株数	16,111	16,274	10,230	6,454	6,360
	金額	7,849	6,663	3,427	2,228	2,463
	構成比	8.9	9.7	5.8	5.5	5.2
計	株数	136,909	135,231	104,105	65,205	68,397
	金額	87,051	67,427	58,592	39,779	46,663
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じております。
2. 化学は医薬品を、陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しております。

(6) 貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	平成21年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	7,935	977	−	−	−	−	8,913
変動金利	8,907	6,793	8,978	5,000	10,815	5	40,499
貸付金合計	16,842	7,771	8,978	5,000	10,815	5	49,412

(単位：百万円)

区分	平成22年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	6,283	1,592	−	−	−	−	7,876
変動金利	5,018	4,390	5,468	8,722	7,961	−	31,561
貸付金合計	11,302	5,982	5,468	8,722	7,961	−	39,437

(単位：百万円)

区分	平成23年度末						
	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超(期間の定めのないものを含む)	合計
固定金利	5,595	146	5	2	−	−	5,750
変動金利	4,933	5,910	330	7,921	1,813	−	20,910
貸付金合計	10,529	6,056	335	7,924	1,813	−	26,660

(注) 平成23年度から分割返済の契約は分割返済月に集計しております。(従来は最終弁済日に集計しておりました。)

(7) 貸付金の担保別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成19年度末		平成20年度末		平成21年度末		平成22年度末		平成23年度末	
		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
		%		%		%		%		%
担保貸付	2,345	4.0	2,157	3.7	1,742	3.3	988	2.4	834	2.9
(有価証券担保貸付)	(112)	(0.2)	(37)	(0.1)	(78)	(0.1)	(100)	(0.2)	(100)	(0.3)
(不動産・動産・財団担保貸付)	(2,090)	(3.6)	(2,090)	(3.6)	(1,651)	(3.2)	(877)	(2.1)	(724)	(2.5)
(指名債権担保貸付)	(143)	(0.2)	(29)	(0.1)	(12)	(0.0)	(11)	(0.0)	(10)	(0.0)
保証貸付	6,087	10.4	6,330	10.9	3,198	6.2	2,317	5.5	877	3.0
信用貸付	42,399	72.4	41,494	71.3	39,267	75.8	31,836	75.9	20,680	73.2
その他	59	0.1	1,041	1.8	1,034	2.0	1,029	2.5	983	3.4
一般貸付計	50,892	86.9	51,024	87.7	45,241	87.3	36,171	86.2	23,375	82.5
約款貸付	7,648	13.1	7,162	12.3	6,572	12.7	5,776	13.8	4,962	17.5
合計	58,540	100.0	58,187	100.0	51,813	100.0	41,947	100.0	28,337	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(8,000)	(13.7)	(11,000)	(18.9)	(12,000)	(23.2)	(13,000)	(31.0)	(8,500)	(29.9)

(8) 貸付金の使途別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成19年度末	構成比	平成20年度末	構成比	平成21年度末	構成比	平成22年度末	構成比	平成23年度末	構成比
		%		%		%		%		%
設備資金	7,319	12.5	5,689	9.7	5,114	9.9	3,705	8.8	2,236	7.9
運転資金	51,221	87.5	52,498	90.3	46,699	90.1	38,242	91.2	26,101	92.1
合計	58,540	100.0	58,187	100.0	51,813	100.0	41,947	100.0	28,337	100.0

(9) 貸付金の業種別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成19年度末	構成比	平成20年度末	構成比	平成21年度末	構成比	平成22年度末	構成比	平成23年度末	構成比
		%		%		%		%		%
農林・水産業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
鉱業・採石業・砂利採取業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
建設業	1,035	1.8	593	1.0	184	0.4	100	0.2	100	0.3
製造業	2,612	4.5	2,802	4.8	2,768	5.3	674	1.6	625	2.2
卸売業・小売業	6,206	10.6	4,673	8.0	3,718	7.2	3,204	7.6	2,103	7.4
金融業・保険業	21,415	36.6	21,665	37.2	19,853	38.3	18,306	43.6	12,573	44.6
不動産業・物品賃貸業	10,331	17.6	10,454	18.0	9,638	18.6	5,908	14.1	3,007	10.6
情報通信業	2,522	4.3	3,774	6.5	3,807	7.3	2,693	6.4	1,060	3.7
運輸業	1,171	2.0	992	1.7	722	1.4	661	1.6	598	2.1
電気・ガス・水道・熱供給・水道業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サービス業等	2,147	3.7	1,325	2.3	1,103	2.1	1,078	2.6	662	2.3
その他	3,402	5.8	3,702	6.4	2,410	4.7	2,515	6.0	1,661	5.8
(うち個人住宅・消費者ローン)	(3,383)	(5.8)	(3,687)	(6.3)	(2,401)	(4.6)	(1,549)	(3.7)	(877)	(3.0)
小計	50,845	86.9	49,984	85.9	44,207	85.3	35,142	83.8	22,392	79.0
公共団体	−	−	1,000	1.7	1,000	1.9	1,000	2.4	963	3.3
公社・公団	47	0.1	40	0.1	34	0.1	29	0.1	20	0.1
約款貸付	7,648	13.1	7,162	12.3	6,572	12.7	5,776	13.8	4,962	17.6
合計	58,540	100.0	58,187	100.0	51,813	100.0	41,947	100.0	28,337	100.0

(注) 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じております。

(10) 貸付金の企業規模別内訳

(単位：百万円)

区分＼年度	平成19年度末	構成比	平成20年度末	構成比	平成21年度末	構成比	平成22年度末	構成比	平成23年度末	構成比
		%		%		%		%		%
大企業	36,410	71.5	34,283	67.2	31,737	70.2	23,721	67.4	16,206	71.7
中堅企業	2,636	5.2	2,246	4.4	1,782	3.9	1,648	4.7	1,578	7.0
中小企業	8,337	16.4	6,910	13.5	5,940	13.1	5,432	15.4	2,123	9.4
その他	3,507	6.9	7,584	14.9	5,780	12.8	4,407	12.5	2,682	11.9
一般貸付計	50,892	100.0	51,024	100.0	45,241	100.0	35,210	100.0	22,591	100.0

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の法人をいいます。
2. 中堅企業とは1.の「大企業」及び3.の「中小企業」以外の企業をいいます。
3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業・飲食業・サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
4. その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等であります。

(11) 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

区分＼年度	平成22年度末	平成23年度末
土地	19,568	19,567
営業用	12,876	12,701
賃貸用	6,691	6,865
建物	16,937	16,066
営業用	11,085	10,486
賃貸用	5,852	5,579
土地・建物合計	36,505	35,633
営業用	23,961	23,188
賃貸用	12,543	12,445
建設仮勘定	－	－
営業用	－	－
賃貸用	－	－
不動産計	36,505	35,633
営業用	23,961	23,188
賃貸用	12,543	12,445
リース資産	1,101	757
動産	1,742	1,664
合計	39,349	38,055

(12) リスク管理債権

(単位：百万円)

区分＼年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破綻先債権額	1	609	110	9	－
延滞債権額	571	511	1,936	661	602
３ヵ月以上延滞債権額	－	－	－	－	－
貸付条件緩和債権額	149	260	4,189	3,923	3,632
合計	723	1,382	6,235	4,594	4,235
貸付金残高に対する比率	1.2%	2.4%	12.0%	11.0%	14.9%
(参考) 貸付金残高	58,540	58,187	51,813	41,947	28,337

(注) 各債権の意義は次のとおりであります。

①破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

②延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものであります。

③３ヵ月以上延滞債権

３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

④貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当事項はありません。

(14) 債務者区分に基づいて区分された債権

(単位：百万円)

区分＼年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	157	51	7
危険債権	1,888	619	594
要管理債権	4,189	3,923	3,632
正常債権	45,753	36,548	24,222
合計	51,989	41,142	28,457

(15) 支払備金の額及び責任準備金の額

(単位：百万円)

区分	年度	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
支払備金	火災	9,028	8,957	9,206	12,364	9,693
	海上	861	1,029	735	668	454
	傷害	7,447	7,607	9,658	9,041	8,975
	自動車	63,156	64,443	65,879	67,819	67,805
	自動車損害賠償責任	10,556	10,256	9,964	10,304	10,432
	その他	4,764	4,523	4,377	4,139	4,147
	合計	95,815	96,817	99,821	104,338	101,509
責任準備金	火災	277,893	285,135	282,324	288,730	264,642
	海上	2,338	2,063	2,216	2,394	2,513
	傷害	266,552	249,858	235,442	223,495	214,096
	自動車	75,020	66,715	48,764	47,146	46,041
	自動車損害賠償責任	94,298	88,736	81,221	73,203	64,328
	その他	37,621	37,371	37,312	36,994	36,995
	合計	753,724	729,881	687,282	671,964	628,617

(16) 責任準備金の残高の内訳

平成22年度

(単位：百万円)

種目＼区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	184,485	51,157	22	52,998	67	288,730
海上	675	1,718	−	−	−	2,394
傷害	13,815	16,960	31	192,498	189	223,495
自動車	42,182	4,726	0	237	−	47,146
自動車損害賠償責任	73,203	−	−	−	−	73,203
その他	20,396	11,231	2	5,360	3	36,994
合計	334,757	85,794	56	251,095	260	671,964

平成23年度

(単位：百万円)

種目＼区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金等	合計
火災	163,739	53,626	22	47,170	83	264,642
海上	769	1,744	−	−	−	2,513
傷害	13,843	17,813	46	182,139	252	214,096
自動車	41,419	4,598	0	23	−	46,041
自動車損害賠償責任	64,328	−	−	−	−	64,328
その他	20,307	11,453	2	5,225	5	36,995
合計	304,407	89,237	71	234,559	341	628,617

(17) 責任準備金積立水準

区　分		平成 22 年度末	平成 23 年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積　立　率		100.0%	100.0%

(注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第３条第５項第１号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第３条第５項第１号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いております。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しております。
3. 積立率＝(実際に積立てている普通責任準備金＋払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
(1) 標準責任準備金対象契約に係る平成８年大蔵省告示第 48 号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金（保険業法施行規則第 68 条第２項に定める保険契約に限る）
(2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成 13 年７月１日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第 68 条第２項に定める保険契約以外の保険契約で平成 13 年７月１日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成 13 年７月１日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
(3) 平成 13 年７月１日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(18) 引当金明細表

平成 22 年度

(単位：百万円)

区　分		平成 22 年度期首残高	平成 22 年度増加額	平成 22 年度減少額		平成 22 年度末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	2,270	3,598	－	※2,270	3,598	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	2,576	48	348	※1,121	1,155	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
投資損失引当金		60	37	3	※0	92	※投資先の業況改善等による取崩額
役員退職慰労引当金		90	135	108	－	116	
賞与引当金		173	1,582	173	－	1,582	
価格変動準備金		378	303	－	－	682	

平成 23 年度

(単位：百万円)

区　分		平成 23 年度期首残高	平成 23 年度増加額	平成 23 年度減少額		平成 23 年度末残高	摘　要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	3,598	3,529	－	※3,598	3,529	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	1,155	32	126	※21	1,040	※回収等による取崩額
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	
投資損失引当金		92	14	－	※16	90	※投資先の業況改善等による取崩額
役員退職慰労引当金		116	94	87	－	123	
賞与引当金		1,582	156	1,582	－	156	
価格変動準備金		682	231	－	－	913	

(19) 貸付金償却の額

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
貸付金償却額	379	4	－

(注) 貸付金償却額は貸倒引当金の目的取崩額控除前の償却額を記載しております。

（20）期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

（単位：百万円）

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る当期支払保険金	前期以前発生事故に係る当期末支払備金	当期把握見積り差額
平成19年度	79,581	51,055	38,163	△9,637
平成20年度	83,647	50,796	41,133	△8,282
平成21年度	85,132	49,294	42,038	△6,199
平成22年度	88,423	48,993	42,971	△3,540
平成23年度	92,662	50,201	42,646	△184

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

（21）事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

●自動車

（単位：百万円）

	事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	92,894			92,922			93,660			94,450			94,307		
	1年後	94,981	1.02	2,087	94,382	1.02	1,460	95,840	1.02	2,179	94,734	1.00	284			
	2年後	95,609	1.01	627	94,907	1.01	524	95,897	1.00	56						
	3年後	95,662	1.00	53	94,731	1.00	△176									
	4年後	95,534	1.00	△128												
最終損害見積り額		95,534			94,731			95,897			94,734			94,307		
累計保険金		92,298			89,843			87,757			81,003			62,636		
支払備金		3,235			4,887			8,139			13,731			31,670		

●傷害

（単位：百万円）

	事故発生年度	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	13,879			13,590			15,817			15,811			15,394		
	1年後	15,251	1.10	1,371	15,592	1.15	2,002	15,470	0.98	△346	14,744	0.93	△1,066			
	2年後	15,625	1.02	373	12,068	0.77	△3,524	15,251	0.99	△219						
	3年後	14,398	0.92	△1,226	12,131	1.01	63									
	4年後	14,408	1.00	9												
最終損害見積り額		14,408			12,131			15,251			14,744			15,394		
累計保険金		14,190			11,727			14,583			13,224			7,176		
支払備金		218			403			667			1,520			8,217		

●賠償責任

（単位：百万円）

事故発生年度		平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	事故発生年度末	6,434			5,768			5,783			6,004			5,481		
	1年後	6,873	1.07	439	6,083	1.05	314	5,818	1.01	35	5,786	0.96	△218			
	2年後	6,903	1.00	30	6,033	0.99	△50	5,786	0.99	△32						
	3年後	6,885	1.00	△18	5,999	0.99	△33									
	4年後	6,885	1.00	0												
最終損害見積り額		6,885			5,999			5,786			5,786			5,481		
累計保険金		6,841			5,897			5,600			5,441			3,723		
支払備金		44			101			186			344			1,758		

（注）1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。
4.「累計保険金＋支払備金」の数値のうち空欄部分については該当がありません。

3. 損益の明細

事業費（含む損害調査費）

（単位：百万円）

区分＼年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人件費	35,498	32,728	31,017
物件費	25,401	22,592	21,372
税金	2,986	2,853	2,769
火災予防拠出金および交通事故予防拠出金	0	0	△0
保険契約者保護機構に対する負担金	187	183	45
諸手数料及び集金費	49,053	48,448	49,147
合計	113,127	106,807	104,351

（注）金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額であります。

4. 時価情報等

（1）有価証券

①売買目的有価証券

該当事項はありません。

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：百万円）

種類		平成22年度（平成23年3月31日現在）			平成23年度（平成24年3月31日現在）		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	11,331	11,398	67	18,678	19,231	553
	小計	11,331	11,398	67	18,678	19,231	553
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	−	−	−	−	−	−
	小計	−	−	−	−	−	−
合計		11,331	11,398	67	18,678	19,231	553

③子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

④その他有価証券で時価のあるもの

（単位：百万円）

種類		平成22年度（平成23年3月31日現在）			平成23年度（平成24年3月31日現在）		
		取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	304,155	309,857	5,702	437,291	445,873	8,581
	株式	10,601	18,093	7,491	13,807	23,161	9,353
	外国証券	59,419	60,006	586	17,233	17,569	335
	その他	19,378	24,889	5,511	17,212	20,821	3,609
	小計	393,555	412,847	19,291	485,545	507,426	21,880
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	74,255	72,764	△ 1,491	85,505	85,335	△ 170
	株式	8,946	8,309	△ 637	7,597	7,195	△ 402
	外国証券	76,016	75,215	△ 800	14,945	14,779	△ 166
	その他	7,340	6,872	△ 468	7,109	6,700	△ 408
	小計	166,559	163,161	△ 3,397	115,158	114,011	△ 1,147
合計		560,114	576,008	15,894	600,704	621,437	20,733

（注）

平成22年度（平成23年3月31日現在）	平成23年度（平成24年3月31日現在）
1．貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（取得原価19,378百万円、貸借対照表計上額24,889百万円、差額5,511百万円）であります。 2．その他有価証券で時価のあるものについて682百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものすべてを対象としております。	1．貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（取得原価17,212百万円、貸借対照表計上額20,821百万円、差額3,609百万円）であります。 2．その他有価証券で時価のあるものについて2百万円減損処理を行っております。なお、当該有価証券の減損にあたっては、期末の時価が取得原価に比べて30%以上下落したものすべてを対象としております。

⑤当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	平成22年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）			平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）		
	売却額	売却益の合計	売却損の合計	売却額	売却益の合計	売却損の合計
公社債	143,721	3,588	14	107,848	719	155
株式	17,090	3,629	1,211	586	157	31
外国証券	14,368	3,308	－	106,193	7,404	46
その他	65,276	15,033	228	4,561	573	297
その他有価証券	240,456	25,559	1,454	219,190	8,854	531

⑥ 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

a）満期保有目的の債券

該当事項はありません。

b）子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

種　類	平成 22 年度（平成 23 年 3 月 31 日現在）	平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）
株式	10,354	13,354
外国証券	9,168	9,168
合　計	19,522	22,522

c）その他有価証券

（単位：百万円）

種　類	平成 22 年度（平成 23 年 3 月 31 日現在）	平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）
公社債	－	－
株式	3,022	2,952
外国証券	1,655	1,063
その他	1,618	1,210
合　計	6,295	5,226

⑦その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額

（単位：百万円）

種　類	平成 22 年度（平成 23 年 3 月 31 日現在）				平成 23 年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）			
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
国債	16,200	56,800	67,900	88,200	77,700	185,800	50,700	80,300
地方債	2	－	－	－	－	－	－	－
社債	21,842	86,342	44,600	2,000	25,641	78,350	34,200	1,500
外国証券	4,700	22,602	95,926	5,083	14,305	12,274	4,100	－
その他	405	710	492	－	297	547	331	－
合　計	43,150	166,455	208,919	95,283	117,944	276,973	89,331	81,800

（注）金額は、償還額面が定められているものは償還額面金額、その他のものは貸借対照表計上額であります。

（2）金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(3) デリバティブ取引関係

平成 24 年 3 月 31 日

1. 取引の状況に関する事項

平成 23 年度 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)
(1) 取引の内容 当社の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連取引では為替予約取引・通貨オプション取引、株式関連取引では株価指数先物取引・株式指数オプション取引・株式先渡取引、そして債券関連取引では債券先物取引・海外証券先物取引です。 (2) 取引に対する取組方針 当社では、保有する資産残高の一定の範囲内において、デリバティブ取引を利用することを基本取組方針としています。 (3) 取引の利用目的 当社では、保有資産に係る為替・金利・株式等の価格変動のリスクをヘッジすることを主な目的として、デリバティブ取引を利用しています。 (4) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引には、為替・金利・株価等の変動による市場リスクや契約先の倒産等による信用リスクを有しています。しかし、当社がデリバティブ取引を利用する主な目的は保有資産に係る市場リスクをヘッジするためであり、デリバティブ取引は当該市場リスクを効果的に減殺しています。また、取引の相手方は信用度の高い金融機関に限定しており、契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しています。 (5) 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブの利用については、当社の内規である「投融資リスク管理基準」に基づき、信用リスク・価格変動リスク・金利リスク・為替リスク等、総合的なリスク管理を行っています。 組織面においては、取引の約定を行う運用実行部門（フロントオフィス）と取引の照合・事務処理等を行う事務管理担当部門（バックオフィス）を分離し、さらに運用部門から独立した統合リスク管理部門（ミドルオフィス）を設けることで相互牽制機能をもたせています。 取引にあたっては、運用実行部門が年度運用計画に基づき、投資環境分析・リスク分析を行ったうえで、個々の取引案を作成し、最終意思決定は「決裁権限規程」に基づいて行っています。 取引の内容、含み損益等については運用実行部門から定期的に担当役員に報告しています。さらに統合リスク管理部門ではリスク計測を行い、毎月取締役会等に報告しています。 (6)「取引の時価等に関する事項」に係る補足説明等 「取引の時価等に関する事項」の表における「契約額等」はデリバティブ取引における契約額または想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスク量や信用リスク量を示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

①ヘッジ会計が適用されていないもの

(1) 通貨関連

該当事項はありません

(2) 金利関連

該当事項はありません

(3) 株式関連

該当事項はありません

(4) 債券関連

該当事項はありません

(5) その他関連

該当事項はありません

②ヘッジ会計が適用されているもの

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

区　分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち 1 年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	767	−	△ 61	△ 61
合　計		――――――	――――――	△ 61	△ 61

(注) 為替予約取引に係る時価の算定方法は事業年度末の先物為替相場を使用しております。

(2) 金利関連

該当事項はありません

(3) 株式関連

(単位：百万円)

区　分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち 1 年超	時　価	評価損益
市場取引以外の取引	株式先渡取引 売建	4,290	−	99	99
合　計		――――――	――――――	99	99

(注) 株式先渡取引に係る時価の算定方法は取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

(4) 債券関連

該当事項はありません

(5) その他関連

該当事項はありません

5. その他

法定会計監査

平成 22 年度

• 計算書類の監査

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書）については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

• 財務諸表の監査

平成 22 年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および附属明細表）については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に基づき、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

平成 23 年度

• 計算書類の監査

平成 23 年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）の計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書ならびにその附属明細書）については、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

Ⅲ. 当社及び子会社等の概況

1. 当社及び子会社等の主要な業務の内容及び組織の構成

当社及び子会社等において営まれている主な事業内容と、各子会社等の当該事業における位置付けは次のとおりであります。

＜損害保険事業＞

（1）保険及び保険関連事業

①国内においては当社が、諸外国においては当社のほか、Fuji International Insurance Company Limited<U.K.>とAmerican Fuji Fire & Marine Insurance Company<U.S.A.>の2社（いずれも子会社）が、損害保険事業を行っております。

②保険関連事業については、富士損害サービス株式会社（子会社）が損害調査業務を行っております。
また、富士火災インシュアランスサービス株式会社（子会社）が保険募集業務を行っております。

（2）事務受託等関連事業

事務受託等関連事業については、富士火災ビジネスソリューションズ株式会社（子会社）が事務受託・システム開発・人材派遣業務を行っております。

＜生命保険事業＞

富士生命保険株式会社（子会社）が生命保険事業を行っております。

＜企業集団の状況＞

当社及び子会社等において営まれている主な事業内容と子会社等の当該事業における位置付けは、次のとおりであります。

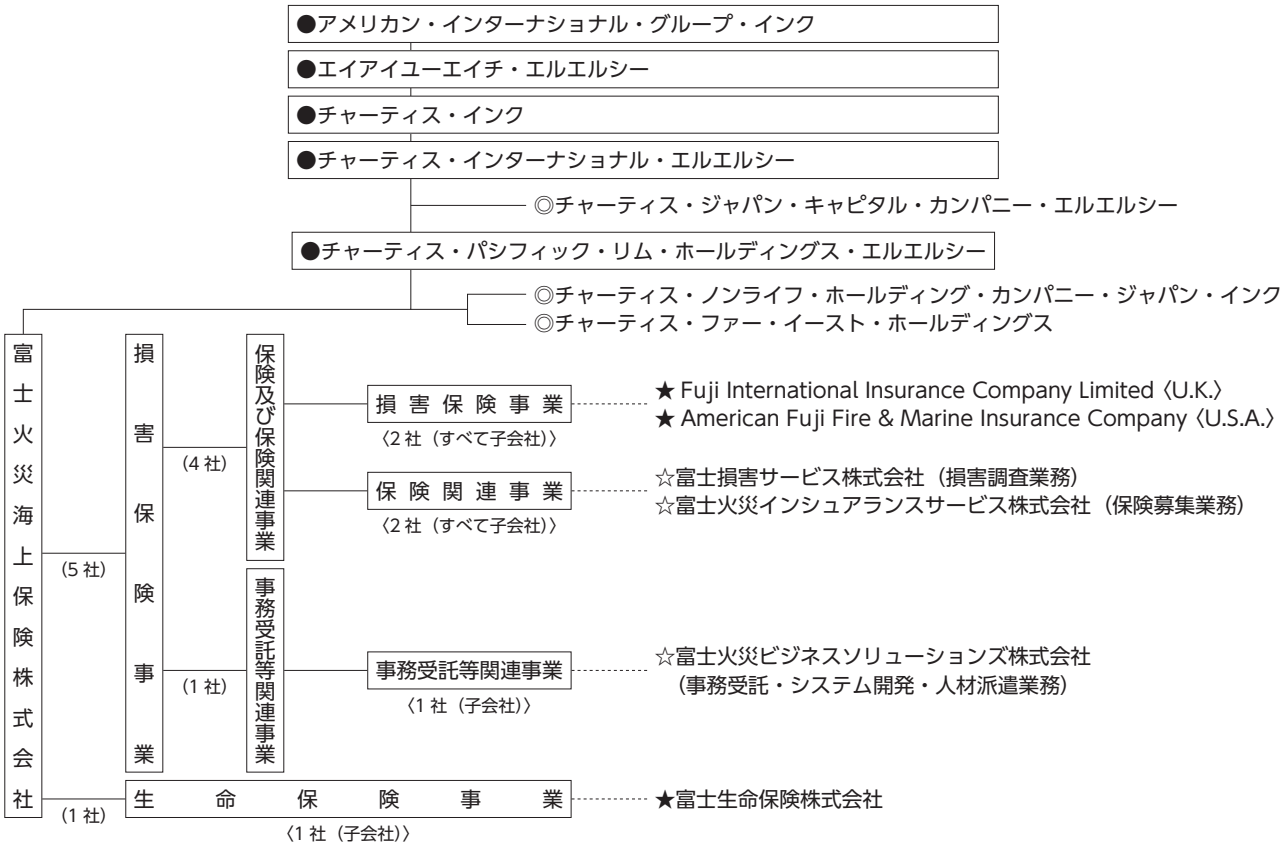

（注）1. 各記号の意味は次のとおりです。　★：連結子会社　●：親会社　☆：非連結子会社　◎：その他の関係会社

2. 当社は、チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシーより持ち株比率 45.45%の出資を、チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクより持ち株比率 38.84%の出資をチャーティス・ファー・イースト・ホールディングスより持ち株比率 15.71%の出資を受けております。

3. チャーティス・インターナショナル・エルエルシーは、傘下のチャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー、チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク、チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社を通じて、合計で 100%の株式を間接保有しています。
チャーティス・パシフィックリム・ホールディングス・エルエルシーは、チャーティス・ノンライフ・ホールディングス・カンパニー・ジャパン・インク、チャーティス・ファー・イースト・ホールディングスを通じて、54.55%の株式を間接保有しています。
なお、チャーティス・パシフィック・リム・ホールディングス・エルエルシーはチャーティス・インターナショナル・エルエルシーの子会社、チャーティス・インターナショナル・エルエルシーはチャーティス・インクの子会社、チャーティス・インクはエイアイユーエイチ・エルエルシーの子会社、エイアイユーエイチ・エルエルシーは、アメリカン・インターナショナル・グループ・インクの子会社であります。

2. 子会社等に関する事項

（平成 24 年 3 月 31 日現在）

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	資本金	主要な事業の内容	設立年月日	当社の議決権割合	子会社等の議決権割合
富士損害サービス株式会社	大阪市東成区大今里西 1 丁目 29 番 14 号	20 百万円	・各種損害保険、各種生命保険の損害調査及び損害の原因調査	昭和 50 年 7 月 1 日	100.00%	0.00%
富士火災ビジネスソリューションズ株式会社	大阪府茨木市豊川 5 丁目 22 番 10 号	50 百万円	・労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業 ・職業安定法に基づく有料職業紹介事業 ・情報処理システムの開発受託、及びそれらのコンサルティング業務 ・電子計算機による受託計算業務 ・書類等の作成・整理・保管・発送・配送業務	平成 4 年 4 月 1 日	100.00%	0.00%
富士生命保険株式会社	大阪市中央区南船場 1 丁目 18 番 17 号	11,500 百万円	・生命保険業	平成 8 年 8 月 8 日	100.00%	0.00%
富士火災インシュアランスサービス株式会社	大阪市中央区南船場 2 丁目 5 番 8 号	70 百万円	・保険募集業務	昭和 36 年 1 月 11 日 子会社とした日 平成 12 年 3 月 30 日	100.00%	0.00%
Fuji International Insurance Company Limited	英国ロンドン	£ Stg.1000 万 (1,313 百万円)	・損害保険の元受及び再保険事業	昭和 50 年 5 月 14 日	100.00%	0.00%
American Fuji Fire & Marine Insurance Company	米国イリノイ州 ロンググローブ	US. $900 万 (740 百万円)	・損害保険の元受及び再保険事業	昭和 56 年 10 月 6 日	100.00%	0.00%

（注）資本金の（ ）内は、当社の決算日の為替相場による換算額であります。

Ⅳ. 当社及び子会社等の主要な業務

1. 事業の概況

(1) 業績

当連結会計年度における当社グループの連結業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険引受収益が3,524億円、資産運用益が184億円、その他の経常収益が2億円となったことにより、3,711億円となりました。一方、経常費用は、保険引受費用が3,146億円、資産運用費用が21億円、営業費及び一般管理費が492億円、その他経常費用が21億円となったことにより、3,681億円となりました。

以上の結果、経常利益は29億円となり、これに特別利益、特別損失、法人税等合計を加減した当期純利益は△163億円となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

グループの主要事業である損害保険事業におきましては、保険引受利益のうち正味収入保険料は2,648億円となりました。一方、保険引受費用のうち正味支払保険金は1,989億円となりました。また、資産運用収益のうち利息および配当金収入は119億円となりました。

生命保険事業におきましては、新契約高は3,061億円、保有契約高は2兆4,845億円となりました。収支の状況につきましては、収入面では、生命保険料は445億円となりました。一方、支出面では、生命保険金等は101億円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ486億円減少し、289億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローは99億円の収入となり、前連結会計年度に比べて225億円の減少となりました。この要因は、東日本大震災による支払保険金の増加等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入が減少したこと等により、前連結会計年度に比べて、369億円減少して578億円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度よりも24百万円減少して4億円の支出となりました。

2. 連結会計年度における主要な業務指標の推移

(単位：百万円)

項目＼年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	411,858	377,312	377,050	396,012	371,147
経常利益又は経常損失(△)	16,190	△ 91,782	8,894	10,577	2,973
当期純利益又は当期純損失(△)	7,300	△ 59,623	4,783	2,100	△ 16,359
包括利益	－	－	－	△ 14,481	△ 10,802
純資産額	117,293	47,076	110,871	95,954	85,394
総資産額	1,161,909	1,084,765	1,132,392	1,167,958	1,136,511
連結ソルベンシー・マージン比率	－	－	－	－	614.7%

3. 損害保険事業の状況

保険引受の状況

①保険料及び保険金一覧表

(単位：百万円)

	種目	正味収入保険料	構成比	対前年増減(△)率	正味支払保険金	構成比	対前年増減(△)率
前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）			%	%		%	%
	火災	48,614	18.31	△ 0.78	15,946	9.99	△ 2.74
	海上	1,655	0.63	8.01	555	0.35	△ 36.51
	傷害	26,581	10.01	△ 1.63	11,961	7.49	△ 5.11
	自動車	147,530	55.57	△ 2.21	95,462	59.79	0.17
	自動車損害賠償責任	27,964	10.53	△ 2.19	27,337	17.12	△ 0.13
	その他	13,140	4.95	△ 4.98	8,396	5.26	△ 2.48
	計	265,487	100.00	△ 1.97	159,660	100.00	△ 0.93
当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）							
	火災	50,308	18.99	3.48	56,995	28.64	257.43
	海上	1,687	0.64	1.91	731	0.37	31.64
	傷害	27,170	10.26	2.21	11,608	5.83	△ 2.95
	自動車	143,360	54.12	△ 2.83	94,477	47.48	△ 1.03
	自動車損害賠償責任	29,177	11.02	4.34	27,021	13.58	△ 1.15
	その他	13,165	4.97	0.19	8,150	4.10	△ 2.94
	計	264,868	100.00	△ 0.23	198,985	100.00	24.63

②元受正味保険料（含む収入積立保険料）

(単位：百万円)

	種目	金額	構成比	対前年増減(△)率
前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）			%	%
	火災	69,328	22.77	△ 0.66
	海上	1,647	0.54	14.86
	傷害	41,569	13.65	△ 4.25
	自動車	148,261	48.70	△ 2.52
	自動車損害賠償責任	29,088	9.56	△ 2.92
	その他	14,554	4.78	△ 5.98
	計	304,450	100.00	△ 2.47
	(うち収入積立保険料)	(16,810)	(5.52)	(△ 8.55)
当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）				
	火災	73,004	23.89	5.30
	海上	1,747	0.57	6.04
	傷害	40,969	13.40	△ 1.44
	自動車	144,268	47.20	△ 2.69
	自動車損害賠償責任	31,243	10.22	7.41
	その他	14,410	4.72	△ 0.98
	計	305,644	100.00	0.39
	(うち収入積立保険料)	(15,888)	(5.20)	(△ 5.49)

(注) 元受正味保険料（含む収入積立保険料）とは、元受保険料から元受解約返戻金及び元受その他返戻金を控除したものであります。(積立型保険の積立保険料を含みます。)

4. 生命保険事業の状況

富士生命保険株式会社

本社　〒105-8633
東京都港区虎ノ門 4-3-20 神谷町 MT ビル

当社は、平成 8 年 8 月 8 日、お客さまから選ばれる「総合安心サービス企業」を目指し、子会社として「富士生命保険株式会社」を設立。同年 10 月 1 日より営業を開始し、生損保総合販売体制を整えています。

〈営業体制〉

富士火災の営業社員およびプロ生命保険代理店を主たる販売組織とし、生損保一体となった幅広い生活保障サービスを展開しています。さらに、近年は、来店型代理店を中心とする生保大型代理店への取組みを強化しています。また、LSP（ライフセールスプロモーター）および LAA（ライフエージェントアドバイザー）の増員と教育体制の充実、大型代理店への営業サポートの拡充により、コンサルティング営業の強化を図っています。

〈商品内容〉

お客さまの多様なニーズにお応えするため、多種多様な商品を開発し発売しており、がんと診断された時点で、これから始まる療養生活をサポートすることを最大の目的とした新しいタイプのがん保険「無解約返戻金型がん療養保険（10）（無配当）」（ペットネーム：がんベスト・ゴールド）は平成 22 年 10 月の発売以来、富士生命の看板商品となっております。「無解約返戻金型医療保険 (08)（無配当）」（ペットネーム：ゴールドメディ）は、「わかりやすさ、保障範囲の広さ、医療技術の進歩への対応」を基本コンセプトに販売しており、持病（既往症）をお持ちの方でも簡単な 3 つの告知事項をクリアすればお申込みいただける「引受基準緩和型終身医療保険 (10)（無配当）」（ペットネーム：ゴールドメディ・ワイド）とともに好評をいただいております。平成 23 年 3 月には企業の福利厚生制度への考え方が多様化している現状に鑑みて、お手頃な保険料と付帯サービスが充実した新しい「（無配当）総合福祉団体定期保険」の販売開始に至っています。

今後も常にお客さまのニーズに即した商品の提供に努めてまいります。

〈店舗一覧〉

店　舗	所在地・ＴＥＬ・ＦＡＸ
北海道支店	〒 060-8635　札幌市中央区南一条西 6-20-1 富士火災札幌ビル 4F TEL.011-231-6631　FAX.011-231-6651
東北支店	〒 980-0811　仙台市青葉区一番町 1-8-3 富士火災仙台ビル 3F TEL.022-221-2521　FAX.022-221-2550
東京支店	〒 102-0074　東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 8F TEL.03-3230-8260　FAX.03-3230-8263
首都圏支店	〒 102-0074　東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段南ビル 8F TEL.03-3230-8266　FAX.03-3230-8268
関東上信越支店	〒 370-0801　群馬県高崎市上並榎町 382-1 富士火災高崎ビル 3F TEL.027-364-7227　FAX.027-364-7231
関東上信越支店 水戸営業オフィス	〒 310-0805　茨城県水戸市中央 2-6-29 富士火災水戸ビル 2F TEL.029-233-0580　FAX.029-233-0582
東海・北陸支店	〒 460-0008　名古屋市中区栄 5-27-12 富士火災名古屋ビル 5F TEL.052-261-6681　FAX.052-261-6665
大阪支店	〒 542-0082　大阪市中央区島之内 1-7-21 ミナミ長堀ビル 10F TEL.06-6120-3504　FAX.06-6244-7061
関西支店	〒 542-0082　大阪市中央区島之内 1-7-21 ミナミ長堀ビル 10F TEL.06-6120-3702　FAX.06-6244-7061
中国支店	〒 730-0011　広島市中区基町 12-6 富士火災広島ビル 8F TEL.082-502-7071　FAX.082-223-3530
四国支店	〒 760-8539　香川県高松市磨屋町 8-1 富士火災高松ビル 8F TEL.087-823-2112　FAX.087-823-2147
九州支店	〒 810-8637　福岡市中央区大名 2-4-35 富士火災福岡ビル 7F TEL.092-771-5916　FAX.092-771-5912

【総合サービスセンター】 0120-211-901 受付時間　9：00 ～ 17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

（1）平成 23 年度の業績概況

収入面では、保険料等収入は 58,515 百万円、資産運用収益は 5,541 百万円になりました。一方、支出面では、保険金等支払金 24,088 百万円、責任準備金等繰入額 28,821 百万円、資産運用費用 329 百万円、事業費 12,522 百万円、その他経常費用 846 百万円となり、経常損失は 1,208 百万円となりました。

平成 23 年度の主要業績は次のとおりです。

①保有契約高

（単位：百万円、%）

	前連結会計年度（平成 23 年 3 月 31 日現在）		当連結会計年度（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
	金　額	対前年増減（△）率	金　額	対前年増減（△）率
個人保険	1,787,853	8.54	1,945,043	8.79
個人年金保険	52,904	93.93	50,469	△ 4.60
団体保険	506,748	11.16	489,072	△ 3.49

（注）個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

②新契約高

（単位：百万円）

	前連結会計年度（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）			当連結会計年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）		
	新契約＋転換による純増加	新契約	転換による純増加	新契約＋転換による純増加	新契約	転換による純増加
個人保険	291,570	291,570	－	305,579	305,579	－
個人年金保険	28,165	28,165	－	－	－	－
団体保険	3,247	3,247	－	569	569	－

（注）個人年金保険の金額は年金支払開始時における年金原資であります。

保有契約高推移（平成 21 年度末～平成 23 年度末）

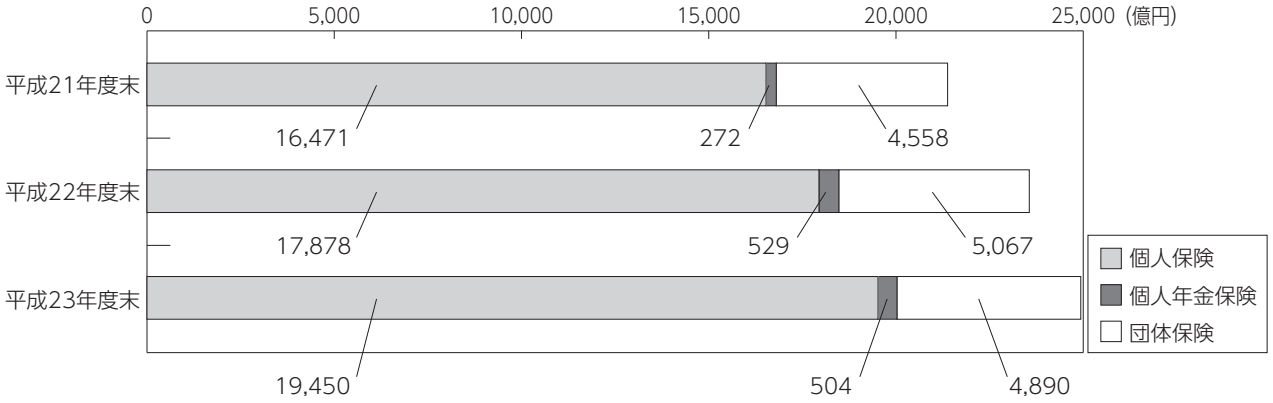

(2) 資産運用業務

①運用資産

(単位：百万円)

区　分	前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日現在)		当連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	
	金　額	構成比	金　額	構成比
		%		%
預　貯　金	6,519	2.52	3,250	1.11
コールローン	2,000	0.77	−	−
有　価　証　券	234,541	90.51	270,658	92.83
貸　付　金	10,704	4.13	11,514	3.95
土地・建物	24	0.01	78	0.03
運用資産計	253,789	97.94	285,502	97.92
総　資　産	259,119	100	291,570	100

(注) 預貯金には、現金を含んでおります。

②有価証券

(単位：百万円)

区　分	前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日現在)		当連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)	
	金　額	構成比	金　額	構成比
		%		%
国　債	217,285	92.64	254,035	93.86
地　方　債	1,342	0.57	−	−
社　債	10,355	4.42	10,455	3.86
株　式	4,251	1.81	3,619	1.34
その他の証券	1,306	0.56	2,548	0.94
合　計	234,541	100	270,658	100

③利回り

運用資産利回り (インカム利回り)

(単位：百万円)

区　分	前連結会計年度 (平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)			当連結会計年度 (平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで)		
	収入金額	平均運用額	年利回り	収入金額	平均運用額	年利回り
			%			%
預　貯　金	6	7,781	0.09	0	5,305	0.01
コールローン	2	1,969	0.12	0	815	0.1
買現先勘定	−	−	−	−	−	−
金銭の信託	−	−	−	−	−	−
有　価　証　券	4,128	211,232	1.95	4,736	248,275	1.91
貸　付　金	305	10,267	2.98	316	10,850	2.91
土地・建物	−	11	−	−	24	−
小　計	4,443	231,262	1.92	5,054	265,271	1.91
そ　の　他	−	−	−	−	−	−
合　計	4,443	−	−	5,054	−	−

(注) 1. 収入金額は、連結損益計算書における「利息及び配当金収入」に、「金銭の信託運用益」及び「金銭の信託運用損」のうち利息及び配当金収入相当額を含めた金額であります。
2. 平均運用額は、日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。
3. 預貯金には現金を含んでおります。

資産運用利回り（実現利回り）

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）			当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）		
	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	年利回り	資産運用損益（実現ベース）	平均運用額（取得原価ベース）	年利回り
			%			%
預貯金	6	7,781	0.09	0	5,305	0.01
コールローン	2	1,969	0.12	0	815	0.1
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	4,196	211,232	1.99	4,897	248,275	1.97
貸付金	305	10,267	2.98	316	10,850	2.91
土地・建物	－	11	－	－	24	－
その他	△2	3,707	△0.06	△3	2,921	△0.13
合計	4,509	234,969	1.92	5,211	268,192	1.94

（注）1. 資産運用損益（実現ベース）は、連結損益計算書における「資産運用収益」から「資産運用費用」を控除した金額であります。
2. 平均運用額（取得原価ベース）は、日々の残高（取得原価又は償却原価）の平均に基づいて算出しております。
3. 預貯金には現金を含んでおります。
4. 資産運用利回り（実現利回り）にその他有価証券の評価差額等を加味した時価ベースの利回り（時価総合利回り）は以下のとおりであります。なお、資産運用損益等（時価ベース）は、資産運用損益（実現ベース）にその他有価証券に係る評価差額（税効果控除前の金額による）の当期増加額を加算した金額であります。また、平均運用額（時価ベース）は、平均運用額（取得原価ベース）にその他有価証券に係る前期末評価差額（税効果控除前の金額による）を加算した金額であります。

（単位：百万円）

区　分	前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）			当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）		
	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	年利回り	資産運用損益等（時価ベース）	平均運用額（時価ベース）	年利回り
			%			%
預貯金	6	7,781	0.09	0	5,305	0.01
コールローン	2	1,969	0.12	0	815	0.1
買現先勘定	－	－	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－	－	－
有価証券	3,941	231,444	1.85	7,426	250,232	2.97
貸付金	305	10,267	2.98	316	10,850	2.91
土地・建物	－	11	－	－	24	－
その他	△2	3,707	△0.06	△3	2,921	△0.13
合計	4,253	237,182	1.79	7,739	270,149	2.87

④海外投融資

該当事項はありません。

(3) ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

項目	前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	当連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	18,707	24,252
資本金等	6,132	7,439
価格変動準備金	310	371
危険準備金	2,030	2,296
一般貸倒引当金	－	－
その他有価証券の評価差額×90％(マイナスの場合 100％)	1,761	4,036
土地の含み損益×85％(マイナスの場合 100％)	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	15,266	17,175
負債性資本調達手段等	－	－
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	△ 6,793	△ 7,067
控除項目	－	－
その他	－	－
リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_8)^2+(R_2+R_3+R_7)^2}+R_4$ (B)	3,383	3,770
保険リスク相当額 R_1	1,229	1,295
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	417	480
予定利率リスク相当額 R_2	386	397
最低保証リスク相当額 R_7	－	－
資産運用リスク相当額 R_3	2,414	2,759
経営管理リスク相当額 R_4	133	147
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2)\times(B)}\times 100$	1,105.8%	1,286.4%

(注) 平成 23 年度末の数値は、保険業法施行規則第 86 条、第 87 条、第 161 条、第 162 条、第 190 条及び平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しています。
なお、平成 22 年内閣府令第 23 号、平成 22 年金融庁告示第 48 号により、ソルベンシー・マージン総額及びリスクの合計額の算出基準について一部変更（マージン算入の厳格化、リスク計測の厳格化・精緻化等）がなされております。平成 22 年度末の数値は、平成 23 年度における基準を平成 22 年度末に適用したと仮定し、平成 23 年 3 月期に開示した数値です。

1. 連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日現在) 金額	当連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在) 金額
(資産の部)		
現金及び預貯金	36,308	24,448
コールローン	42,000	－
買入金銭債権	206	－
金銭の信託	212	193
有価証券	835,781	923,074
貸付金	52,652	39,851
有形固定資産	39,388	38,160
土地	19,568	19,567
建物	16,955	16,138
リース資産	1,101	757
その他の有形固定資産	1,763	1,697
無形固定資産	720	1,110
その他資産	95,674	63,683
繰延税金資産	69,861	50,651
貸倒引当金	△ 4,754	△ 4,572
投資損失引当金	△ 92	△ 90
資産の部合計	1,167,958	1,136,511
(負債の部)		
保険契約準備金	1,027,693	1,008,949
支払備金	110,032	105,769
責任準備金等	917,661	903,179
その他負債	38,248	36,961
退職給付引当金	212	205
役員退職慰労引当金	121	135
賞与引当金	1,582	156
特別法上の準備金	992	1,285
価格変動準備金	992	1,285
繰延税金負債	745	1,375
再評価に係る繰延税金負債	2,408	2,046
負債の部合計	1,072,004	1,051,116
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	55,981	55,981
資本剰余金	45,662	45,662
利益剰余金	△ 3,161	△ 19,682
自己株式	△ 184	－
株主資本合計	98,298	81,961
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	12,031	17,972
土地再評価差額金	△ 9,649	△ 9,288
為替換算調整勘定	△ 4,865	△ 5,250
その他の包括利益累計額合計	△ 2,483	3,433
新株予約権	139	－
純資産の部合計	95,954	85,394
負債及び純資産の部合計	1,167,958	1,136,511

［当連結会計年度の連結貸借対照表の注記事項］

1．有形固定資産の減価償却累計額は57,256百万円、圧縮記帳額は5,276百万円であります。

2．非連結子会社及び関連会社の株式等は次のとおりであります。
　有価証券（株式）　342百万円

3．(1) 貸付金のうち、破綻先債権額に該当するものはありません。延滞債権額は602百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまで（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものはありません。
　なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は3,632百万円であります。
　なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

(4) 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は4,235百万円であります。

4．担保に供している資産は有価証券等11,387百万円であります。

5．土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(1) 再評価の実施年月日 平成14年3月31日

(2) 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法のほか、同条第5号に定める鑑定評価に基づいて算定しております。

(3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△5,805百万円であります。また、賃貸等不動産に該当する事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は、△1,987百万円であります。

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

①連結損益計算書

(単位：百万円)

科目 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
	金 額	金 額
経常収益	396,012	371,147
保険引受収益	358,501	352,407
正味収入保険料	265,039	264,226
収入積立保険料	16,810	15,888
積立保険料等運用益	8,867	8,147
生命保険料	67,195	45,171
支払備金戻入額	－	4,223
責任準備金等戻入額	－	14,124
その他保険引受収益	588	626
資産運用収益	36,590	18,444
利息及び配当金収入	18,943	16,877
金銭の信託運用益	0	0
有価証券売却益	25,693	9,704
有価証券償還益	809	3
その他運用収益	11	5
積立保険料等運用益振替	△ 8,867	△ 8,147
その他経常収益	920	294
経常費用	385,435	368,173
保険引受費用	325,729	314,694
正味支払保険金	159,533	198,778
損害調査費	12,532	11,750
諸手数料及び集金費	53,239	54,437
満期返戻金	46,506	38,700
契約者配当金	7	7
生命保険金等	7,219	10,346
支払備金繰入額	5,190	－
責任準備金等繰入額	40,794	－
その他保険引受費用	705	672
資産運用費用	5,720	2,134
有価証券売却損	1,467	783
有価証券評価損	733	215
有価証券償還損	789	－
金融派生商品費用	755	542
その他運用費用	1,975	593
営業費及び一般管理費	51,212	49,205
その他経常費用	2,773	2,138
支払利息	198	199
貸倒引当金繰入額	241	－
貸倒損失	3	5
投資損失引当金繰入額	36	－
その他の経常費用	2,292	1,933
経常利益	10,577	2,973
特別利益	30	0
固定資産処分益	30	0
特別損失	3,012	332
固定資産処分損	990	37
減損損失	0	1
特別法上の準備金繰入額	356	292
価格変動準備金	356	292
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	244	－
災害による損失	751	－
退職給付制度改定損	668	－
税金等調整前当期純利益	7,595	2,642
法人税及び住民税等	329	326
法人税等調整額	5,166	18,675
法人税等合計	5,495	19,001
少数株主損益調整前当期純利益又は 少数株主損益調整前当期純損失（△）	2,100	△ 16,359
当期純利益又は当期純損失（△）	2,100	△ 16,359

[当連結会計年度の連結損益計算書の注記事項]

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	49,898 百万円
給与	26,313 百万円
募集費	8,954 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計であります。

②連結包括利益計算書

(単位：百万円)

科目 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 (平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで)	当連結会計年度 (平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで)
	金額	金額
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失（△）	2,100	△ 16,359
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△ 15,633	5,941
為替換算調整勘定	△ 948	△ 384
その他の包括利益合計	△ 16,582	5,556
包括利益	△ 14,481	△ 10,802
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△ 14,481	△ 10,802
少数株主に係る包括利益	－	－

[当連結会計年度の連結包括利益計算書の注記事項]

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金	
当期発生額	15,886百万円
組替調整額	△ 8,779百万円
税効果調整前	7,106百万円
税効果額	△ 1,165百万円
その他有価証券評価差額金	5,941百万円
為替換算調整勘定	
当期発生額	△ 384百万円
組替調整額	－百万円
税効果調整前	△ 384百万円
税効果額	－百万円
為替換算調整勘定	△ 384百万円
その他の包括利益合計	5,556百万円

(3) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで)	当連結会計年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで)
	金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	7,595	2,642
減価償却費	2,101	2,039
減損損失	0	1
支払備金の増減額（△は減少）	5,226	△ 4,191
責任準備金等の増減額（△は減少）	40,455	△ 14,481
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 94	△ 182
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 27	△ 6
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	27	14
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,408	△ 1,425
価格変動準備金の増減額（△は減少）	356	292
利息及び配当金収入	△ 18,943	△ 16,877
有価証券関係損益（△は益）	△ 21,926	△ 8,378
支払利息	198	199
為替差損益（△は益）	△ 2	52
貸付金関係損益（△は益）	261	40
有形固定資産関係損益（△は益）	960	37
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は増加）	△ 3,061	28,857
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連）の増減額（△は減少）	1,042	994
その他	958	484
小計	16,537	△ 9,888
利息及び配当金等の受取額	17,676	19,389
利息の支払額	△ 198	△ 199
法人税等の支払額	△ 1,806	△ 438
法人税等の還付額	244	1,054
営業活動によるキャッシュ・フロー	32,452	9,916
投資活動によるキャッシュ・フロー		
預貯金の純増減額（△は増加）	2,397	405
買入金銭債権の取得による支出	△ 1,146	—
買入金銭債権の売却・償還による収入	1,345	—
金銭の信託の増加による支出	△ 0	—
金銭の信託の減少による収入	—	10
有価証券の取得による支出	△ 509,682	△ 435,131
有価証券の売却・償還による収入	477,397	360,585
貸付けによる支出	△ 16,574	△ 11,949
貸付金の回収による収入	25,668	24,708
その他	△ 298	4,382
資産運用活動計	△ 20,892	△ 56,988
営業活動及び資産運用活動計	11,560	△ 47,071
有形固定資産の取得による支出	△ 928	△ 637
有形固定資産の売却による収入	1,347	223
その他	△ 475	△ 497
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 20,948	△ 57,899
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△ 13	△ 3
自己株式の処分による収入	0	0
配当金の支払額	△ 0	△ 6
リース債務の返済による支出	△ 391	△ 419
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 405	△ 429
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 402	△ 240
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	10,696	△ 48,653
現金及び現金同等物期首残高	66,910	77,607
現金及び現金同等物期末残高	77,607	28,953

[当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の注記事項]

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係（平成 24 年 3 月 31 日現在）

現金及び預貯金	24,448 百万円
有価証券	923,074 百万円
預入期間が 3 ヶ月を超える定期預金	△ 300 百万円
現金同等物以外の有価証券	△ 918,269 百万円
現金及び現金同等物	28,953 百万円

2. 重要な非資金取引の内容
   該当ありません。
3. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科目	前連結会計年度 (平成22年4月 1日から 平成23年3月31日まで) 金額	当連結会計年度 (平成23年4月 1日から 平成24年3月31日まで) 金額
株主資本		
資本金		
当期首残高	55,981	55,981
当期変動額		
当期変動額合計	－	－
当期末残高	55,981	55,981
資本剰余金		
当期首残高	45,662	45,662
当期変動額		
自己株式の処分	－	1
自己株式の消却	－	△ 1
当期変動額合計	－	－
当期末残高	45,662	45,662
利益剰余金		
当期首残高	△ 2,991	△ 3,161
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	2,100	△ 16,359
自己株式の処分	△ 11	－
自己株式の消却	－	△ 162
土地再評価差額金の取崩	△ 2,259	0
当期変動額合計	△ 169	△ 16,521
当期末残高	△ 3,161	△ 19,682
自己株式		
当期首残高	△ 204	△ 184
当期変動額		
自己株式の取得	△ 13	△ 3
自己株式の処分	33	23
自己株式の消却	－	164
当期変動額合計	20	184
当期末残高	△ 184	－
株主資本合計		
当期首残高	98,448	98,298
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	2,100	△ 16,359
自己株式の取得	△ 13	△ 3
自己株式の処分	22	25
土地再評価差額金の取崩	△ 2,259	0
当期変動額合計	△ 149	△ 16,337
当期末残高	98,298	81,961

（単位：百万円）

科　目	前連結会計年度 （平成22年4月　1日から 平成23年3月31日まで） 金　額	当連結会計年度 （平成23年4月　1日から 平成24年3月31日まで） 金　額
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	27,665	12,031
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 15,633	5,941
当期変動額合計	△ 15,633	5,941
当期末残高	12,031	17,972
土地再評価差額金		
当期首残高	△ 11,908	△ 9,649
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,259	360
当期変動額合計	2,259	360
当期末残高	△ 9,649	△ 9,288
為替換算調整勘定		
当期首残高	△ 3,917	△ 4,865
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 948	△ 384
当期変動額合計	△ 948	△ 384
当期末残高	△ 4,865	△ 5,250
新株予約権		
当期首残高	584	139
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 445	△ 139
当期変動額合計	△ 445	△ 139
当期末残高	139	－
純資産合計		
当期首残高	110,871	95,954
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（△）	2,100	△ 16,359
自己株式の取得	△ 13	△ 3
自己株式の処分	22	25
土地再評価差額金の取崩	△ 2,259	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 14,767	5,777
当期変動額合計	△ 14,917	△ 10,559
当期末残高	95,954	85,394

[当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の注記事項]

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式				
普通株式	700,239	－	700,239	－
Ａ種種類株式	－	121,000	－	121,000
Ｂ種種類株式	－	700,239	700,239	－
合　計	700,239	821,239	1,400,478	121,000
自己株式				
普通株式	727	699,605	700,333	－
Ｂ種種類株式	－	700,239	700,239	－
合　計	727	1,399,845	1,400,572	－

（変動事由の概要）
発行済株式のうち普通株式の減少は、Ｂ種種類株式への名称変更によるものであります。発行済株式のうちＡ種種類株式の増加は、新株の発行によるものであります。
発行済株式のうちＢ種種類株式の増加は、普通株式からの名称変更によるものであります。
発行済株式のうちＢ種種類株式の減少は、消却によるものであります。
自己株式のうち普通株式の減少の主なものは、Ｂ種種類株式への名称変更によるものであります。
自己株式のうちＢ種種類株式の増加は、普通株式からの名称変更によるものであります。自己株式のうちＢ種種類株式の減少は、消却によるものであります。

2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

該当事項はありません。

（5）連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項（平成 23 年度）

1．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社数　3 社

富士生命保険株式会社
American Fuji Fire & Marine Insurance Company
Fuji International Insurance Company Limited

（2）非連結子会社

主な非連結子会社は富士損害サービス株式会社であります。

非連結子会社については、総資産、売上高（経常収益）、当期純損益（持分に見合う額）、及び利益剰余金（持分に見合う額）等の観点からみて、いずれも小規模であり、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社については、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

富士生命保険株式会社を除く、連結子会社の決算日は 12 月 31 日であり、同日現在の決算財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計処理基準に関する事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的の債券の評価は、償却原価法によっております。

②子会社株式及び関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

③「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第 21 号　平成 12 年 11 月 16 日）に基づく責任準備金対応債券の評価は、移

動平均法による償却原価法（定額法）によっております。また、責任準備金対応債券に関連するリスク管理方針の概要は次のとおりであります。富士生命保険株式会社において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために、保険商品の特性に応じて「5 年ごと利差配当資産」及び「一般資産」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針を採っております。デュレーション・マッチングの有効性については定期的に検証を行っております。なお、責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額は、4,492 百万円、時価は 4,503 百万円であります。

（追加情報）

当連結会計年度より、ALM の更なる推進に向けて、責任準備金対応債券を設定しております。

④その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

⑤その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

⑥運用目的及び満期保有目的のいずれにも該当しない有価証券の保有を目的とする金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、その他有価証券と同じ方法によっております。

⑦在外連結子会社の保有する有価証券の評価は、主に時価法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

当社及び国内連結子会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法によっております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物　15 年～ 50 年

その他　　4 年～　6 年

在外連結子会社の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

当社及び国内連結子会社の無形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。

当社及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、零としております。

(4) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てております。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産査定規程に定める実施部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 214 百万円であります。

②投資損失引当金

資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる者

が発行する有価証券について、将来発生する可能性のある損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

④役員退職慰労引当金

取締役等の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

⑤賞与引当金

従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

⑥価格変動準備金

株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

(7) 重要なリース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

外貨建債券に係る為替変動リスクをヘッジする目的で実施する為替予約取引について時価ヘッジを適用しております。また、株式に係る価格変動リスクをヘッジする目的で実施する株式先渡取引について時価ヘッジを適用しております。

なお、ヘッジの有効性については、原則としてヘッジ開始時点から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があることが明らかな場合には、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは発生しておりません。

(10) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が 3 ヶ月以内の定期預金等の短資資金からなっております。

（6）追加情報（平成２３年度）

（「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号　平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号　平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

（7）金融商品関係（平成 23 年度）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、社会性、公共性の高い損害保険及び生命保険を中心とした事業を行っております。これらの保険契約の性格を十分に把握し、将来の保険金や給付金支払いの備えとしての保険契約準備金に見合う金融商品を選別して資産運用を行っております。

金融商品を含めた資産運用への取組方針は、「資産運用基本規程」等に定めております。法令順守、社会的責任、経営の安定といった理念を徹底すべく、必要に応じ改訂を加えております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融商品は、主として株式、国内債券、外国債券、投資信託などの有価証券やデリバティブ、貸付金及び借入金等の金銭債権債務があります。

これらの金融商品は、金利、株価、為替などの市場の変動によって価値が減少し損失を被るリスクすなわち「市場関連リスク」や、それぞれの発行体や貸付先、取引の相手先などの信用供与先の財務状況の悪化などにより、元利金の支払いが遅延、回収不能となり損失を被るリスクすなわち「信用リスク」を内包しております。また、市場の混乱等により保有する金融商品が市場で取引できなかったり、適正な価格で取引できなかったりするリスクすなわち「流動性リスク」を内包しております。なお、これらのリスクに対するヘッジを主な目的として、金利や株価指数、為替に対する先物取引、先渡取引、オプション取引等のデリバティブ取引を行い、ヘッジ会計を適用しているものもあります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

金融商品を含む資産の運用リスクに対しては、リスク管理基本方針やリスク管理体制、具体的な管理手法について、「資産運用リスク管理方針」等に定め、経営の健全性維持、安定的な資産運用収益の確保を図ることとしております。

リスク管理体制については、資産運用担当部門（フロント部門）、事務管理部門（バック部門）、リスク管理部門（ミドル部門）をそれぞれ独立させ、牽制機能が働く体制としております。資産運用リスクの状況について、経営層を含む ERM 委員会にて毎月協議を行い、迅速に対応できる体制としております。更に、経営会議、取締役会では、定期的なモニタリングを通じてリスク管理体制面も含めたリスク管理態勢の整備に努めております。

リスク管理手法については、定性的管理と定量的管理からアプローチを行っております。定性的管理は、資産運用リスクに対する運用ルールなどを含む諸規程を定め、その遵守状況の検証などを行っております。一方、定量的管理は、保有する金融商品に対して、統一的な尺度〔信頼区間 99%、保有期間 1 年〕によって、リスク特性毎の相関を考慮した統合化計算により、バリュー・アット・リスク（以下、「ＶＡＲ」）を計測しております。このＶＡＲに対して、許容出来るリスク量としてのリスクリミットやアラームポイントを定め、その遵守状況の管理などを行っております。

①市場関連リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

金利リスクについては、国内金利や外国金利の市場金利の変化によって価値が変動する国内債券や外国債券等の金融商品、及び将来の保険金支払いのための準備金として積み立てている保険負債も含めて、その金利感応度であるベーシス・ポイント・バリュー（ＢＰＶ）を算出し、市場金利の変動率（ボラティリティ）を活用してＶＡＲを計測しております。

なお、これらのリスクに対しては、積立保険の状況も含め、資産負債の統合的管理を目的にＡＬＭ（アセット・ライアビリティ・マネジメント）として管理を行う体制も構築しております。

（ⅱ）価格変動リスクの管理

価格変動リスクについては、国内外の経済情勢等によって価値が変動する株式や投資信託等の金融商品に対して、日経平均株価指数等の市場インデックスに対する感応度（ベータ値）を算出し、市場インデックスの変動率を活用してＶＡＲを計測しております。

なお、非上場株式、投資信託など市場流動性の劣る金融商品への投資に対しては、リスク管理部門による事前審査を行うなど、より慎重な投資スタンスとしております。

（ⅲ）為替リスクの管理

為替リスクについては、ドルやユーロなどの為替レートの変化によって円ベースでの価値が変動す

る外国債券や外国投信等の金融商品に対して、為替に対する感応度を通貨ごとに算出し、為替レートの変動率を活用してＶＡＲを計測しております。

なお、為替予約及び通貨オプション等のデリバティブ取引を活用して、ヘッジ会計の適用を行う場合があります。

②信用リスクの管理

信用リスクについては、発行体や貸付先に対して、当社の内部基準による信用格付水準毎に分類し、予想倒産確率を用いたモンテカルロシミュレーションを行い、ＶＡＲを計測しております。

なお、信用リスク低減への取組みとして、事前審査体制の強化や、保証や担保の設定、信用情報管理、問題債権への対応強化などを行っております。

③流動性リスクの管理

流動性リスクについては、巨大災害等の発生に伴う支払保険金の増加などに備え、あるいは対処するという資金繰り管理の側面と、保有する金融商品が経済情勢や市場環境の変化によって適正な価格で取引できなくなることを防止するという市場流動性管理の側面があります。

資金繰り管理の面では、資金繰り管理部門が、日々、及び中長期の資金繰りを実施し、リスク管理部門による定期的な検証を実施することで牽制機能を確保しております。

また、市場流動性管理の面では、換金性に優れた金融商品を一定比率保有することで資金繰り破綻の回避を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成 24 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注 2) 参照)。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預貯金	24,448	24,448	－
(2) 金銭の信託	193	193	－
(3) 有価証券			
①満期保有目的の債券	165,892	176,306	10,414
②責任準備金対応債券	4,492	4,503	11
③その他有価証券	746,975	746,975	－
(4) 貸付金	39,851		
貸倒引当金 (*1)	△ 4,075		
	35,776	35,995	219
資産計	977,778	988,423	10,645
デリバティブ取引 (*2)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	38	38	－
デリバティブ取引計	38	38	－

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預貯金、（2）金銭の信託

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっております。

また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっております。

（4）貸付金

貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。なお、貸付金のうち貸付額を担保資産の範囲内に限定しているものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

①ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

②ヘッジ会計が適用されているもの

為替予約取引の時価の算定方法には、先物為替相場を使用しております。また、株式先渡取引の時価の算定方法には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「資産（3）③その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区　分	連結貸借対照表計上額
①非上場株式（*1）	3,439
②組合出資金（*2）	1,210
③投資信託（*3）	1,063
合　計	5,714

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。なお、非上場株式には、非連結子会社株式及び関連会社株式が含まれております。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（*3）投資信託のうち、主に非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超 10 年以内	10 年超
預貯金	24,392	−	−	−
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	−	1,500	22,300	140,500
責任準備金対応債券				
国債	−	−	−	4,400
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	78,300	208,800	69,700	117,600
社債	26,591	80,350	41,800	1,500
外国証券	14,507	13,402	4,476	217
その他	297	547	331	−
貸付金 (*1)	22,273	6,565	10,137	280
合　計	166,362	311,167	148,745	264,498

(*1) 貸付金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない 594 百万円は含めておりません。

(8) 有価証券関係

①売買目的有価証券

該当事項はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類		前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成24年3月31日現在)		
		連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	108,982	113,531	4,549	161,952	172,412	10,459
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	34,351	33,602	△ 749	3,939	3,893	△ 45
合計		143,333	147,133	3,800	165,892	176,306	10,414

③責任準備金対応債券

(単位：百万円)

種類		前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成24年3月31日現在)		
		連結貸借対照表計上額	時価	差額	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	－	－	－	4,492	4,503	11
合計		－	－	－	4,492	4,503	11

④その他有価証券

(単位：百万円)

種類		前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)			当連結会計年度 (平成24年3月31日現在)		
		連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	379,319	371,193	8,125	555,059	541,926	13,132
	株式	21,140	13,005	8,135	25,697	15,822	9,875
	外国証券	66,410	65,477	933	19,140	18,745	394
	その他	24,977	19,452	5,525	21,045	17,410	3,634
	小計	491,848	469,128	22,719	620,942	593,905	27,037
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	100,283	102,741	△ 2,458	88,933	89,442	△ 508
	株式	9,369	10,092	△ 723	8,133	8,644	△ 511
	外国証券	76,073	76,895	△ 822	19,939	20,120	△ 180
	その他	8,091	8,630	△ 539	9,026	9,599	△ 573
	小計	193,816	198,359	△ 4,543	126,032	127,806	△ 1,773
合計		685,664	667,488	18,176	746,975	721,711	25,263

(注)

前連結会計年度 (平成23年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成24年3月31日現在)
1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額24,977百万円、取得原価19,452万円、差額5,525百万円）であります。 3. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額8,085万円、取得原価8,622百万円、差額△537百万円）であります。	1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は、上表に含めておりません。 2. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもののうち「その他」は投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額21,045百万円、取得原価17,410万円、差額3,634百万円）であります。 3. 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののうち「その他」の主なものは投資信託受益証券（連結貸借対照表計上額9,020万円、取得原価9,593百万円、差額△573百万円）であります。

⑤当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

種類	前連結会計年度 （平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）			当連結会計年度 （平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）		
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	151,011	3,665	26	117,689	992	310
株式	17,090	3,629	1,211	1,299	371	126
外国証券	14,974	3,359	－	111,213	7,767	49
その他	65,306	15,039	228	4,561	573	297
合計	248,382	25,693	1,467	234,765	9,704	783

⑥当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 （平成23年3月31日現在）	当連結会計年度 （平成24年3月31日現在）
当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて682百万円（うち、株式682百万円）、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて54百万円（うち、株式54百万円）減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。	当連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて76百万円（うち、株式74百万円、その他2百万円）、その他有価証券で時価を把握することが極めて困難と認められるものについて138百万円（うち、株式65百万円、外国証券72百万円）減損処理を行っております。なお、時価のある有価証券の減損にあたっては、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて30%以上下落した銘柄すべてを対象としております。

(9) 金銭の信託関係

①運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

③運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託

該当事項はありません。

(注)

前連結会計年度 (平成 23 年 3 月 31 日現在)	当連結会計年度 (平成 24 年 3 月 31 日現在)
上記のほか取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が 212 百万円あります。	上記のほか取得原価をもって連結貸借対照表に計上している合同運用の金銭の信託が 193 百万円あります。

(10) デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(平成 23 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成 24 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成 23 年 3 月 31 日)

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち 1 年超 (百万円)	時　価 (百万円)
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル	その他有価証券	64,112	−	△ 1,046
	ユーロ		28,526	−	△ 1,195
合　計			−	−	△ 2,241

(注) 時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

当連結会計年度(平成 24 年 3 月 31 日)

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち 1 年超 (百万円)	時　価 (百万円)
時価ヘッジ	為替予約取引 売建 米ドル	その他有価証券	767	−	△ 61
合　計			−	−	△ 61

(注) 時価の算定には、先物為替相場を使用しております。

(2) 株式関連

前連結会計年度（平成 23 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち 1 年超（百万円）	時　価（百万円）
時価ヘッジ	為替予約取引 売建	その他有価証券	2,252	－	△ 101
合　計			－	－	△ 101

（注）時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

当連結会計年度（平成 24 年 3 月 31 日）

ヘッジ会計の方法	種　類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	うち 1 年超（百万円）	時　価（百万円）
時価ヘッジ	為替予約取引 売建	その他有価証券	4,290	—	99
合　計			—	—	99

（注）時価の算定には、取引先の金融機関から提示された価格を使用しております。

（11）資産除去債務関係

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要
   主に、オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法
   不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務については、使用見込期間を取得から 8 年又は 15 年と見積もり、割引率は 1.80%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

（単位：百万円）

	前連結会計年度（平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで）	当連結会計年度（平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで）
期首残高（注）	306	308
有形固定資産の取得に伴う増加額	0	135
時の経過による調整額	4	4
資産除去債務の履行による減少額	△ 3	△ 10
その他増減額	—	—
期末残高	308	437

（注）前連結会計年度の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第 18 号平成 20 年 3 月 31 日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 21 号　平成 20 年 3 月 31 日）を適用したことによる残高であります。

（12）賃貸等不動産関係

1．当社グループでは、全国主要都市を中心に賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで）	当連結会計年度 （平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで）
連結貸借対照表計上額		
期首残高	11,967	11,705
期中増減額	△ 261	△ 47
期末残高	11,705	11,658
期末時価	9,277	8,737

（注）1．連結貸借対照表計上額及び期末時価は、当社及び連結子会社の使用部分を控除した金額であります。なお、当該控除金額は使用面積により按分して算出しております。
2．連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
3．期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は賃貸用不動産への振替（972 百万円）であり、主な減少額は売却（881 百万円）であります。また、当連結会計年度の主な増加額は賃貸用不動産への振替（333 百万円）であり、主な減少額は減価償却費（405 百万円）であります。
4．期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については路線価評価額等に基づく金額であります。

2．賃貸等不動産に関する損益は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （平成 22 年 4 月 1 日から 平成 23 年 3 月 31 日まで）	当連結会計年度 （平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで）
賃貸収益	1,254	1,320
賃貸費用	952	921
差額	302	398
その他（売却損益等）	△ 475	△ 1

（注）賃貸収益は「利息及び配当金収入」に、賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は「営業費及び一般管理費」に計上しております。また、その他は売却損益及び減損損失であり、「特別利益」又は「特別損失」に計上しております。

2. リスク管理債権（連結）

（単位：百万円）

区　分 ＼ 連結会計年度	前連結会計年度 （平成 23 年 3 月 31 日現在）	当連結会計年度 （平成 24 年 3 月 31 日現在）
破綻先債権額	9	－
延滞債権額	661	602
3 ヵ月以上延滞債権額	－	－
貸付条件緩和債権額	3,923	3,632
合　計	4,594	4,235
貸付金残高に対する比率	8.7%	10.6%
(参考) 貸付金残高	52,652	39,851

（注）各債権の意義は次のとおりであります。

（1）破綻先債権

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令に定める一定の事由が生じているものであります。

（2）延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものであります。

（3）3 ヵ月以上延滞債権

3 ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

（4）貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

3. 保険会社及びその子会社等に係る保険金等の支払能力の充実の状況

（単位：百万円）

区　分 ＼ 年　度	平成 23 年度
（A）連結ソルベンシー・マージン総額	218,184
資本金又は基金等	81,961
価格変動準備金	1,285
危険準備金	2,368
異常危険準備金	94,711
一般貸倒引当金	3,529
その他有価証券の評価差額（税効果控除前）	22,655
土地の含み損益	△ 12,991
保険料積立金等余剰部分	17,175
負債性資本調達手段等	7,500
保険料積立金等余剰部分及び 負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	－
少額短期保険業者に係るマージン総額	－
控除項目	342
その他	331
（B）連結リスク合計額 $\sqrt{(\sqrt{(R_1^2 + R_2^2)} + R_3 + R_4)^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2} + R_8 + R_9$	70,978
損害保険契約の一般保険リスク（R_1）	23,495
生命保険契約の保険リスク（R_2）	1,295
第三分野保険の保険リスク（R_3）	481
少額短期保険業者の保険リスク（R_4）	－
予定利率リスク（R_5）	4,771
生命保険契約の最低保証リスク（R_6）	－
資産運用リスク（R_7）	22,917
経営管理リスク（R_8）	2,542
損害保険契約の巨大災害リスク（R_9）	31,784
連結ソルベンシー・マージン比率［(A)／{(B)×1／2}］×100	614.7%

（注）「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第 86 条の 2（連結ソルベンシー・マージン）及び第 88 条（連結リスク）並びに平成 23 年金融庁告示第 23 号の規定に基づいて算出された比率であります。

【連結ソルベンシー・マージン比率の説明文】

・当社は損害保険事業を営むとともに、グループ子会社等において損害保険事業や生命保険事業を営んでおります。
・損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「連結ソルベンシー・マージン比率」であります。連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、連結財務諸表の取扱いと同一であります。

「通常の予測を超える危険」

保険引受上の危険（＊1）、予定利率上の危険（＊2）、最低保証上の危険（＊3）、資産運用上の危険（＊4）、経営管理上の危険（＊5）、巨大災害に係る危険（＊6）の総額

＊1	保険引受上の危険（損害保険契約の一般保険リスク、生命保険契約の保険リスク、第三分野保険の保険リスク）	：保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く）
＊2	予定利率上の危険（予定利率リスク）	：積立型保険や生命保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
＊3	最低保証上の危険（生命保険契約の最低保証リスク）	：変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
＊4	資産運用上の危険（資産運用リスク）	：保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
＊5	経営管理上の危険（経営管理リスク）	：業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記＊1～＊4及び＊6以外のもの
＊6	巨大災害に係る危険（巨大災害リスク）	：通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害（関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害）により発生し得る危険

「当社およびその子会社等が保有している資本金・準備金等の支払余力」

当社及びその子会社等の純資産（剰余金処分額を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、国内の土地の含み損益等の総額

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が２００％以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

4. 連結決算セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	計	消　去	連　結
Ⅰ　経常収益及び経常損益					
経常収益					
（1）外部顧客に対する経常収益	339,046	72,287	411,334	(15,321)	396,012
（2）セグメント間の内部経常収益	2,296	△ 407	1,888	(1,888)	－
計	341,343	71,879	413,222	(17,209)	396,012
経常費用	326,406	76,240	402,646	(17,211)	385,435
経常利益又は経常損失（△）	14,936	△ 4,360	10,575	1	10,577
Ⅱ　資産・減価償却費・減損損失及び資本的支出					
資産	919,524	258,838	1,178,363	(10,404)	1,167,958
減価償却費	2,076	26	2,103	(1)	2,101
減損損失	0	－	0	－	0
資本的支出	1,331	82	1,413	－	1,413

（注）1. 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
2. 各事業区分の主要な事業内容
損害保険事業 …… 損害保険引受業務及び資産運用業務　　生命保険事業 …… 生命保険引受業務及び資産運用業務
3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、損害保険事業セグメントに係る経常収益のうちの責任準備金戻入額を連結損益計算書上は経常費用のうちの責任準備金等繰入額に含めて表示したことによる振替額であります。

当連結会計年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

（単位：百万円）

	損害保険事業	生命保険事業	計	消　去	連　結
Ⅰ　経常収益及び経常損益					
経常収益					
（1）外部顧客に対する経常収益	348,320	52,054	400,374	(29,227)	371,147
（2）セグメント間の内部経常収益	2,656	△ 577	2,079	(2,079)	－
計	350,976	51,477	402,454	(31,307)	371,147
経常費用	346,483	52,997	399,481	(31,308)	368,173
経常利益又は経常損失（△）	4,492	△ 1,520	2,972	1	2,973
Ⅱ　資産・減価償却費・減損損失及び資本的支出					
資産	858,696	291,382	1,150,079	(13,567)	1,136,511
減価償却費	2,005	35	2,040	(1)	2,039
減損損失	1	－	1	－	1
資本的支出	1,140	105	1,245	－	1,245

（注）1. 事業区分は、提出会社及び連結子会社における業務の実態を勘案して区分しております。
2. 各事業区分の主要な事業内容
損害保険事業 …… 損害保険引受業務及び資産運用業務　　生命保険事業 …… 生命保険引受業務及び資産運用業務
3. 当連結会計年度における外部顧客に対する経常収益の消去欄の金額のうち主なものは、生命保険事業セグメントに係る経常費用のうちの責任準備金繰入額を連結損益計算書上は経常収益のうちの責任準備金等戻入額に含めて表示したことによる振替額であります。

2. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90％を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

同上

３．海外売上高

前連結会計年度（平成22年４月１日から平成23年３月31日まで）

海外売上高（経常収益）が、連結売上高（経常収益）の10％未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当連結会計年度（平成23年４月１日から平成24年３月31日まで）

同上

5. その他

1. 連結財務諸表についての会計監査人の監査報告

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。また、保険業法第110条第2項の規定に基づき作成された当連結会計年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の連結財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しております。

2. 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社の平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表及び連結財務諸表の適正性、並びに財務諸表及び連結財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社代表取締役社長兼CEOが確認しております。

1. 当社の沿革

当社は大正７年一般家庭への保険普及を目的に、簡易火災保険を専業として関西の有力財界人によって設立された「日本簡易火災保険株式会社」が、その前身です。

昭和16年、「常磐簡易火災保険株式会社」を吸収合併し、その後、普通火災、海上、運送等の一般保険事業を営むに至り、昭和24年、社名を現在の「富士火災海上保険株式会社」に改め、総合的な損害保険会社へと飛躍を遂げました。

昭和40年代には、自動車の興隆に注目し、月掛自動車保険を開発、自動車保険普及の一翼を担いました。また、昭和43年に長期総合保険を発売し、「貯蓄志向の高い国民性に合致した商品」との位置付けで、販売実績業界第１位を達成するなど、当社の経営基盤の拡大に努めてまいりました。

一方、この時期に事務の機械化にも着手し、昭和44年には大型コンピュータを導入、昭和60年には総合オンラインシステムFINESⅢが完成し、事務処理の軽減とお客さまサービスの飛躍的な充実を実現いたしました。

「お客さま第一主義」の経営方針のもと、平成３年４月には、大阪、東京２本社体制とし、より密度の濃い営業展開を図れる体制といたしました。平成８年、保険業法改正を受け、同年８月、生命保険子会社「富士生命保険株式会社」を設立、10月から営業を開始し、生損保総合販売体制をスタートさせました。平成９年には、保険に関するご相談を平日の時間外や土日祝日もフリーダイヤルでお受けする「富士火災お客さまセンター」を設立し、お客さまサービスの一層の充実に努めています。平成12年７月には、これまで以上に良質の商品・サービスをお客さまにご提供することを目的に、AIU保険会社との包括的業務提携を実施いたしました。平成14年２月、信用力強化と強固な経営体質の実現を目的として、オリックスならびにAIGグループによる資本参加と経営参画について基本合意を行い、３月に最終的な出資契約を締結いたしました。平成16年４月、保険金のお支払いに関するサービス体制の充実のため、24時間365日の対応窓口「セイフティ24サービスセンター（現在のセイフティ24コンタクトセンター）」を新設し、お客さま視点での顧客サービスの拡充に努めています。平成17年９月、国際規格の品質基準である「ISO9001（2000年版）」の認証を全損害サービス組織において取得し、損害サービスの品質維持のしくみを確立しました。平成18年２月より自動車保険「ベリエスト」のご契約者に対し事故受付後、「“１時間以内”初期対応状況お知らせコール（安心コール１）」を開始、平成19年３月「移動式損害サービスオフィス」によるサービスを開始、10月には女性による女性のための医療・健康サポートサービス「富士火災フローラクラブ」を立ち上げ、お客さまの視点でのサービス提供に努めています。業務運営面では、契約事務の集中化による事務処理品質の均質化・効率化の向上、事務処理リスクの低減の実現に向けて、平成18年12月から愛媛県松山市の「中央営業事務センター」の業務を開始しました。平成20年12月と平成21年１月は、AIGグループ企業を割当先とする第三者割当増資を実施、その後平成22年３月にチャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクを割当先とした第三者割当増資を実施し、財務基盤を拡充しました。平成23年9月にはAIG/チャーティス・グループの完全子会社となり、グローバルな経営資源、保険引受のノウハウなどを活かし、より最適な保険やサービスをお客さまへ提供してまいります。

当 社 の 系 譜

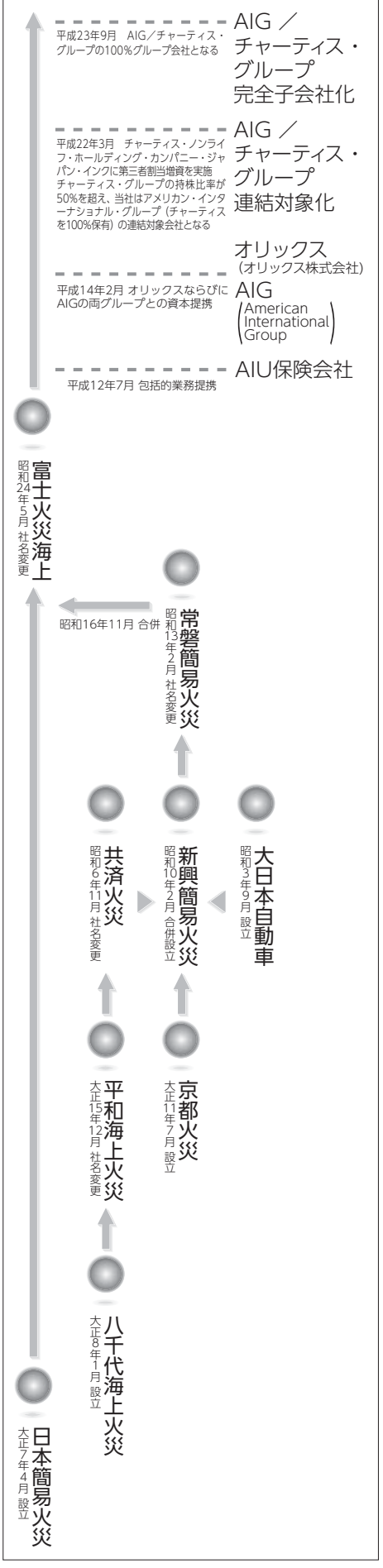

主な出来事

大　正

7年（1918）　4月　当社前身日本簡易火災保険株式会社設立

昭　和

16年（1941）　11月　常磐簡易火災保険株式会社を吸収合併

19年（1944）　8月　普通火災保険を発売

24年（1949）　3月　運送保険を発売

5月　社名を富士火災海上保険株式会社に変更

11月　海上保険を発売

27年（1952）　12月　自動車保険を発売

28年（1953）　3月　傷害保険を発売

9月　大阪証券取引所上場

30年（1955）　12月　自賠責保険を発売

34年（1959）　3月　月掛火災保険認可

35年（1960）　12月　住宅総合保険認可

36年（1961）　10月　東京証券取引所上場

37年（1962）　5月　月掛住宅保険、月掛商工保険認可

7月　賠償責任保険を発売

11月　動産総合保険を発売

41年（1966）　6月　地震保険を発売

42年（1967）　8月　月掛自動車保険（6回払）認可

11月　交通事故傷害保険を発売

43年（1968）　7月　長期総合保険を発売

11月　団地保険・月掛団地保険を発売

44年（1969）　11月　月掛自動車保険（12回払）を発売

45年（1970）　6月　茨木研修センター・事務センター竣工

47年（1972）　5月　訪中使節団を派遣し、中国との再保険取引開始

11月　ロンドン事務所開設

48年（1973）　7月　ファミリー交通傷害保険を発売

11月　住宅火災保険を発売

49年（1974）　3月　家庭用自動車保険（対人示談交渉つき）を発売

6月　オランダ現地元受営業免許取得

50年（1975）　1月　積立ファミリー交通傷害保険を発売

5月　英国現地法人富士火災（U.K.）社設立（ロンドン）

7月　富士火災損害調査（株）を設立

10月　価額協定保険（火災）を発売

51年（1976）　1月　自家用自動車保険(PAP)を発売

シカゴ事務所開設

55年（1980）　8月　シンガポール事務所開設

56年（1981）　10月　米国現地法人富士火災アメリカ社設立（シカゴ）

57年（1982）　10月　自家用自動車総合保険（SAP）を発売

11月　オンラインシステムFINES稼働

12月　家族傷害保険を発売

58年（1983）　7月　パッケージ・ポリシーを発売

10月　積立保険の契約者貸付制度導入

59年（1984）　8月　西ドイツで富士火災（U.K.）社が元受営業開始

10月　積立団地保険を発売

60年（1985）　3月　積立家財総合保険を発売

6月　積立女性保険「EVE」を発売

7月　部門別総合オンラインシステムFINESⅢ稼働

61年（1986）　4月　医療費用保険を発売

5月　ニューヨーク事務所開設

7月　ルクセンブルグに富士火災インベストメント社を設立

10月　ロスアンジェルス事務所開設

11月　積立家族、積立普通傷害保険を発売

62年（1987）　1月　第1回無担保転換社債発行（100億円）

2月　ファミリースポーツ総合保険を発売

7月　新営業オンライン稼働

63年（1988）　1月　（積立）こども総合保険を発売

3月　1993年満期分離型米貨建新株引受権付社債発行（1億1000万米ドル）

4月　財形（貯蓄、年金、住宅）傷害保険を発売

9月　香港事務所開設

平　成

元年（1989）　3月　「夜間休日事故受付フリーダイヤルサービス」開始

富士火災アメリカ社の社名をアメリカン富士社に変更

4月　デュッセルドルフ事務所開設

バンコク事務所開設

国債窓販業務開始

5月　無償新株式発行

10月　介護費用保険を発売

2年 (1990)
1月 富士火災（U.K.）社の社名を富士インターナショナル社に変更

2月 第1回無担保新株引受権付社債発行(200億円)

4月 介護関連サービス「けんこう・くらぶ」サービスをスタート

「国際花と緑の博覧会」へ出展

「資産運用システムACE」運用開始

6月 緊急帰国費用保険を発売

「富士火災ワールドデスク」開始

9月 商店会総合保険を発売

10月 積立介護費用保険を発売

3年 (1991)
4月 東京本社を設け大阪・東京二本社制へ

6月 インドネシア・リッポグループと提携

4年 (1992)
4月 富士火災セイフティダイヤル（株）を設立

富士火災営業サービス（株）を設立

5月 多摩研修センター・防災トレーニングセンター開設

10月 クアラルンプール事務所開設

ジャカルタ事務所開設

11月 年金払積立傷害保険を発売

5年 (1993)
7月 創立75周年記念事業展開

6年 (1994)
7月 ベトナム国営保険会社バオベト社と業務提携

11月 国内コマーシャルペーパーを発行

7年 (1995)
4月 上海事務所開設

5月 富士火災物流センター完成

8年 (1996)
8月 富士生命保険（株）を設立

第2回無担保転換社債発行（250億円）

10月 富士生命保険（株）営業開始

9年 (1997)
9月 ニュー・インディア保険会社（インド）と業務提携

12月 富士火災サポートセンター設立

10年 (1998)
2月「新損害調査システム」全面稼働

5月 創立80周年記念商品「ハッピーサポーター」を発売

11年 (1999)
4月 オールインワン型独自商品「月掛生活総合保険」を発売

12年 (2000)
4月 ロードサービス付自動車保険「たすCarる」を発売

5月 傷害総合保険「未来スケッチ」を発売

7月 AIU保険会社と包括的業務提携

9月 積立傷害総合保険「積立未来スケッチ」を発売

12月 グループ傷害保険「経営安心部長」を発売

13年 (2001)
6月 賃貸住宅総合保険「ライフパートナーα（アルファ）」を発売

8月 第三分野解禁第1弾商品として「医療保険」を発売

14年 (2002)
2月 オリックスならびにAIGグループによる当社への資本参加について三社で基本合意

3月 ルクセンブルクの子会社富士火災インベストメント社を解散

オリックスならびにAIGとの出資契約を締結

オリックスならびにAIGを割当先とする第三者割当増資を行う

5月「オンライン事故報告システムサービス」の稼働

6月 家庭用火災総合保険「未来住まいる」発売

8月 ストック・オプション（新株予約権）を割当てストック・オプション（新株予約権）を発行

10月「事業総合保険」を発売

11月“あなたスタイルの自動車保険”家庭用総合自動車保険「FAP (Fuji Automobile Policy)」を発売

食品製造業者向け「総合環境衛生管理無料診断プログラム」を開発

15年 (2003)
4月 新型医療保険「医療保険DR」を発売

5月 事業総合保険「E☆ガード」を発売

7月「PA（プロフェッショナルアドバイザー）社員制度」を創設

富士火災テレマーケティングセンターを開設

「マンション管理安心保険」を発売

10月 損害サービス部門におけるISO9001の認証取得

12月「富士火災損害サービスパッケージ」をスタート

16年 (2004)
1月「みんなの健保（医療費用担保特約）」を発売

3月 建設事業基本特約条項付帯事業総合保険「工事王」を発売

4月「富士火災損害サービスパッケージ」の拠点セイフティ24サービスセンターを開設

グループ傷害保険「“新”経営安心部長」を発売

新型自動車保険「FAI」・「FAP NEO」を発売

9月 物流業者向けサービス「フジ ロジスティックス メンバーズ クラブ Fuji Logistics Members Club」を設置

10月 24時間365日の対応窓口セイフティ24サービスセンターを稼働

自動車損害賠償責任保険の共同システム「e-JIBAI(イージバイ)」の稼働

12月 「個人情報漏えい防止プログラム」を開発、提供開始

17年 (2005) 4月 AIG Greater China Ltd.と包括業務提携契約を締結

5月 満期返れい金付き医療保険「積立医療保険」を発売

6月 「ひとつ上を行く自動車保険“ベリエスト”」を発売

補償・サービス充実型自動車保険「ベリエスト」付帯サービスの拡充を図るため、「日本弁護士連合会」と協定を結ぶ

10月 自動車保険「ロードサービス」に「入退院サポートサービス」を導入、「社団法人 日本自動車連盟（JAF）」と提携しサービス内容拡充

自動車保険「緊急アシストサービス」に「福祉・介護タクシー紹介・手配」「お車搬送業者紹介・手配」を導入

18年 (2006) 2月 新損害サービス対応「安心コール1」を開始

9月 50歳からの傷害保険「シニアの救急箱」を発売

12月 愛媛県松山市の中央営業事務センターの業務開始

19年 (2007) 1月 来店型保険代理店の新ブランド「みんなの保険プラザ」に出資

3月 「移動式損害サービスオフィス」によるサービス開始

10月 女性による女性のための医療・健康サポートサービス「富士火災フローラクラブ」のサービス開始

音声ガイドによるわかりやすい海外旅行保険のオンライン契約サイトをオープン

20年 (2008) 2月 携帯電話による「賃貸入居者向け家財保険」の契約締結を実現した「らくトクねっと-Plus」を稼働

6月 創立90周年記念商品「かいけつサポーターズ」を発売

8月 “事故対応力に特化した”ドライバー想いの自動車保険「ミューズ」を発売

10月 海外旅行保険の法人顧客に業界初となる24時間365日対応の「海外安否確認」サービスを提供開始

11月 「CRMベストプラクティス賞」を受賞

12月 AIGグループ企業を割当先とする第三者割当増資を発表

針刺し事故による感染症を補償する「医療従事者災害補償プラン」を発売

次世代認定マーク「くるみん」を取得

21年 (2009) 2月 「富士事業強化プラン」を発表

インターネット上で“家庭用火災総合保険「未来住まいる」”の契約締結が可能なシステムを稼働

11月 がんの実費補償に重点を置いた医療保険みんなの健保「がんにも負けず」を発売

“補償の柔軟性”と“提案の簡便性”を備えた企業向け賠償責任保険「MVP」を発売

22年 (2010) 3月 チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インクを割当先とした第三者割当増資を実施

7月 自動車保険「フリート」ご契約者向け新サービス「社長“ホッと”コール」をスタート

12月 必要な補償を自由に選べる近年の医療事情に対応した実費補償型医療保険「みんなの健保2」を発売

23年 (2011) 2月 AIG/ チャーティス・グループによる完全子会社化を目的とした公開買付けの表明

7月 完全子会社化に向け、東証・大証上場廃止

8月 AIG/ チャーティス・グループの完全子会社となる。これに伴いガバナンス体制を監査役会設置会社に移行

24年 (2012) 3月 新しい労災リスクから企業を守る　業務災害総合補償保険「みんなの労災ガード」を発売

2. 当社の組織

（1）本社機構、営業・損害サービス機構

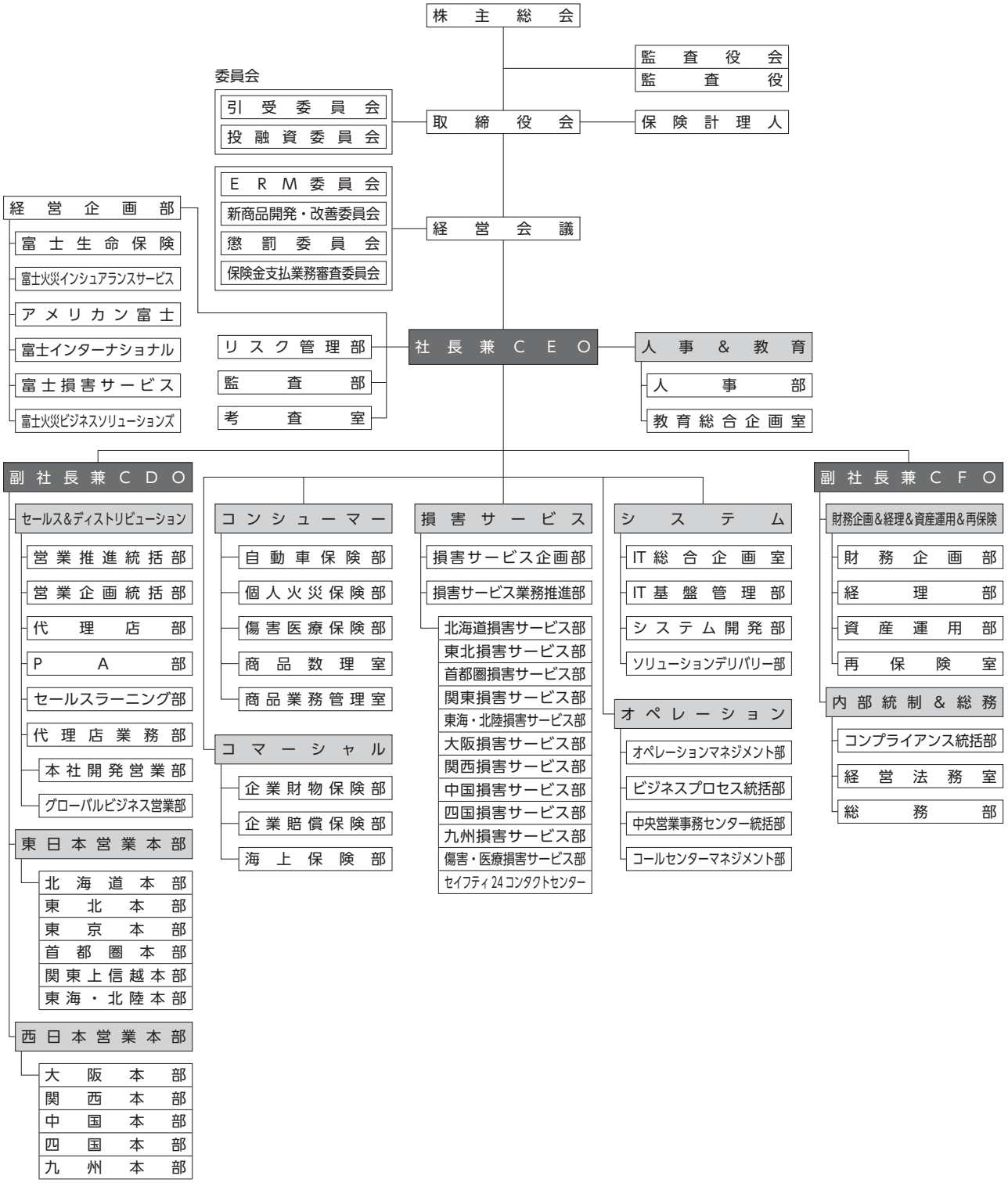

（2）国内ネットワーク

日本全国の主要都市に営業店舗や事故相談センター（サービスセンター）を配置し、地域に密着したきめ細やかな対応ができるよう努めています。

さらに、日中はもちろん平日の時間外や休日も保険に関するお問い合わせをフリーダイヤルでお受けする「お客さまセンター」や万一の事故のときのために24時間365日体制の「セイフティ24コンタクトセンター」を設置するなど、万全の体制を整えています。

合計（平成24年7月1日現在）

支店･センター･法人営業課	172
サービスセンター（コンタクトセンター含む）	109

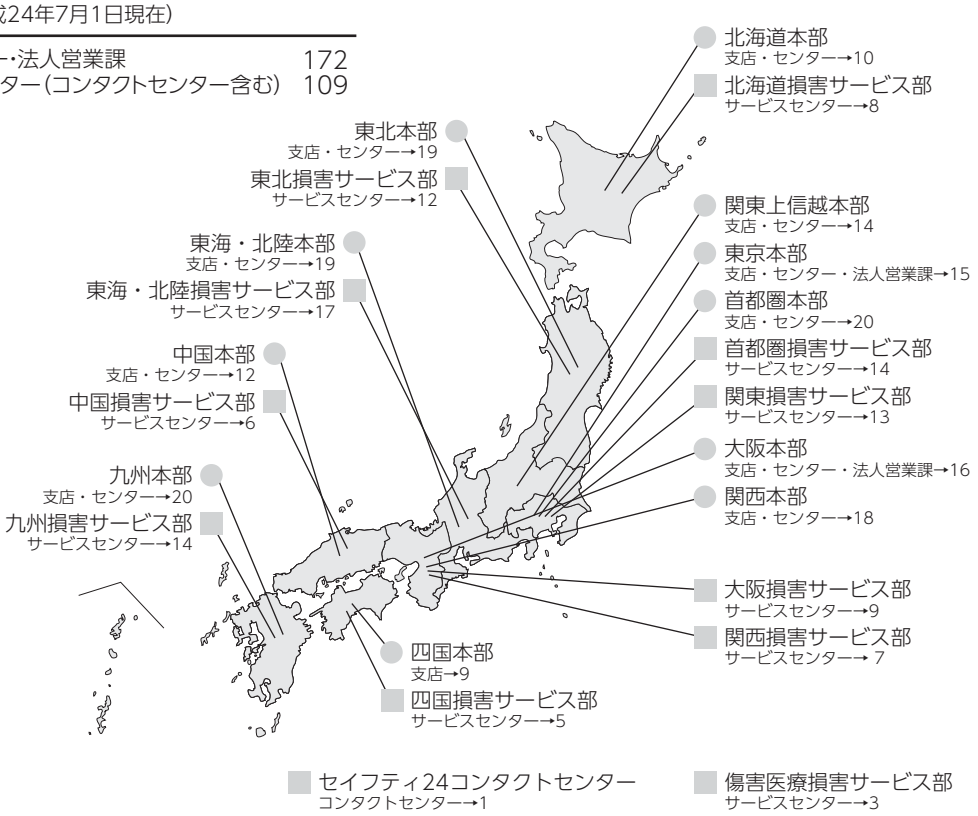

（3）海外ネットワーク

世界を安心と信頼で結ぶグローバルネットワーク

当社は以下のような海外拠点を設け、お客さまに対して保険情報や保険サービスをご提供しています。また、当社独自の拠点以外にも当社の親会社であるAIGおよびチャーティスのグローバルなネットワークを活用し、お客さまに対してサービスを提供できる体制にあります。

現地法人（２ヵ所）

（1）フジ・インターナショナル・インシュアランス・カンパニー・リミテッド（ロンドン）
Fuji International Insurance Co., Ltd.

（2）アメリカン・フジ・ファイアー・アンド・マリーン・インシュアランス・カンパニー（シカゴ）
American Fuji Fire & Marine Insurance Company

平成24年7月1日現在

3. 株主の状況

大株主の状況

氏名又は名称	住　所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー （常任代理人　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社）	米国・デラウェア （東京都墨田区錦糸 1 丁目 2-4）	55,000	45.45
チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク （常任代理人　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社）	米国・ニューヨーク （東京都墨田区錦糸 1 丁目 2-4）	47,000	38.84
チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社	東京都墨田区錦糸 1 丁目 2-4	19,000	15.71
計	－	121,000	100.00

4. 役員の状況

(1) 取締役・監査役の状況

(平成 24 年 6 月 22 日現在)

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	横山　隆美（よこやま　たかよし） (昭和27年12月18日生)	昭和51年 4月　AIU保険会社　入社 平成 2年 6月　同社　財務部部長 平成 3年 1月　同社　AVP財務部部長 平成 4年 8月　アメリカンホーム保険会社　日本における代表者 平成13年12月　AIU保険会社　日本における代表者 平成19年 1月　アメリカンホーム保険会社　日本における代表者 平成22年 4月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　エグゼクティブ・バイスプレジデント 平成22年 5月　当社　代表執行役社長兼COO 平成22年 6月　当社　取締役兼代表執行役社長兼COO 平成23年 9月　当社　代表取締役社長兼COO 平成23年10月　当社　代表取締役社長兼CEO（現任） 平成23年10月　富士生命保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成23年10月　富士火災インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤）（現任）
取締役	見瀬　清次（みせ　きよつぐ） (昭和32年12月16日生)	昭和56年 4月　当社　入社 平成14年 4月　当社　大阪法人営業本部金融法人営業部長 平成15年 3月　当社　営業本部金融企業法人部長 平成16年 2月　当社　営業本部金融企業法人部長兼金融開発推進室長 平成16年 4月　当社　営業本部法人営業統括部長 平成16年11月　当社　法人本部長 平成17年 4月　当社　法人営業本部副本部長 平成18年 4月　当社　金融法人本部長 平成19年 4月　富士生命保険株式会社　法人営業部長兼市場開発部長 平成20年 4月　同社　営業推進部長 平成20年10月　同社　取締役営業推進部長 平成21年 4月　同社　取締役 平成21年 7月　当社　営業役員法人営業本部長 平成21年 8月　当社　執行役法人営業本部長 平成21年 8月　富士マネジメントサービス株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成21年10月　当社　執行役法人営業本部長、企業部担当 平成22年 1月　当社　執行役法人本部長 平成23年 4月　当社　常務執行役、セールス＆マーケティング担当 平成23年 4月　富士生命保険株式会社　取締役（非常勤） 平成23年 6月　富士火災インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成23年 9月　当社　取締役常務執行役員、セールス＆マーケティング担当 平成23年10月　当社　代表取締役副社長兼CDO、セールス＆ディストリビューション担当（現任）
取締役	首藤　透（しゅどう　とおる） (昭和34年6月25日生)	昭和57年 4月　日本長期信用銀行　入行 平成14年 2月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　企画開発本部部長 平成18年 7月　同社　統合プロジェクトマネジメント室　バイスプレジデント 平成21年 1月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社　プロジェクトマネジメント　バイスプレジデント 平成22年 3月　当社　執行役、資産運用部担当 平成22年 7月　当社　執行役、財務企画＆資産運用担当 平成22年11月　富士生命保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成23年 4月　当社　代表執行役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当 平成23年 6月　当社　取締役兼代表執行役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当 平成23年 9月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当、内部統制＆総務担当 平成23年10月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用担当 平成24年 4月　当社　代表取締役副社長兼CFO、財務企画＆経理＆資産運用＆再保険担当（現任）
取締役 (非常勤)	近藤　章（こんどう　あきら） (昭和20年2月2日生)	昭和42年 4月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）　入行 平成 9年 6月　同行　常務取締役 平成11年 4月　大和証券SBキャピタル・マーケッツ株式会社　代表取締役副社長 平成12年 4月　株式会社ブックワン　監査役 平成12年 5月　ソニー株式会社　執行役員専務 平成16年 7月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社　副会長 平成17年 6月　当社　取締役 平成17年11月　AIGジャパン・パートナーズ株式会社（現パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社）　社外取締役 平成21年 6月　当社　代表執行役社長兼CEO 平成21年 6月　当社　取締役兼代表執行役社長兼CEO、指名委員、報酬委員 平成22年 5月　当社　取締役兼代表執行役会長兼CEO、指名委員、報酬委員 平成22年 6月　当社　取締役兼代表執行役会長兼CEO、指名委員 平成22年 6月　富士生命保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　富士火災インシュアランスサービス株式会社　取締役（非常勤） 平成23年 9月　当社　代表取締役会長兼CEO 平成23年10月　当社　取締役（非常勤）（現任） 平成23年10月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　バイス・チェアマン（副会長）（現任） 平成24年 4月　株式会社国際協力銀行　取締役（非常勤）（現任）

（平成 24 年 6 月 22 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役 （非常勤）	**戸國（とくに）　靖器（せいき）** （昭和18年10月27日生）	昭和41年 4月　東京生命保険相互会社　入社 昭和47年10月　アメリカンライフインシュアランスカンパニージャパン（現メットライフアリコ）入社 平成 4年 7月　同社　プレジデントCEO　日本における代表者 平成12年10月　千代田生命保険相互会社　更生管財人 平成13年 4月　AIGスター生命保険株式会社　代表取締役社長 平成15年 8月　ジー・イー・エジソン生命保険株式会社　代表取締役会長 平成16年 1月　アメリカン・インターナショナル・グループ　日本・韓国地域担当　リージョナルシニアバイスプレジデント兼COO 平成16年10月　アリコジャパン　会長 平成17年 9月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　バイスプレジデント 平成22年 6月　株式会社東邦システムサイエンス　取締役（現任） 平成23年 4月　富士生命保険株式会社　代表取締役会長兼CEO（現任） 平成23年 6月　当社　取締役（非常勤）（現任）
取締役	**佐藤（さとう）　康洋（やすひろ）** （昭和30年8月29日生）	昭和54年 4月　株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行）　入行 平成 6年 2月　同行　総合企画部　企画渉外室長 平成 7年 7月　同行　企業情報部　次長 平成10年 7月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　入社 AVP企画開発本部長 平成12年 1月　同社　取締役　企画開発本部長 平成13年 9月　同社　取締役　バンカシュアランス担当 平成15年 9月　同社　常務取締役　コーポレートディベロップメント担当 平成16年 7月　ティーペック株式会社　社外取締役（現任） 平成16年 8月　AIG投信投資顧問株式会社（現パインブリッジ・インベストメンツ株式会社）　社外監査役 平成17年11月　AIGジャパン・パートナーズ株式会社（現パインブリッジ・ジャパン・キャピタル・インベストメント株式会社）　社外取締役 平成19年 6月　AIGファイナンシャルラーニング株式会社（現ファイナンシャルラーニング株式会社）　社外監査役 平成19年 6月　当社　取締役、指名委員、報酬委員 平成19年 8月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 リージョナルバイスプレジデント　コーポレートディベロップメント担当 平成20年 6月　当社　取締役、監査委員 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社）取締役常務執行役員戦略企画担当 平成22年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役専務執行役員　コーポレート・プランニング部門担当（現任） 平成22年 6月　当社　取締役、指名委員、監査委員 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　富士生命保険株式会社　監査役（非常勤）（現任） 平成24年 5月　AIU設立準備会社　監査役（非常勤）（現任）

（平成 24 年 6 月 22 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	**ジェフリー・L・ヘイマン** （昭和35年1月18日生）	平成10年 3月　AIU保険会社（ニューヨーク） 入社　アシスタント　バイスプレジデント 平成15年 3月　AIGカンパニーズ　アジア地域　シニア　バイスプレジデント 平成15年 9月　AIU保険会社（日本） 会長 平成16年 2月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社　リージョナルプレジデント 平成16年 3月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　社外取締役 平成16年 6月　当社　取締役 平成17年10月　AIU保険会社（ニューヨーク） 取締役 平成17年10月　アメリカンホーム保険会社　取締役 平成17年11月　一般社団法人外国損害保険協会　副会長 平成19年 1月　AIU保険会社　日本における代表者 平成19年 1月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　バイスプレジデント　フォーリンジェネラルインシュアランス 平成19年11月　AIU保険会社（ニューヨーク） 取締役　シニア　エグゼクティブ　バイスプレジデント（非常勤）（現任） 平成20年 1月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　社外取締役 平成20年 4月　一般社団法人外国損害保険協会　会長 平成20年 6月　当社　取締役、指名委員、報酬委員 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社） 代表取締役社長 平成21年 6月　当社　取締役、指名委員長、報酬委員 平成21年 7月　チャーティス・インターナショナル　LLC（米国外損害保険事業）コンシューマーラインプレジデント 平成21年 7月　チャーティス・ホールディングス・インク（現チャーティス・インク）（ニューヨーク）シニア　バイスプレジデント＆最高総務責任者 平成22年 6月　当社　取締役、指名委員 平成23年 3月　チャーティス・インク　CEOグローバル・コンシューマー・インシュアランス 平成23年 7月　アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー　エグゼクティブ　バイスプレジデント（現任） 平成23年 7月　チャーティス・インク　エグゼクティブ　バイスプレジデント　CEOグローバル・コンシューマー・インシュアランス 平成23年 7月　チャーティスU.S.・インク　エグゼクティブ　バイスプレジデント　CEOグローバル・コンシューマー・インシュアランス 平成23年 7月　チャーティス・オーバーシーズ・リミテッド　取締役 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　チャーティス・インク　取締役　エグゼクティブ　バイスプレジデント　CEOグローバル・コンシューマー・インシュアランス（現任） 平成23年11月　アメリカン・インターナショナル・リインシュアランス・カンパニー　取締役 平成24年 6月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　エグゼクティブ　バイスプレジデント（現任） 平成24年 6月　チャーティスU.S.・インク　取締役エグゼクティブ　バイスプレジデント　CEOグローバル・コンシューマー・インシュアランス（現任） 平成24年 6月　チャーティス　インターナショナルLLC　取締役（非常勤）（現任）
取締役	**ホゼ・A・ヘルナンデス** （昭和40年10月26日生）	平成15年 8月　AIGカンパニーズ日本韓国地域　アクシデント＆ヘルス部門担当　リージョナル　バイスプレジデント 平成15年 9月　AIU保険会社　アクシデント＆ヘルス部門担当　専務執行役員 平成16年 9月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役（非常勤） 平成19年12月　アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ　アクシデント＆ヘルス部門担当　プレジデント 平成19年12月　AIGトラベル・インク　会長 平成20年 1月　AIU保険会社（ニューヨーク） 取締役　シニア　エグゼクティブ　バイスプレジデント（非常勤） 平成21年 8月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社） 代表取締役社長兼CEO（現任） 平成21年 8月　チャーティス・インターナショナル LLC　オフィサー 平成21年 8月　アメリカン・インターナショナル・アンダーライターズ株式会社　代表取締役 平成21年 8月　チャーティス・クレイム・ソリューション・ジャパン株式会社　取締役（非常勤） 平成21年 9月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　当社　取締役、指名委員長、報酬委員 平成23年 1月　チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニー・エルエルシー　取締役兼CEO兼プレジデント（非常勤）（現任） 平成23年 5月　チャーティス　インターナショナルLLC　取締役（非常勤）（現任） 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　AIU保険会社（ニューヨーク） シニア　エグゼクティブ　バイスプレジデント（非常勤）（現任） 平成23年12月　チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク　取締役兼プレジデント（非常勤）（現任） 平成24年 2月　チャーティス・ジャパン・ホールディングス・エルエルシー　取締役社長兼CEO（非常勤）（現任） 平成24年 6月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　シニア　バイスプレジデント（現任）

（平成 24 年 6 月 22 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
取締役	デービッド・W・ジューニアス （昭和45年11月14日生）	平成21年 7月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社）　取締役常務執行役員兼チーフ　ファイナンシャル　オフィサー 平成21年 8月　アメリカンインターナショナルグループ株式会社　取締役（非常勤） 平成21年 8月　AIU保険会社（ニューヨーク）　取締役（非常勤） 平成21年11月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　チャーティス・ビジネス・パートナーズ株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 6月　当社　取締役、報酬委員 平成23年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役専務執行役員兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（現任） 平成23年 7月　チャーティス・パシフィック・リム・ホールディングス・エルエルシー　アシスタント・セレクタリー（非常勤）（現任） 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　富士生命保険株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成23年12月　チャーティス・ノンライフ・ホールディング・カンパニー・ジャパン・インク　取締役兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（非常勤）（現任） 平成23年12月　チャーティス・ジャパン・キャピタル・カンパニーエルエルシー　取締役兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（非常勤）（現任） 平成24年 2月　チャーティス・ジャパン・ホールディングス・エルエルシー　取締役兼チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（非常勤）（現任） 平成24年 3月　AIGアセット・マネジメント株式会社　取締役（非常勤）（現任）
取締役	ロバート・G・ライアン （昭和34年2月8日生）	平成13年 5月　AIGヨーロッパ　グローバルeビジネスグループ　バイスプレジデント 平成14年 1月　AIG UK　ビジネスソリューショングループ担当バイスプレジデント 平成15年 1月　同社　イギリス/アイルランド地域、ロンドン地域におけるパーソナルライン担当リージョナル・バイスプレジデント 平成18年 2月　AIGニュージーランド　CEO 平成21年 1月　チャーティス　マレーシア保険会社　CEO 平成22年 7月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　エグゼクティブ･バイスプレジデント/チーフ･アドミニストレーティブ･オフィサー 平成22年 8月　チャーティス・ビジネス・パートナーズ株式会社　取締役（非常勤）（現任） 平成22年 8月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役　エグゼィティブ　バイスプレジデント兼チーフ･アドミニストレーティブ･オフィサー（現任） 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成24年 5月　AIU設立準備会社　取締役（非常勤）（現任）
取締役	レイモンド・E・リー （昭和26年11月11日生）	平成12年 6月　AIGファー・イースト　パーソナルライン担当リージョナル バイスプレジデント 平成14年 1月　チャーティス・インターナショナル LLC パーソナルライン担当プレジデント（現任） 平成19年 1月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　バイスプレジデント（現任） 平成19年 1月　AIU保険株式会社（ニューヨーク）　取締役　シニア　エグゼクティブ　バイスプレジデント 平成22年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　専務執行役員　コンシューマーライン担当（現任） 平成23年 9月　当社　取締役（現任） 平成23年 9月　AIU保険会社（ニューヨーク）　シニア　エグゼクティブ　バイスプレジデント（現任）
取締役	ロバート・L・ノディン （昭和36年5月26日生）	平成 8年 9月　AIUインシュアランス　カンパニー　フィリピン支店　リージョナル　バイスプレジデント　リージョナル開発マネージメント室　担当 平成11年10月　同社　香港支店　リージョナル　バイスプレジデント　オーストラレーシア　東南アジア・中国地域　オペレーションズ・システムズ担当 平成14年10月　アメリカン　インターナショナル　グループ　株式会社（AIGKK）　リージョナル　バイスプレジデント　日本・韓国地域　オペレーションズ・システムズ担当 平成17年11月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　取締役　兼任 平成17年12月　AIU保険会社　日本支店　専務執行役員　システム＆オペレーション担当　兼任 平成18年 6月　AIUインシュアランス　カンパニー（ニューヨーク）　シニアバイスプレジデント　オペレーション＆システム 平成18年 6月　AIGシステムズ　ソリューション（インド　チェンナイ）　取締役兼取締役会会長 平成18年 9月　AIUインシュアランス　カンパニー（ニューヨーク）　取締役 平成18年11月　AIGグローバルサービス（ニューヨーク）　取締役 平成19年 1月　アメリカン・インターナショナル・グループ・インク　バイスプレジデント（現任） 平成20年 2月　AIGインク　損害保険部門　オペレーション＆システム　エグゼクティブ 平成21年 5月　AIUホールディングス（ニューヨーク）　シニアバイスプレジデント　オペレーション＆システム 平成21年 7月　AIU保険会社　日本支店　最高執行責任者　COO 平成22年 6月　AIU保険株式会社（ニューヨーク）シニア　バイスプレジデント（現任） 平成23年 4月　同社　日本支店　日本における代表者　CEO 平成24年 5月　AIU設立準備会社　取締役（非常勤）（現任） 平成24年 6月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社　取締役　専務執行役員　兼　最高執行責任者（COO）（現任） 平成24年 6月　当社　取締役（現任）

（平成 24 年 6 月 22 日現在）

役　名	氏　名（生年月日）	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表の状況
監査役 （常勤）	長田　國彦（おさだ　くにひこ） （昭和27年9月6日生）	昭和51年 4月　当社　入社 平成11年 4月　当社　人事部長 平成13年 6月　当社　経営管理部長 平成14年 4月　当社　代理店部長 平成14年11月　当社　販売組織部長 平成15年 3月　当社　代理店営業部長 平成16年11月　当社　代理店本部長 平成17年 4月　当社　業務管理部長 平成18年 7月　当社　総務部長兼業務管理部長 平成19年 4月　当社　業務役員総務部長 平成21年 8月　当社　執行役員総務部長 平成22年 4月　当社　執行役、内部統制＆総務担当 平成22年 6月　富士損害サービス株式会社　監査役（非常勤）（現任） 平成23年 9月　当社　常勤監査役（現任）
監査役 （非常勤）	荒川　純司（あらかわ　じゅんじ） （昭和34年6月2日生）	昭和58年 4月　AIU保険会社　入社 平成 7年 5月　AIU保険会社　国際営業部課長 平成 8年12月　同社　社長室長 平成10年12月　同社　企業保険部本部長/アシスタント・バイスプレジデント 平成12年 4月　AIGニューヨーク本社出向　アジア・アメリカ・ディビジョン　バイスプレジデント 平成15年 5月　AIU保険会社　コマーシャルライン本部副本部長　アシスタント・バイスプレジデント 平成18年 8月　同社　コンプライアンス本部長兼チーフ・コンプライアンス・オフィサー／アシスタント・バイスプレジデント 平成21年 1月　同社　執行役員　チーフ・コンプライアンス・オフィサー 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社）　取締役常務執行役員　チーフ・コンプライアンス・オフィサー（現任） 平成23年 9月　当社　監査役（非常勤）（現任） 平成24年 5月　AIU設立準備会社　監査役（非常勤）（現任）
監査役 （非常勤）	山下　二郎（やました　じろう） （昭和31年7月15日生）	昭和56年 4月　AIU保険会社　入社 平成11年12月　AIG株式会社　経理部長 平成13年 3月　AIU保険会社　監査部　副部長 平成13年 7月　AIGスター生命保険株式会社　監査部長 平成16年 3月　AIG株式会社　シニア・オーディット・マネージャー 平成18年 9月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント・インク　アシスタント・バイスプレジデント/シニア・オーディット・マネージャー 平成19年 7月　AIGスター生命保険株式会社　監査役 平成21年 1月　AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社　コーポレート・オーディット担当バイスプレジデント 平成21年 6月　AIUファー・イースト・ホールディングス株式会社（現チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社）インターナショナル・オーディット担当　執行役員 平成21年 6月　ジェイアイ傷害火災保険株式会社　監査役（現任） 平成23年 9月　当社　監査役（非常勤）（現任） 平成24年 3月　チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社 リージョナル ストラテジック プランニング オフィス シニアマネージャー（現任）

（注）1. 佐藤康洋、ジェフリー・L・ヘイマン、ホゼ・A・ヘルナンデス、デービッド・W・ジューニアス、ロバート・G・ライアン、レイモンド・E・リーおよびロバート・L・ノディンは、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。
2. 荒川純司および山下二郎は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

(2) 執行役員の状況

(平成 24 年 6 月 22 日現在)

役　名	氏　名	担　当
代表取締役社長兼CEO	横山　隆美	全般 オペレーション、経営企画部、リスク管理部、監査部、考査室担当
代表取締役副社長兼CDO	見瀬　清次	セールス＆ディストリビューション担当
代表取締役副社長兼CFO	首藤　透	財務企画＆経理＆資産運用＆再保険担当
常務執行役員	東　希篤	コンシューマー担当
執行役員	則生　直人	損害サービス担当
執行役員	西田　直樹	人事＆教育担当 人事部長兼人事部富士アカデミー人材開発センター長
執行役員	登石　宏明	内部統制＆総務担当
執行役員	御厨　志郎	コマーシャル担当
執行役員兼CIO	ヴィンセント・M・オフレシオ	システム担当
執行役員	渡辺　栄作	東日本営業本部担当、関東上信越本部長
執行役員	前場　俊宏	西日本営業本部担当、関西本部長
執行役員	阪　克 彦	富士火災インシュアランスサービス株式会社 代表取締役会長兼社長
執行役員	坂本　真樹	富士火災ビジネスソリューションズ株式会社 代表取締役社長

5. 従業員の状況

(1) 従業員数、平均年齢、平均勤続年数

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
5,309	39.8	14.4

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、使用人兼務取締役、監査役、執行役員及び休職者等を含んでおりません。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、営業社員を含んでおりません。また、小数点第２位を切り捨てて小数点第１位まで表示しております。

(2) 教育研修制度の特色

当社は社員の人材育成に特に力を入れています。企業を支えるのは人であり、社員はその要として、それぞれの分野でリーダーシップを発揮していきます。

育成においては当社の経営戦略に沿った人材の育成をしていくことはもちろんですが、同時に社員一人ひとりのキャリアプランの大切さを理解し、それを積極的にサポートしていこうと考えています。社員の一人ひとりがワーク／ライフ両面のバランスの取れた生活の中で個人のキャリアを築き、個人と会社がニーズを共有し社員の真の自立を支援していくことが当社の発展につながるものと考えています。

また、その前提としての人権教育やコンプライアンス教育についても、全社的に取組みを行っています。

内勤社員

①全社員を対象とした教育

富士アカデミーが中心となり、当社の経営戦略のベクトルに沿った、高いレベルの教育・研修を実施し、将来の当社を支える「人財」を育成しています。

《ビジネスリーダーの育成やビジネススキル強化プログラム》

有名大学等と提携し、ＭＢＡ知識やそのアウトプットスキルから、当社のケースにあてはめた経営戦略の策定、実行のリーダーシップに至るまで、実践的な「リーダー育成プログラム」を実施しています。

ビジネススキル強化を目的とした多数の魅力あるプログラムでは、ｅラーニングや通信研修も織り交ぜ、数多くの社員に能力開発の機会を提供しています。

また、英語学習においては、ビジネスに実用的なスピーキング、リスニング、ライティングをバランスよく学習できる、夜間の英会話クラスを実施しています。

その他、公的資格（ＭＢＡ・中小企業診断士・ＦＰ資格・英語検定等）の取得支援も積極的に行っています。

《階層別テーマ別教育プログラム》

●階層別／テーマ別研修

新入社員を対象とする入社前・入社時研修をはじめとして、フォローアップ研修、マネージャー研修、キャリア開発ワークショップ、テーマ別ワークショップなど、階層・テーマごとに、多数のプログラムを企画・実施しています。

●人権教育

人間が等しく保有している基本的人権を尊重し、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題に対して、正しい理解と認識を深め、人間尊重の社風を構築するため、人権教育を全社的に実施しています。

●コンプライアンス教育

社員が法令や社内規程、企業倫理等を遵守するために必要な事項について、全社員を対象としたコンプライアンス研修を実施しています。また、ｅラーニング等により、研修内容の理解度向上を図っています。

【全体像】

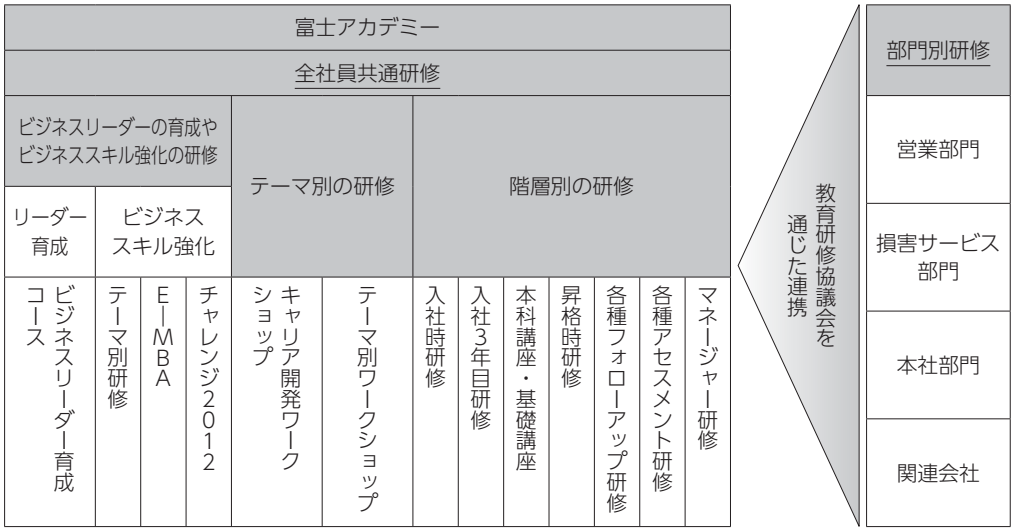

②部門別の社員研修

営業部門・損害サービス部門については、教育研修部門が実践的な教育研修を企画・実施しています。また、それ以外の部門についても各種研修を実施し、スペシャリストの育成を図っています。

《教育研修協議会》

当社には多数の教育研修メニューがありますので、本社部門の各ユニットから教育研修の代表メンバーが集まり、当社の経営戦略とのベクトル合わせや受講者ニーズ・利便性の確保、研修リソースの有効活用といった観点から、定期的に調整を行なっています。

コーポレート・プロフェッショナル・アドバイザー（営業社員）

トレーニングシステム

コーポレート・プロフェッショナル・アドバイザーに対する当社独自のトレーニングシステムは、商品知識などの単なる座学研修に終わるのではなく、お客さまとの関係の質を高めるために体系化された情報提供型セールス手法を活用した研修体系が特徴です。

科学的に構築されたメソッドを用いたロールプレイングや、「実戦」を通じスキルアップを図るフィールドトレーニングなど、即戦力として役立つセールススキルが身につくトレーニングシステムです。

Ⅶ. 個人情報保護宣言（全文）

当社は、当社が業務上使用する当社のお客様・お取引先関係者等の個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」及びその他の関連法令等、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」等を遵守し、かつ国際的な動向にも配慮して自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することで個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全管理措置について適切な措置を講じていきます。

また、下記〈個人情報保護方針〉についても適宜見直しを図り、改善に努めてまいります。

〈個人情報保護方針〉

1. 個人情報の適正な取扱い

   当社は、この宣言を実行するために、「個人情報保護管理基本規程」を定めるとともに、当社従業者（当社の指揮・監督のもとで就業する者を指し、派遣労働者等を含む）、当社代理店、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。

2. 個人情報の取得

   当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

3. 個人情報の利用目的

   当社は、お客様により良い商品や各種サービスを提供させていただくために、必要な範囲でお客様に関する個人情報の収集を行います。これらの収集した情報は次の業務を実施する目的ならびに下記６．７．８．及び９．に掲げる目的（以下「利用目的」といいます）に利用します。

   また、利用目的は公表するとともに、保険契約申込書・保険金請求書等の書面に明示することとし、利用目的を変更するときは個人情報保護法第 15 条第２項に掲げる要件を満たすとともに、変更後の利用目的を公表します。

   （１）保険契約の申し込みに係る引受けの審査、引受け、履行及び管理
   （２）保険事故の調査（関係先への照会等を含みます）及び保険金等の支払
   （３）当社が取り扱う商品（損害保険・生命保険等の金融商品）の案内、募集及び販売
   （４）当社が取り扱う商品（損害保険・生命保険等の金融商品）の契約の締結、代理、媒介、取次ぎ及び管理
   （５）当社が取り扱うその他商品・サービスの案内、提供及び管理
   （６）上記(2) (3) (4) (5)に付帯、関連する各種サービスの案内、提供及び管理
   （７）当社グループ会社が取り扱う商品・各種サービスの案内
   （８）各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
   （９）当社または当社代理店による、提供している商品・サービス等に関するアンケートの実施
   （10）市場調査、アンケート実施等による新たな商品・サービスの研究、開発
   （11）当社が有する債権の回収
   （12）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険金の請求
   （13）融資の審査ならびに融資契約の締結、履行及び管理
   （14）当社社員の採用、販売チャネルの新設、維持管理
   （15）他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された業務
   （16）問い合わせ・依頼等への対応
   （17）お客様ご本人の確認（犯罪収益移転防止法に基づくものを含む）
   （18）当社株主に関わる情報の維持、管理
   （19）お客様とのお取引き及び当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
   （20）その他上記に付随する業務

   なお、上記の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとしますが、やむを得ず取り扱うときは、個人情報保護法第 16 条第３項各号に掲げる場合を除き、あらかじめご本人の同意を得るものとします。

4. 取得する個人情報

   当社が収集するお客様の個人情報は、お客様の住所、氏名、生年月日、電話番号その他利用目的の達成にあたって必要な情報であり、当社は、お客様の個人情報の取扱いについては、正確かつ最新なものにするよう適切

な措置を講じます。

5. 個人データの第三者への提供

当社は、取得したお客様の個人データを第三者に提供する場合は、下記の場合を除いて、「個人データを提供する第三者」「提供を受けた第三者における利用目的」「第三者に提供される情報の内容」を示した上で、本人の同意を得るものとします。

(1) 法令に基づく場合
(2) 当社の業務上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
(3) 当社グループ会社との間で共同利用を行う場合（下記「6. グループ会社との共同利用」をご覧下さい。）
(4) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記「7. 情報交換制度等」をご覧下さい。）
(5) 損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合（下記「8. 損害保険料率算出機構との共同利用」をご覧下さい。）
(6) 国土交通省との間で共同利用を行う場合（下記「9. 国土交通省との共同利用」をご覧下さい。）

6. グループ会社との共同利用

前記3.に記載した利用目的のため、当社とグループ会社との間で、当社を管理責任者として以下のとおり個人データを共同利用します。

共同利用する個人データの項目は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容、事故状況及び保険金支払状況等の内容

当社グループ会社

分類	グループ会社名
子会社	富士生命保険株式会社
	Fuji International Insurance Company Limited
	American Fuji Fire & Marine Insurance Company
	富士損害サービス株式会社
	富士火災インシュアランスサービス株式会社
	富士火災ビジネスソリューションズ株式会社

7. 情報交換制度等

(1) 損保業界の情報交換制度

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (http://www.sonpo.or.jp) をご覧下さい。

(2) 代理店等情報の確認業務

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店の委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用します。詳細（管理責任者、共同利用する項目等）につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（前記（1）と同一）をご覧下さい。

8. 損害保険料率算出機構との共同利用

当社は自動車損害賠償保障法に基づく事業の適正な運営に必要となる個人データを損害保険料率算出機構との間で共同利用します。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページ (http://www.nliro.or.jp) をご覧下さい。

9. 国土交通省との共同利用

当社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

詳細につきましては、国土交通省のホームページ (http://www.jibai.jp) をご覧下さい。

10. センシティブ情報

当社は、政治的見解、信教（宗教、思想及び信条をいう）、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活並びに犯罪歴に関する個人情報（以下「センシティブ情報」といいます）を、次に掲げる場合を除いて、取得、利用、または第三者提供を行いません。

(1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
(2) 相続手続きを伴う保険金支払事務などの遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
(3) 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
(4) 法令に基づく場合
(5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
(6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
(7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

11. 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第 53 条の 9 に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であってご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

12. 個人データの管理

個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のために、取扱規定の整備、アクセス管理、持ち出し制限、外部からのアクセス防止のための措置等安全管理措置に係る実施体制を整備し、十分なセキュリティー対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

13. 継続的な取組み

お客様からご提供いただいた情報の適切な取扱いについては、当社従業者、当社代理店への教育を徹底し、適正な取扱いが行なわれるよう取り組んでまいります。あわせて、内部管理責任体制・システムセキュリティなどに関して継続・恒常的な見直しを図ります。

14. ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容や保険金の支払等事故に関するご照会については、契約取扱代理店、保険証券に記載または最寄りの当社営業店・損害サービスセンターにお問い合せください。ご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、対応させていただきます。

15. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する開示・訂正等・利用停止等

当社は、個人情報保護法に基づくお客様からの開示・訂正等・利用停止等の請求に対しては、お客様（情報の主体である本人様）が自己個人情報について開示、訂正等、利用停止等の権利を有していることを確認し、また請求者がご本人であることを確認させていただき、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則として書面で回答させていただきます。また、必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。なお、開示請求については、当社所定の手数料をいただきます。

16. お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対して適切かつ迅速に対応いたします。当社の個人情報の取扱い、保有個人データや安全管理措置に関するご照会・ご相談は下記までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ窓口】

富士火災海上保険株式会社　お客さまの声室

フリーダイヤル　0120-246-145

平日：午前９時 ～午後７時　土・日・祝：午前９時～午後５時（年末年始を除きます）

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。

同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

〈お問い合わせ先〉

一般社団法人日本損害保険協会　そんぽ ADR センター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地　〒 101-8335　東京都千代田区神田淡路町２丁目９番地

電　話　03-3255-1470　（受付時間：午前９時～午後５時　土日祝祭日及び年末年始を除く）

ホームページアドレス（http://www.sonpo.or.jp）

（注）上記の内容は、当社業務に従事している者などの個人情報については対象となりません。

Ⅷ. 利益相反管理方針の概要（全文）

弊社は、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定め、利益相反のおそれのある取引を管理してまいります。本方針の概要は以下のとおりです。

1. 利益相反のおそれのある取引
   本方針において管理の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは、弊社または弊社のグループ会社が行う取引（以下「対象取引」といいます。）のうち、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引です。
   利益相反は、①弊社または弊社のグループ会社とお客さまの間の利益相反、または②弊社または弊社のグループ会社のお客さまと他のお客さまとの間で生じる可能性があります。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型と特定方法
   対象取引の個別事情を検討のうえ、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを特定します。例えば、以下のような事情が利益相反のおそれのある取引に該当する可能性があります。
   ○お客さまの犠牲により、弊社または弊社関係者が経済的利益を得るかまたは経済的損失を避ける可能性がある場合。
   ○お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的誘因がある場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法
   弊社は、利益相反となるおそれのある取引を特定した場合、例えば次に掲げる方法やその他の方法により当該お客さまを保護いたします。
   ○対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
   ○対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
   ○対象取引または当該お客さまとの取引を中止する方法
   ○対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、弊社または弊社のグループ会社等が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）

4. 利益相反管理体制
   弊社は、利益相反管理統括部署を設置し、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の集約、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性を定期的かつ適切に検証を行い、改善いたします。
   また、役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた業務運営の手続に関する研修を定期的に実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

5. 利益相反管理の対象となる会社の範囲
   利益相反管理の対象となる会社は、弊社および弊社グループ会社内の金融機関等（富士生命保険株式会社 等）です。

Ⅸ. グループ内部統制に係る基本方針（全文）

当社では、富士火災グループ（当社、当社の子会社及び関連会社）の企業価値の向上に寄与する適正な内部統制を実現するため、内部統制に係る基本方針を取締役会において決定しています。

〈グループ内部統制に係る基本方針〉

富士火災グループは、本基本方針のもと、グループ全体の企業価値を向上させることを目的として、有効で最適な内部統制の整備及び運用に努めます。

（1）内部統制の目的

富士火災グループは、内部統制の整備及び運用にあたり、以下の４つの目的の達成に努めます。

①業務の有効性及び効率性の向上

事業活動における健全性の確保及び企業価値の向上を目的として、業務の有効性及び効率性の向上を図ります。

②財務報告の信頼性の確保

財務報告の信頼性を確保するために、正確で公正な財務諸表の作成及び開示の工程を構築します。

③法令等の遵守

保険業務の公共性に鑑み、また、富士火災グループ各社の「社会的責任」を強く認識した上で、事業活動に関わる法令その他の規範等を遵守します。また、不正行為等の発生防止、早期発見等に努めるとともに、お客様をはじめとしたステークホルダーの期待に応え、さらなる信頼を得ることに努めます。

④資産の保全

資産の取得、使用及び処分を正当な手続きと承認の下に行うとともに、事故や災害等による損失の危機から資産を保全することに努めます。

（2）内部統制システムの構築（基本条項）

内部統制の目的を達成するため、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、IT への対応など、基本的要素が組み込まれた内部統制システムを整備すべく、以下の基本条項を定めます。

①取締役、執行役員（以下取締役等）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

法令等を遵守するため、「コンプライアンス基本規程」において「コンプライアンス基本方針」を定めるとともに、業務遂行上の実務指針となる「行動規範」、コンプライアンスを実現するための具体的な活動計画である「コンプライアンス・プログラム」ならびにコンプライアンス実現のための手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、コンプライアンス推進規程などのコンプライアンスに関する規範体系を明確にするとともに取締役等及び使用人の役割を定めるなどコンプライアンス体制の整備と実践に取り組みます。

②取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制に関する事項

取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役等は「取締役会規則」及び「執行役員規則」などの規定等に従い、その徹底を図ります。また、「情報資産の保護に関する規程」及び「文書管理規程」を定め、取締役等及び使用人の職務の執行に係る情報の取扱・保存・管理が適切に行われることを徹底します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

富士火災グループのリスク管理体制を確立するため、「リスク管理基本方針」を定めるとともに、「リスク管理体系図」等を整備し、各種リスクの統合的な管理を行います。

また、リスクマネジメントの一環として、「大規模災害対策規程」「コンティンジェンシー・プラン」「緊急時対応マニュアル」等を策定し、災害や障害などのリスクを分類した上で、緊急事態に陥った際の組織体制や指揮命令系統を規定し、業務の早期回復を行うための適切な危機管理対応を行います。

④取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

取締役等の職務の執行や組織体制に係る「取締役会規則」「執行役員規則」「組織規程」「業務分掌規程」を定め、各組織の所管事項や職務権限・責任を明確化し、適正かつ効率的な職務の執行のための体制を整備します。

⑤富士火災グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

富士火災グループは、全取締役等及び従業員の判断や行動の原点となる「コーポレートビジョン」に則り業務を遂行し、公正で透明な経営を実現します。これによってお客様をはじめとしたステークホルダーからの信頼を獲得するとともに、地域社会の発展に寄与します。

富士火災はグループ各社に「行動規範」「リスク管理に関する規程」「コンプライアンス・プログラム」「内部監査に関する規程」を策定させ、グループ各社の業務の適正を確保する体制を構築します。

また、「関連会社管理規程」により、グループ各社の管理体制を明確にし、重要事項に関する報告・事前協議及び当社監査部による内部監査等を通じ業務の適正を確保します。

なお、親会社との関係においても、当社は公正な手続に則り透明性と業務の適正を確保します。

⑥財務報告の信頼性を確保するための体制に関する事項

財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程」を定め、同規程に則り体制を整備するとともに定期的に有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査役に報告します。

また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その監査業務を補助する能力と専門性を有する使用人（以下「補助使用人」という）を配置します。

⑧補助使用人の取締役等からの独立性に関する事項

補助使用人を配置する場合には、補助使用人の取締役等からの独立性を確保するため、補助使用人の人事考課・異動・任命及び懲戒処分は、常勤監査役の事前合意が必要な態勢にします。

また、各取締役等は、補助使用人の業務遂行に係る不当な制約を行わないなど十分に配慮します。

⑨取締役等及び使用人の監査役への報告体制その他の監査役への報告体制に関する事項

全ての取締役等及び使用人は、「監査役会規則」に従い、富士火災もしくはグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部統制の体制・運用等に関する重大な欠陥や問題、法令違反や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役に報告を行います。

また、上記にかかわらず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等または使用人に報告を求めることができる態勢にします。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

監査役の監査が実効かつ効率的に行われるために、「監査役会規則」に従い、監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとします。重要な会議の議事録、取締役、執行役員及び使用人が決裁を行った決裁伺書類等についても、監査役は、いつでも閲覧することができるものとします。

また、監査役は、グループ全体の内部統制の構築、運用状況を検証するために、子会社、関連会社の業務執行者及び監査役との意思疎通、情報交換等連係を図ります。

さらに、内部監査、リスク管理、法令等遵守、財務など内部統制に係る部門は、監査役との円滑な意思疎通等その連携に務めます。

⑪内部監査の実効性を確保するための体制に関する事項

内部監査の実効性を確保するため、監査部の被監査部門からの独立性、内部監査の計画及び実施等に関する事項を「内部監査基本規程」に定め、これに必要な体制を整備します。

X. 損害保険用語の解説

か　行

【価格変動準備金】
保険会社が所有する株式・債券等の価格変動による損失に備えるため、あらかじめ積み立てる準備金です。

【過失相殺】
損害賠償額を算出する場合に、被害者にも過失があれば、その過失割合に応じて損害賠償額を減額することです。

【クーリングオフ】
保険契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合、保険期間が１年を超える契約について、契約の申込日またはクーリングオフ説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含め８日以内に保険契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。ただし、契約によってはクーリングオフの対象外となる場合があります。

【契約者貸付】
積立保険（貯蓄型保険）を契約している期間中、急な出費により一時的に資金が必要になった場合、保険契約を解約することなく解約返れい金の一定範囲内で資金の融資が受けられる制度です。

【契約者配当金】
積立保険（貯蓄型保険）で積立保険料部分の運用利回りが予定利率を超えたときに、満期返れい金とあわせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金のことです。

【契約の解除】
契約当事者（保険契約者または保険会社）の一方の意思により、保険契約の効力を消滅させることをいいます。

【契約のしおり】
保険契約に際して、保険契約者が保険商品の基礎的な事項について事前に十分理解した上で契約手続きを行えるよう、契約時に配布するために作成された小冊子のことです。契約のしおりには、契約に際しての注意事項、契約後の注意事項、保険金支払に関する事項、事故が起こった場合の手続き等が記載されています。

【契約の失効】
保険契約が将来に向かって効力を失い終了することをいいます。たとえば保険で支払われない事故によって保険の対象が滅失した場合は保険契約は失効となります。

【告知義務】
保険契約の申込みの際に、保険契約者または被保険者が保険会社に対して重要な事実を正確に申し出る義務をいいます。

さ　行

【再調達価額】
保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

【再保険】
保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することをいいます。

【時価（額）】
再調達価額から、使用による消耗分を控除して算出した金額です。

【事業費】
保険会社の事業上の経費で、損害保険会計では、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称していいます。

【地震保険料控除制度】
地震保険契約について、所得税法上および地方税法上、支払保険料に応じた一定の額を、契約者の課税所得から控除できる制度をいいます。

【示談】
損害賠償の解決方法のひとつで、裁判によらず賠償額などを当事者間で交渉して決める和解契約のことです。

【質権設定】
火災保険などで、保険契約の対象となっている物件が罹災（りさい）した時の保険金請求権を、被保険者が他人に質入れすることをいいます。

【指定紛争解決機関】
2009年６月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

【支払準備金】
決算日までに発生した保険事故で、保険金が未払いのものについて、保険金支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

【正味収入保険料】
保険契約者から直接受け取った保険料（元受保険料）から積立保険料相当分を控除し、再保険料（受再保険料および出再保険料）を加減した保険料です。

【責任準備金】
将来の保険金支払いなど、保険契約上の債務に対して、あらかじめ積み立てておく準備金をいいます。

【全損】
保険の対象が完全に滅失した場合（火災保険であれば全焼、全壊）や、修理、回収に要する費用が再調達価額または時価額を超えるような場合のことです。前者の場合を現実全損（絶対全損ともいいます）、後者の場合を経済的全損（海上保険の場合は推定全損）といいます。なお、これらに至らない損害を分損といいます。

【損害てん補】
保険事故によって生じた損害に対し保険会社が保険金を支払うことをいいます。

【損害保険料率算出機構】
「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された特殊法人です。損害保険における公正な保険料率を算出する際の基礎とすることができる参考データ等の算出を行っています。

【損害率】
収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は、正味保険金に損害調査費を加えて正味保険料で除した割合を指します。

た　行

【大数（たいすう）の法則】
サイコロを振って１の目の出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど６分の１に近づいていきます。すなわち、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されればある事象の発生する確率が一定値に近づくということであり、これを大数の法則といいます。個々人にとっては偶発的な事故であっても、大量に観察することによってその発生率を全体として予測できるということになります。保険料算出の基礎数値の一つである保険事故の発生率は、大数の法則に立脚した統計的確率にほかなりません。

【超過保険・一部保険】
保険金額（ご契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える保険を超過保険といいます。また、保険価額に比べて保険金額が少ない保険を一部保険といいます。

【重複保険】
同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合を広義の重複保険といい、また、複数の保険契約の保険金額の合計額が再調達価額または時価（額）を超過する場合を狭義の重複保険といいます。

【通知義務】
保険契約後に契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者または被保険者が速やかにその事実を保険会社に対して連絡しなければならない義務のことです。

【積立勘定】
積立保険（貯蓄型保険）において、その積立資産を他の資産と区別して運用する仕組みのことをいいます。

【積立保険】
損害保険において契約が満期時まで有効に存続し、保険料が全額払い込まれていることを条件として、満期時に一定の満期返れい金が支払われる貯蓄型の保険をいいます。また積立保険料の運用が予定利回りを超えたときは、満期返れい金に加算されて契約者配当金が支払われます。

は　行

【被保険者】
保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一人のこともあり、別人のこともあります。

【被保険利益】
ある物に偶然な事故が発生することにより、ある人が損害を被るおそれがある場合に、そのある人とある物との間にある利害関係を被保険利益といいます。損害保険契約は損害に対し保険金を支払うことを目的とするので、その契約が有効に成立するためには、被保険利益の存在が前提となります。

【比例てん補】
損害が発生したとき、保険金額（ご契約金額）が保険価額を下回っている一部保険の場合に、保険金額の実際の価額に対する割合で保険金が支払われることをいいます。

【分損】
保険対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害をいいます。

【保険価額】
被保険利益を金銭に評価した額、つまり保険事故が発生した場合に被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額です。

【保険期間】
保険のご契約期間、すなわち保険会社が保険契約により補償の責任を負う期間のことです。

【保険金】
保険契約により補償される事故によって損害が生じた場合に、保険会社が被保険者にお支払いする金銭をいいます。

【保険金額】
保険事故が発生した場合に、保険会社がお支払いする保険金の限度額です。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。すなわちご契約金額のことです。

【保険契約者】
保険会社に保険契約を申し込み、保険料を支払う人をいいます。

【保険契約準備金】
保険契約に基づく保険金支払いなどの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積立てる準備金で、支払備金、責任準備金等があります。

【保険契約申込書】
保険を契約する際に保険を契約される方が保険会社に提出する所定の書類をいいます。保険契約は、保険加入希望者のお申込みと保険会社の承諾により成立する契約であり、かつ一定の様式を必要としない契約ですが、口頭による取り決めだけでは行き違いを生じ、紛争の原因となるので、保険会社は所定の保険契約申込書を用意しています。

【保険事故】
保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払いを約束した偶然な事実をいいます。例えば、火災、交通事故、人の死傷などが該当します。

【保険証券】
保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して保険契約者に交付する書面をいいます。

【保険の対象】
保険を付ける対象のことをいいます。自動車保険での自動車、火災保険での建物・家財、船舶保険での船体、貨物保険での貨物などがこれにあたります。

【保険引受利益】
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

【保険約款（やっかん）】
保険契約の内容を定めたもので、保険契約者の保険料支払や告知・通知の義務、また保険会社が保険金を支払う場合の条件や支払額などについて記載されています。保険約款には、同一種類の保険契約すべてに共通な契約内容を定めた普通保険約款と、普通保険約款の規定内容を補充･変更･排除する特別約款（特別条項）とがあります。

【保険料】
保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に支払う金銭のことです。

【保険料即収の原則】
保険契約時に保険料全額を領収しなければならないという原則をいいます。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合には、この原則は適用されません。

【保険料率】
保険料を算出する上で用いる割合で、単位保険金額あたりの金額で表されています。例えば、保険金額 1,000 円あたり 1 円の保険料であれば「1 円」､または「1 パーミル」と表現されることがあります。

ま　行

【マリン・ノンマリン】
マリンは海上保険を意味し、船舶保険、貨物保険、運送保険が含まれます。ノンマリンは、マリン以外の保険を意味し、火災保険、自動車保険、傷害保険などが含まれます。

【満期返れい金】
積立保険（貯蓄型保険）で、契約が満期まで有効に存続し、保険料の全額払込みが完了している場合、満期時に保険会社から保険契約者に支払われる金銭のことをいいます。その金額はあらかじめ定められています。

【免責】
保険金が支払われない場合のことをいいます。保険会社は保険事故が発生した場合には、保険契約に基づいて保険金の支払いの義務を負いますが、特定のことがらが生じたときは例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他の変乱によって生じた事故、保険契約者等が自ら招いた事故などです。

【免責金額】
自己負担額のことをいいます。一定金額以下の小損害について、契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことです。

【免責条項】
保険約款において、保険金が支払われない場合について定めてありますが、これを免責条項といいます。例えば、保険契約者や被保険者の故意、戦争危険がこれにあたります。

【元受保険】
再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険契約を元受保険といいます。また、保険会社が個々の契約者と契約する保険のすべてを指す場合があります。

1. 国内営業体制

※店頭受付を取り扱わない店舗です。

（平成24年7月1日現在）

富士火災お客さまセンター　自動車保険専用窓口　0120-228-303

平　日　：午前9：00～午後6：00　火災・傷害・医療など自動車保険以外の窓口　0120-228-386

土・日・祝：午前9：00～午後5：00

※携帯電話・PHSからもご利用になれます。

北海道本部				
札幌支店		060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル 7F）	011-231-5217
函館支店		040-0011	北海道函館市本町 6-5（富士火災函館ビル 2F）	0138-55-5848
苫小牧支店		053-0022	北海道苫小牧市表町 5-10-7（セントラル駅前ビル 6F）	0144-33-5906
恵庭支店		061-1414	北海道恵庭市漁町 29-1（富士火災恵庭ビル 2F）	0123-33-5336
旭川支店		070-0034	北海道旭川市 4 条通 12- 左 10（富士火災旭川ビル 2F）	0166-26-0201
滝川支店		073-0031	北海道滝川市栄町 2-5-1（富士火災滝川ビル 2F）	0125-24-6235
帯広支店		080-0803	北海道帯広市東三条南 9-19-2（富士火災帯広ビル 2F）	0155-26-1151
釧路支店		085-0015	北海道釧路市北大通 12-1-4（明治安田生命ビル 2F）	0154-23-9365
北見支店		090-0024	北海道北見市北 4 条東 3-1-1（富士火災北見ビル 2F）	0157-24-7417
札幌 PA センター		060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル 4F）	※
東北本部				
仙台支店		980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル 4F）	022-221-2535
石巻支店		986-0812	宮城県石巻市東中里 2-10-16（富士火災石巻ビル 2F）	0225-23-1408
古川支店		989-6162	宮城県大崎市古川駅前大通 1-3-8（遠藤ビル 2F）	0229-24-1631
青森支店		030-0861	青森県青森市長島 2-10-5（富士火災青森ビル 8F）	017-777-3531
八戸支店		031-0081	青森県八戸市柏崎 1-10-16（富士火災八戸ビル 2F）	0178-24-1271
弘前支店		036-8001	青森県弘前市代官町 15（第一オフィスビル 2F）	0172-34-0603
山形支店		990-0042	山形県山形市七日町 3-5-20（富士火災山形ビル 2F）	023-622-4322
米沢支店		992-0012	山形県米沢市金池 5-13-3（KR ビル金池 2F）	0238-23-6321
庄内支店		998-0853	山形県酒田市みずほ 2-8-2	0234-26-0622
盛岡支店		020-0015	岩手県盛岡市本町通 3-18-45（富士火災盛岡ビル 6F）	019-651-0584
一関支店		021-0024	岩手県一関市幸町 1-24（幸和ビル 2F）	0191-23-9411
三陸支店		027-0085	岩手県宮古市黒田町 2-27（長谷川ビル 2F）	0193-62-1618
秋田支店		010-0922	秋田県秋田市旭北栄町 1-49（富士火災秋田ビル 2F）	018-824-2167
横手支店		013-0046	秋田県横手市神明町 1-2（あたごビル 3F）	0182-33-2501
福島支店		960-8031	福島県福島市栄町 6-6（ユニックスビル 8F）	024-523-3111
郡山支店		963-8014	福島県郡山市虎丸町 24-8（富士火災郡山ビル 7F）	024-933-6211
会津支店		965-0041	福島県会津若松市駅前町 8-1（桑原ビル 4F）	0242-22-1420
いわき支店		970-8026	福島県いわき市平字小太郎町 1-6（明治安田生命平ビル 4F）	0246-23-3145
仙台 PA センター		980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル 3F）	※
東京本部				
東京法人営業第一部	営業第一課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6403
	営業第二課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6404
	営業第三課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6405
東京法人営業第二部	営業第一課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6406
	営業第二課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6407
	ソリューション営業課	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル）	03-3230-6408
東京第一支店		102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 11F）	03-3230-6415
東京第二支店		102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 11F）	03-3230-6417
東京第三支店		171-0022	東京都豊島区南池袋 2-30-12（富士火災池袋ビル）	03-3984-9732
足立支店		121-0064	東京都足立区保木間 2-1-1（富士火災足立ビル 2F）	03-3884-2201
西東京支店		190-0012	東京都立川市曙町 2-22-20（立川センタービル 9F）	042-526-6005
新宿 PA 支店		163-0713	東京都新宿区西新宿 2-7-1（小田急第一生命ビル 13F）	03-3343-2322
東京リアルターセンター		163-0713	東京都新宿区西新宿 2-7-1（小田急第一生命ビル 13F）	03-3343-2315
東京代理店センター		136-0071	東京都江東区亀戸 6-58-15（富士火災城東ビル 2F）	03-3685-2641
東京 PA センター		163-0713	東京都新宿区西新宿 2-7-1（小田急第一生命ビル 13F）	※

首都圏本部			
横浜支店	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-7541
横浜中央支店	232-0014	神奈川県横浜市南区吉野町 2-5（富士火災横浜中央ビル 4F）	045-251-5626
神奈川県央支店	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野 3-13-15（第 3 タカビル 6F）	042-766-2321
湘南支店	254-0035	神奈川県平塚市宮の前 1-7（平塚宮の前ビル 2F）	0463-23-1331
千葉支店	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル 3F）	043-225-1349
東葛支店	277-0852	千葉県柏市旭町 1-1-5（浜島ビル 7F）	04-7145-8384
成田支店	286-0033	千葉県成田市花崎町 800-6（丸喜ビル 4F）	0476-23-0750
木更津支店	292-0057	千葉県木更津市東中央 2-4-13（富士火災木更津ビル 2F）	0438-23-0939
埼玉支店	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	048-641-4050
川口支店	332-0035	埼玉県川口市西青木 3-3-9（富士火災川口ビル 4F）	048-253-4403
越谷支店	343-0845	埼玉県越谷市南越谷 1-16-13（日生越谷ビル 2F）	048-987-2731
川越支店	350-1124	埼玉県川越市新宿町 3-3-2（ダイゴビル新宿 3F）	049-244-6100
熊谷支店	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 2-48-1（大栄日生熊谷ビル 6F）	048-522-2932
山梨支店	400-0032	山梨県甲府市中央 2-9-21（富士火災甲府ビル 2F）	055-228-6311
横浜リアルターセンター	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	045-471-9418
横浜代理店センター	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル 4F）	045-475-5391
千葉代理店センター	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル 6F）	043-225-2821
埼玉代理店センター	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル 2F）	048-644-6120
横浜 PA センター	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル）	※
埼玉 PA センター	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル）	※
関東上信越本部			
栃木支店	320-0807	栃木県宇都宮市松ヶ峰 1-3-15（富士火災宇都宮ビル）	028-633-5230
小山支店	323-0025	栃木県小山市城山町 2-12-16（中野屋ビル 3F）	0285-25-3511
那須支店	329-2754	栃木県那須塩原市西大和 1-8（そすいスクエア AQUAS 3F）	0287-36-9480
群馬支店	370-0801	群馬県高崎市上並榎町 382-1（富士火災高崎ビル 2F）	027-363-4122
桐生支店	376-0023	群馬県桐生市錦町 3-7-14（富士火災桐生ビル）	0277-46-3421
長野支店	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町 1393-3（富士火災長野ビル 6F）	026-224-4110
松本支店	390-0814	長野県松本市本庄 1-3-12（アカギビル 1F）	0263-32-7991
飯田支店	395-0051	長野県飯田市高羽町 6-1-9	0265-23-1579
茨城支店	310-0805	茨城県水戸市中央 2-6-29（富士火災水戸ビル）	029-224-5505
茨城南支店	300-0045	茨城県土浦市文京町 1-50（富士火災土浦ビル）	029-821-0799
古河支店	306-0013	茨城県古河市東本町 1-3-12（白戸ビル）	0280-31-8661
長岡支店	940-0088	新潟県長岡市柏町 2-2-36（富士火災長岡ビル 2F）	0258-33-9009
上越支店	943-0804	新潟県上越市新光町 1-8-8	025-524-5464
新潟支店	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町 1-30（新潟第一生命戸田建設共同ビル 3F）	025-243-4871
東海・北陸本部			
名古屋支店	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル 2F）	052-251-3175
豊橋支店	440-0814	愛知県豊橋市前田町 1-6-4（富士火災豊橋ビル 2F）	0532-53-5285
岡崎支店	444-0914	愛知県岡崎市末広町 4-15（富士火災岡崎ビル 2F）	0564-23-8211
豊田支店	471-0034	愛知県豊田市小坂本町 1-13-11（富士火災豊田ビル 1F）	0565-31-3171
半田支店	475-0903	愛知県半田市出口町 2-250（富士火災半田ビル 1F）	0569-21-0780
一宮支店	491-0858	愛知県一宮市栄 3-7-15（一宮駅前ビル 4F）	0586-24-0501
沼津支店	410-0801	静岡県沼津市大手町 2-10-14（三井生命沼津大手町第 2 ビル 2F）	055-962-4392
静岡支店	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町 20-1（富士火災静岡ビル 4F）	054-255-5141
浜松支店	430-0928	静岡県浜松市中区板屋町 110-5（浜松第一生命日通ビル 5F）	053-452-3171
岐阜支店	500-8073	岐阜県岐阜市泉町 41（富士火災岐阜ビル 4F）	058-263-8703
美濃加茂支店	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町 1-4-29（富士火災美濃加茂ビル 2F）	0574-25-2660
高山支店	506-0025	岐阜県高山市天満町 5-13（スギビル 3F）	0577-32-0080
四日市支店	510-0082	三重県四日市市中部 10-18（富士火災四日市ビル 2F）	059-351-2581
三重支店	514-0832	三重県津市南中央 4-16（富士火災津ビル 1F）	059-226-3911
金沢支店	920-0962	石川県金沢市広坂 1-2-24（富士火災金沢ビル 2F）	076-222-0005
富山支店	930-0083	富山県富山市総曲輪 1-6-1（富士火災富山ビル 3F）	076-432-6232
福井支店	910-0858	福井県福井市手寄 1-20-1（手寄久我ビル 5F）	0776-22-1552

名古屋代理店センター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル）	052-261-5583
名古屋 PA センター		460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル 6F）	※
大阪本部				
大阪法人営業第一部	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7026
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7027
	営業第三課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7064
大阪法人営業第二部	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7029
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7387
	ソリューション営業課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7030
大阪第一支店		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 6F）	06-6266-7646
大阪第二支店		545-0052	大阪府大阪市阿倍野区阿倍野筋 3-10-1（あべのベルタビル 5F）	06-6631-3492
北大阪支店		560-0082	大阪府豊中市新千里東町 1-4-1（阪急千里中央ビル 5F）	06-6835-3644
京阪支店		570-0056	大阪府守口市寺内町 2-7-27（富士火災守口ビル）	06-6994-1881
南河内支店		583-0026	大阪府藤井寺市春日丘 1-8-5（日本生命藤井寺ビル 6F）	072-931-0235
岸和田支店		596-0057	大阪府岸和田市筋海町 6-10（第 2 渡辺ビル 7F）	072-422-3887
南大阪支店		590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東 1-1-1（富士火災堺ビル 7F）	072-223-6630
大阪リアルターセンター		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 8F）	06-6266-7291
大阪代理店センター		542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 8F）	06-6266-7578
大阪 PA センター		530-0003	大阪府大阪市北区堂島 2-1-31（京阪堂島ビル 6F）	※
関西本部				
京都支店		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル 7F）	075-371-2111
京都北支店		620-0054	京都府福知山市末広町 1-18-12（福知山大和ビル 2F）	0773-22-1633
滋賀支店		520-0806	滋賀県大津市打出浜 34-7（富士興業大津ビル 2F）	077-522-3283
彦根支店		522-0074	滋賀県彦根市大東町 14-15（上野第 5 ビル 2F）	0749-23-5737
奈良支店		630-8115	奈良県奈良市大宮町 6-3-3（富士火災奈良ビル 6F）	0742-35-3150
橿原支店		634-0804	奈良県橿原市内膳町 1-1-11（U 遊タウンビル 5F）	0744-24-8251
和歌山支店		640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地 1-25（富士火災和歌山ビル）	073-431-0226
神戸支店		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル 4F）	078-265-3056
阪神支店		663-8171	兵庫県西宮市甲子園一番町 2-3（富士火災阪神ビル 2F）	0798-47-9385
但馬丹後支店		668-0031	兵庫県豊岡市大手町 8-5（アビックスαビル）	0796-22-2443
姫路支店		670-0932	兵庫県姫路市下寺町 114（富士火災姫路ビル）	079-285-4731
明石支店		673-0898	兵庫県明石市樽屋町 1-29（日工住友生命ビル 1F）	078-912-0035
京都代理店センター		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル）	075-371-2113
神戸代理店センター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル）	078-265-2600
京都 PA センター		600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480（富士火災京都ビル 4F）	※
神戸 PA センター		651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル 5F）	※
関西自動車営業部	営業第一課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7032
	営業第二課	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル）	06-6266-7289
中国本部				
広島支店		730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル 5F）	082-223-3391
福山支店		720-0811	広島県福山市紅葉町 2-27（日本生命福山ビル 5F）	084-922-1477
広島北支店		731-0221	広島県広島市安佐北区可部 2-26-16	082-814-0440
呉支店		737-0046	広島県呉市中通 2-1-23（富士火災呉ビル 2F）	0823-21-5151
周南支店		745-0036	山口県周南市本町 1-3（大同生命徳山ビル 4F）	0834-31-2117
山口中央支店		754-0014	山口県山口市小郡高砂町 2-7（朝日生命小郡ビル 6F）	083-972-8730
岡山支店		700-0837	岡山県岡山市北区南中央町 2-11（富士火災岡山ビル 3F）	086-231-1214
倉敷支店		710-0833	岡山県倉敷市西中新田 317-1	086-424-2226
鳥取支店		680-0821	鳥取県鳥取市瓦町 101（富士火災鳥取ビル）	0857-22-4840
米子支店		683-0805	鳥取県米子市西福原 2-1-1（YNT 第 10 ビル 3F）	0859-32-6631
松江支店		690-0003	島根県松江市朝日町 498（松江センタービル 7F）	0852-26-2241
広島 PA センター		730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル 6F）	※

四国本部			
高松支店	760-8539	香川県高松市磨屋町 8-1（富士火災高松ビル 3F）	087-851-0196
丸亀支店	763-0034	香川県丸亀市大手町 3-5-18（ジブラルタ生命丸亀ビル 6F）	0877-23-2751
徳島支店	770-0856	徳島県徳島市中洲町 1-42-1（富士火災徳島ビル 2F）	088-625-7115
高知支店	780-0822	高知県高知市はりまや町 2-2-11（富士火災高知ビル 2F）	088-824-1050
中村支店	787-0013	高知県四万十市右山天神町 4-25	0880-35-6336
松山支店	790-0003	愛媛県松山市三番町 4-8-11（富士火災松山ビル 6F）	089-943-6963
新居浜支店	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町 1-2-5（富士火災新居浜ビル 4F）	0897-37-3065
今治支店	794-0027	愛媛県今治市南大門町 1-6-18（富士火災今治ビル 6F）	0898-22-1141
宇和島支店	798-0060	愛媛県宇和島市丸之内 5-4-5（富士火災宇和島ビル 2F）	0895-22-0467
九州本部			
福岡支店	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル 3F）	092-712-0494
北九州支店	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町 2-3-31（富士火災小倉ビル）	093-531-5281
飯塚支店	820-0040	福岡県飯塚市吉原町 6-1（あいタウン 4F）	0948-22-1690
行橋支店	824-0001	福岡県行橋市行事 1-3-3（ジブラルタ生命行橋ビル 2F）	0930-23-9651
久留米支店	830-0018	福岡県久留米市通町 10-4（富士火災久留米ビル 2F）	0942-33-0441
長崎支店	850-0032	長崎県長崎市興善町 4-8（富士火災長崎ビル 3F）	095-826-5274
島原支店	855-0823	長崎県島原市湊町 267（日建ビル 2F）	0957-64-2899
佐世保支店	857-0028	長崎県佐世保市八幡町 4-3（八幡ビル 3F）	0956-23-7341
大分支店	870-0045	大分県大分市城崎町 1-3-31（富士火災大分ビル 6F）	097-534-1400
熊本支店	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町 4-20（富士火災熊本ビル 1F）	096-354-1551
人吉支店	868-0004	熊本県人吉市九日町 16（井上ビル 2F）	0966-22-3868
鹿児島支店	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町 11-30（富士火災鹿児島ビル 6F）	099-226-6663
鹿屋支店	893-0014	鹿児島県鹿屋市寿 2-8-15	0994-44-3103
宮崎支店	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西 5-1-24（富士火災宮崎ビル 5F）	0985-24-3412
延岡支店	882-0823	宮崎県延岡市中町 2-1-7（ジブラルタ生命延岡ビル 6F）	0982-32-2038
都城支店	885-0021	宮崎県都城市平江町 13 街区 15 号（富士火災都城ビル 1F）	0986-23-2103
佐賀支店	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-9-45（三井生命ビル 2F）	0952-26-4171
沖縄支店	900-0032	沖縄県那覇市松山 1-1-19（JPR 那覇ビル 4F）	098-868-3340
福岡代理店センター	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル 3F）	092-737-1418
福岡 PA センター	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル 6F）	※

2. 国内事故処理サービス体制

24時間365日　セイフティ24コンタクトセンター　0120-220-557（事故受付）

リアルタイムに対応するサービスネットワーク

当社では、万一事故にあわれた場合、ただちに事故対応ができるよう、全国に事故相談センターを設置しています。また、「セイフティ24コンタクトセンター」により24時間事故受付体制を整備しています。(SC=サービスセンター)

北海道損害サービス部			
札幌 SC	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル 3F）	011-231-5361
旭川 SC	070-0034	北海道旭川市 4 条通 12- 左 10（富士火災旭川ビル 1F）	0166-23-8733
釧路 SC	085-0015	北海道釧路市北大通 12-1-4（明治安田生命ビル 2F）	0154-32-0550
帯広 SC	080-0803	北海道帯広市東三条南 9-19-2（富士火災帯広ビル 1F）	0155-26-1156
函館 SC	040-0011	北海道函館市本町 6-5（富士火災函館ビル 1F）	0138-55-5820
北見 SC	090-0024	北海道北見市北４条東 3-1-1（富士火災北見ビル 1F）	0157-24-9051
苫小牧 SC	053-0022	北海道苫小牧市表町 5-10-7（セントラル駅前ビル 3F）	0144-33-5918
北海道火災新種 SC	060-8635	北海道札幌市中央区南一条西 6-20-1（富士火災札幌ビル 1F）	011-231-6481
東北損害サービス部			
仙台 SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル 2F）	022-221-2536
石巻 SC	986-0812	宮城県石巻市東中里 2-10-16（富士火災石巻ビル 3F）	0225-23-1409
八戸 SC	031-0081	青森県八戸市柏崎 1-10-16（富士火災八戸ビル 1F）	0178-24-1278
青森 SC	030-0861	青森県青森市長島 2-10-5（富士火災青森ビル 1F）	017-777-3536
弘前 SC	036-8001	青森県弘前市代官町 15（第一オフィスビル 2F）	0172-39-2241
山形 SC	990-0042	山形県山形市七日町 3-5-20（富士火災山形ビル 1F）	023-633-7500
米沢 SC	992-0012	山形県米沢市金池 5-13-3（KR ビル金池 2F）	0238-23-6341
盛岡 SC	020-0015	岩手県盛岡市本町通 3-18-45（富士火災盛岡ビル 6F）	019-651-0853
秋田 SC	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町 1-49（富士火災秋田ビル 5F）	018-824-2163
郡山 SC	963-8014	福島県郡山市虎丸町 24-8（富士火災郡山ビル 7F）	024-933-6341
いわき SC	970-8026	福島県いわき市平字小太郎町 1-6（明治安田生命平ビル 4F）	0246-23-3146
東北火災新種 SC	980-0811	宮城県仙台市青葉区一番町 1-8-3（富士火災仙台ビル 2F）	022-221-2537
首都圏損害サービス部			
東京第一 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 10F）	03-3230-6418
東京第二 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 10F）	03-3230-6419
東京第三 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 10F）	03-3230-6420
西東京 SC	190-0012	東京都立川市曙町 2-22-20（立川センタービル 9F）	042-526-6053
横浜 SC	222-0033	神奈川県横浜市港北区新横浜 2-4-19（富士火災横浜ビル 1F）	045-471-5915
相模大野 SC	252-0303	神奈川県相模原市南区相模大野 3-13-15（第 3 タカビル 6F）	042-766-5841
湘南 SC	254-0035	神奈川県平塚市宮の前 1-7（平塚宮の前ビル 1F）	0463-23-6211
千葉 SC	260-0013	千葉県千葉市中央区中央 4-17-1（富士火災千葉ビル 5F）	043-225-2424
東葛 SC	277-0852	千葉県柏市旭町 1-1-5（浜島ビル 8F）	04-7145-8389
甲府 SC	400-0032	山梨県甲府市中央 2-9-21（富士火災甲府ビル 1F）	055-228-6309
自賠責 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 10F）	03-3230-6421
東日本自動車 SC	140-0014	東京都品川区大井 1-49-12（富士火災大井ビル 6F）	03-5746-3131
首都圏火災新種 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 9F）	03-3230-6424
海損 SC	105-8622	東京都港区虎ノ門 4-3-20（神谷町 MT ビル 7F）	03-5400-6544
海損 SC（大阪）	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 6F）	06-6266-7930
関東損害サービス部			
さいたま SC	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町 3-54（富士火災大宮ビル 6F）	048-641-8421
熊谷 SC	360-0037	埼玉県熊谷市筑波 2-48-1（大栄日生熊谷ビル 6F）	048-524-9271
川口 SC	332-0035	埼玉県川口市西青木 3-3-9（富士火災川口ビル 2F）	048-253-9653
宇都宮 SC	320-0807	栃木県宇都宮市松ヶ峰 1-3-15（富士火災宇都宮ビル 1F）	028-636-0205
小山 SC	323-0025	栃木県小山市城山町 2-12-16（中野屋ビル 5F）	0285-24-3681
群馬 SC	370-0801	群馬県高崎市上並榎町 382-1（富士火災高崎ビル 1F）	027-363-4130
長野 SC	380-0813	長野県長野市鶴賀緑町 1393-3（富士火災長野ビル 7F）	026-224-4120

松本 SC	390-0814	長野県松本市本庄 1-3-12（アカギビル 1F）	0263-32-2731
水戸 SC	310-0805	茨城県水戸市中央 2-6-29（富士火災水戸ビル 5F）	029-224-5507
土浦 SC	300-0045	茨城県土浦市文京町 1-50（富士火災土浦ビル 4F）	029-823-2811
新潟 SC	950-0082	新潟県新潟市中央区東万代町 1-30（新潟第一生命戸田建設共同ビル 3F）	025-243-4861
長岡 SC	940-0088	新潟県長岡市柏町 2-2-36（富士火災長岡ビル 3F）	0258-36-2303
関東火災新種 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 9F）	03-3230-6425
東海・北陸損害サービス部			
名古屋 SC	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル 1F）	052-251-3171
豊橋 SC	440-0814	愛知県豊橋市前田町 1-6-4（富士火災豊橋ビル 1F）	0532-53-6947
半田 SC	475-0903	愛知県半田市出口町 2-250（富士火災半田ビル 3F）	0569-23-3751
一宮 SC	491-0858	愛知県一宮市栄 3-7-15（一宮駅前ビル 5F）	0586-24-1051
静岡 SC	420-0851	静岡県静岡市葵区黒金町 20-1（富士火災静岡ビル 2F）	054-255-5142
浜松 SC	430-0928	静岡県浜松市中区板屋町 110-5（浜松第一生命日通ビル 6F）	053-452-3197
沼津 SC	410-0801	静岡県沼津市大手町 2-10-14（三井生命沼津大手町第 2 ビル 2F）	055-962-7161
岐阜 SC	500-8073	岐阜県岐阜市泉町 41（富士火災岐阜ビル 2F）	058-262-8141
高山 SC	506-0025	岐阜県高山市天満町 5-13（スギビル 3F）	0577-32-8180
美濃加茂 SC	505-0044	岐阜県美濃加茂市加茂川町 1-4-29（富士火災美濃加茂ビル 1F）	0574-25-1105
岡崎 SC	444-0914	愛知県岡崎市末広町 4-15（富士火災岡崎ビル 1F）	0564-23-8214
三重 SC	514-0832	三重県津市南中央 4-16（富士火災津ビル 2F）	059-225-5195
四日市 SC	510-0082	三重県四日市市中部 10-18（富士火災四日市ビル 3F）	059-353-1601
金沢 SC	920-0962	石川県金沢市広坂 1-2-24（富士火災金沢ビル 5F）	076-232-3071
富山 SC	930-0083	富山県富山市総曲輪 1-6-1（富士火災富山ビル 2F）	076-432-6280
福井 SC	910-0858	福井県福井市手寄 1-20-1（手寄久我ビル 4F）	0776-22-5022
東海・北陸火災新種 SC	460-0008	愛知県名古屋市中区栄 5-27-12（富士火災名古屋ビル 5F）	052-251-3173
大阪損害サービス部			
大阪 SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 4F）	06-4968-6701
堺 SC	590-0955	大阪府堺市堺区宿院町東 1-1-1（富士火災堺ビル 8F）	072-221-9344
守口 SC	570-0056	大阪府守口市寺内町 2-7-27（富士火災守口ビル 1F）	06-6994-1892
大阪東 SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 5F）	06-4968-6720
大阪北 SC	560-0082	大阪府豊中市新千里東町 1-4-1（阪急千里中央ビル 6F）	06-6835-3591
和歌山 SC	640-8355	和歌山県和歌山市北ノ新地 1-25（富士火災和歌山ビル 1F）	073-431-8370
自賠責 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル 4F）	06-6244-6939
西日本自動車 SC	542-8567	大阪府大阪市中央区南船場 1-18-11（富士火災大阪本社ビル 13F）	06-7730-2771
大阪火災新種 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル 5F）	06-6244-5730
関西損害サービス部			
京都 SC	600-8372	京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480 番（富士火災京都ビル 2F）	075-371-2201
北近畿 SC	620-0054	京都府福知山市末広町 1-18-12（福知山大和ビル 1F）	0773-24-0630
滋賀 SC	520-0806	滋賀県大津市打出浜 34-7（富士興業大津ビル 3F）	077-522-3284
奈良 SC	630-8115	奈良県奈良市大宮町 6-3-3（富士火災奈良ビル 1F）	0742-35-4581
神戸 SC	651-0088	兵庫県神戸市中央区小野柄通 3-2-22（富士火災神戸ビル 2F）	078-265-2630
姫路 SC	670-0932	兵庫県姫路市下寺町 114（富士火災姫路ビル 2F）	079-285-4735
関西火災新種 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル 6F）	06-6244-5731
中国損害サービス部			
広島 SC	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル 4F）	082-223-3322
福山 SC	720-0811	広島県福山市紅葉町 2-27（日本生命福山ビル 5F）	084-922-1488
山口 SC	745-0036	山口県周南市本町 1-3（大同生命徳山ビル 4F）	0834-31-2031
岡山 SC	700-0837	岡山県岡山市北区南中央町 2-11（富士火災岡山ビル 2F）	086-231-1244
山陰 SC	683-0805	鳥取県米子市西福原 2-1-1（YNT 第 10 ビル 3F）	0859-32-6654
中国火災新種 SC	730-0011	広島県広島市中区基町 12-6（富士火災広島ビル 9F）	082-223-2611
四国損害サービス部			
高松 SC	760-8539	香川県高松市磨屋町 8-1（富士火災高松ビル 4F）	087-822-6979
徳島 SC	770-0856	徳島県徳島市中洲町 1-42-1（富士火災徳島ビル 1F）	088-625-2335
松山 SC	790-0003	愛媛県松山市三番町 4-8-11（富士火災松山ビル 4F）	089-943-6979
高知 SC	780-0822	高知県高知市はりまや町 2-2-11（富士火災高知ビル 1F）	088-824-9100

新居浜 SC	792-0026	愛媛県新居浜市久保田町 1-2-5（富士火災新居浜ビル 3F）	0897-37-3247
九州損害サービス部			
福岡 SC	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル 2F）	092-761-7951
北九州 SC	802-0005	福岡県北九州市小倉北区堺町 2-3-31（富士火災小倉ビル 3F）	093-551-0034
久留米 SC	830-0018	福岡県久留米市通町 10-4（富士火災久留米ビル 4F）	0942-31-2429
飯塚 SC	820-0040	福岡県飯塚市吉原町 6-1（あいタウン 4F）	0948-22-8300
長崎 SC	850-0032	長崎県長崎市興善町 4-8（富士火災長崎ビル 2F）	095-825-4933
佐世保 SC	857-0028	長崎県佐世保市八幡町 4-3（八幡ビル 3F）	0956-23-7348
大分 SC	870-0045	大分県大分市城崎町 1-3-31（富士火災大分ビル 6F）	097-535-1150
熊本 SC	860-0843	熊本県熊本市中央区草葉町 4-20（富士火災熊本ビル 4F）	096-354-1562
鹿児島 SC	892-0847	鹿児島県鹿児島市西千石町 11-30（富士火災鹿児島ビル 3F）	099-224-1761
宮崎 SC	880-0001	宮崎県宮崎市橘通西 5-1-24（富士火災宮崎ビル 1F）	0985-24-3263
都城 SC	885-0021	宮崎県都城市平江町 13 街区 15 号（富士火災都城ビル 2F）	0986-23-2163
佐賀 SC	840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央 1-9-45（三井生命ビル 4F）	0952-29-8941
沖縄 SC	900-0032	沖縄県那覇市松山 1-1-19（JPR 那覇ビル）	098-868-3357
九州火災新種 SC	810-8637	福岡県福岡市中央区大名 2-4-35（富士火災福岡ビル 1F）	092-771-8794
傷害医療損害サービス部			
医療 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 9F）	03-3230-6422
東日本傷害 SC	102-8020	東京都千代田区九段南 2-3-14（靖国九段南ビル 9F）	03-3230-6423
西日本傷害 SC	542-0082	大阪府大阪市中央区島之内 1-7-21（ミナミ長堀ビル 8F）	06-6244-6834
セイフティ 24 コンタクトセンター			
	556-0017	大阪府大阪市浪速区湊町 1-4-38（近鉄新難波ビル 4F）	0120-220-557

富士火災海上保険株式会社

東京本社：〒105-8622　東京都港区虎ノ門４丁目３番20号 神谷町MTビル　Tel.03-5400-6000（大代表）
大阪本社：〒542-8567　大阪市中央区南船場１丁目18番11号　Tel.06-6271-2741（大代表）
ホームページ：http://www.fujikasai.co.jp/

2012.7（D0108）10,000